

令和3年 第2回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和3年第2回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 6月11日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	4
◎諸報告	4
◎議案第44号から議案第63号まで一括上程、説明	5
◎委員会提出議案第3号の上程、説明	11
◎議員提出議案第1号の上程、説明	11
◎陳情の委員会付託	12
◎散会の宣告	12

第2日 6月16日(水)

◎議事日程	15
◎本日の会議に付した事件	15
◎出席議員	15
◎欠席議員	15
◎説明のための出席者	15
◎事務局職員出席者	16
◎開議の宣告	17
◎議事日程の報告	17

◎一般質問	1 7
湯田芳博議員	1 7
高野精一議員	3 3
渡部訓正議員	4 2
川島進議員	5 8
五十嵐芳道議員	6 6
◎散会の宣告	7 8

第3日 6月17日(木)

◎議事日程	7 9
◎本日の会議に付した事件	7 9
◎出席議員	7 9
◎欠席議員	7 9
◎説明のための出席者	7 9
◎事務局職員出席者	8 0
◎開議の宣告	8 1
◎議事日程の報告	8 1
◎一般質問	8 1
山内政議員	8 1
大桃英樹議員	9 3
丸山陽子議員	1 1 1
馬場浩議員	1 1 9
湯田哲議員	1 3 7
◎散会の宣告	1 5 7

第4日 6月18日(金)

◎議事日程	1 5 9
◎本日の会議に付した事件	1 6 0
◎出席議員	1 6 0
◎欠席議員	1 6 0

◎説明のための出席者	160
◎事務局職員出席者	161
◎開議の宣告	162
◎議事日程の報告	162
◎委員会提出議案第3号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則の質疑、 討論、採決	162
◎議案第44号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	163
◎議案第45号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の質疑、討 論、採決	164
◎議案第46号 南会津町あらかい健康キャンプ村条例を廃止する条例の質疑、 討論、採決	164
◎議案第47号 工事請負契約について（木の町コミュニティ館（仮称）建設 事業建築主体工事）の質疑、討論、採決	169
◎議案第48号 工事請負契約について（木の町コミュニティ館（仮称）建設 事業電気設備工事）の質疑、討論、採決	182
◎議案第49号 物品購入契約について（鳥獣被害防止施設資材購入）の質疑、 討論、採決	184
◎議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（会津高原南郷スキー 場）の質疑、討論、採決	185
◎議案第51号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	185
◎議案第52号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	186
◎議案第53号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	186
◎議案第54号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	187
◎議案第55号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	187
◎議案第56号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	188
◎議案第57号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	188
◎議案第58号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	189
◎議案第59号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	189
◎議案第60号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決	190

◎議案第 6 1 号	農業委員会委員の任命についての質疑、採決	1 9 0
◎報告第 3 号	令和 2 年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についての 質疑	1 9 1
◎報告第 4 号	令和 2 年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いての質疑	1 9 1
◎議案第 6 2 号	令和 3 年度南会津町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑、討 論、採決	1 9 2
◎議案第 6 3 号	令和 3 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） の質疑、討論、採決	1 9 2
◎令和 3 年陳情第 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情につ いての委員長報告、質疑、討論、採決	1 9 5
◎令和 3 年陳情第 3 号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被 災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出 を求める陳情書についての委員長報告、質疑、討論、 採決	1 9 6
◎議員提出議案第 1 号	議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する 決議の質疑、討論、採決	1 9 8
◎特別委員会委員の選任について		1 9 9
◎特別委員会正副委員長の互選結果		2 0 0
◎日程の追加		2 0 1
◎委員会提出議案第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につい ての上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 1
◎委員会提出議案第 5 号	被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書の提出についての 上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 3
◎議員派遣の件について		2 0 4
◎閉会中の継続調査について		2 0 5
◎閉会の宣告		2 0 5
◎署名議員		2 0 7

令和3年第2回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和3年6月11日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第44号から議案第63号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 委員会提出議案第3号の上程

(趣旨説明)

日程第 6 議員提出議案第3号の上程

(趣旨説明)

日程第 7 陳情の委員会付託

令和3年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

令和3年陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
6番	渡 部 訓 正	議員	7番	丸 山 陽 子	議員
8番	湯 田 良 一	議員	9番	大 桃 英 樹	議員
10番	湯 田 哲	議員	11番	高 野 精 一	議員
12番	山 内 政	議員	13番	菅 家 幸 弘	議員

14番 星 光 久 議員

15番 楠 正 次 議員

16番 室 井 嘉 吉 議員

欠席議員（1名）

5番 室 井 英 雄 議員

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	小 寺 俊 和	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長	阿久津 勝 英	健 康 福 祉 課 長
室 井 利 和	農 林 課 長	星 博 文	商 工 観 光 課 長
月 田 啓	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
渡 部 浩 明	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
阿久津 正 人	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長
酒 井 浩 哉	南 郷 総 合 支 所 長	渡 部 弘 明	代 表 監 査 委 員

事務局職員出席者

星 貴 夫 事 務 局 長

星 彰 議 事 係 長

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまから令和3年第2回南会津町議会定例会を開会します。

代表監査委員より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

渡部代表監査委員。

○渡部弘明代表監査委員 おはようございます。お許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げます。

木下前代表監査委員の後任といたしまして、このたび、南会津町代表監査委員に就任いたしました渡部弘明と申します。よろしくお願いいたします。

代表監査委員の職務の重要性を十分認識いたしまして、行財政運営の効率化、予算執行における公正の確保など、しっかりと監査業務を務める所存でございます。舟木隆監査委員、湯田良一監査委員お二人とともに職務を遂行してまいりますので、今後とも皆様方のなお一層のご協力、ご指導をお願い申し上げ、代表監査に就任のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、馬場浩君、11番、高野精一君を指名します。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から6月18日までの8日間とし、明12日から15日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの8日間とし、明12日から15日までを休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和3年第1回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、監査委員から、本年4月末までの令和2年度及び令和3年度の例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告をしておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和3年第1回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の一般行政報告書のとおりでございます。

これで諸報告は終わりました。



◎議案第44号から議案第63号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第44号から議案第63号まで一括上程します。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和3年第2回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙中にもかかわらずご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

提案理由の説明の前に、新型コロナウイルスワクチン接種について、既に接種を予約された65歳以上の方の日程を変更することになりましたので、ご報告といたしますか、説明をさせていただきたいと思います。

本町では、65歳以上の方の最終接種日を8月11日としていたところであります。

これは、私たちがワクチンの接種のスケジュールを組むときに、私たちの地域、介護施設のクラスターが発生しておりまして、非常に困難な期間でありました。そのような中にありまして、医療関係者の皆さん、開業医の先生方でもありますけれども、あと南会津病院、医療関係者の皆様方と協議をして、どのようにできるだけ町民の皆さんの期待に沿えるように早く接種できるかということ、計画しようとしたところであります。

そうした中で、医療スタッフの不足が考えられましたものですから、県のほうにも医療スタッフの応援を要請したところではありますが、県のほうからその時点で、県のほうも余裕がないということで断られました。

そういう中で、医師会の先生方、そして南会津病院、そしていろいろ関係者の皆様方と協議をした結果、私たちの地域は、落ち着いて接種を受けていただくには、8月11日までスケジュールを組まざるを得ないと、そのような判断の中で進めてきたところあります。

そうした中であつたのですが、先週あたりから特に声強く国・県の要望が、7月うちに接種を終了しなさいと、そのような話がありましたものですから、これまでの経緯も話ししながら、町としては落ち着いて安全に接種できる対応としては、当初のスケジュールどおりやらせてほしいと、このように県にも総務省のほうにも、直接町の状況を説明しながらやってきたところ

でございますけれども、先週の後半から県が、医療スタッフから事務員から全てセットで応援するから、この7月うちに接種が完了するように町は努力してくれと、そのような話がございました。

ですから、冒頭申し上げましたように、最初から医療スタッフを送っていただければ、そのようなことも計画できたのでありますけれども、やはり途中から方向変換といいますか、応援もするというような話もいただきましたので、町としてはこれらの要請を受けまして、急遽8月予約済みの方々の接種予定日を7月に繰り上げることにいたしました。対象となる約1,400人の方には、来週中早々に変更通知を送付させていただきまして、追って電話等による説明と確認をさせていただきたいと思っております。

国及び県からの要請とはいえ、住民の方々にはご迷惑をおかけすることになりまして、大変申し訳なく思っております。町といたしましては、引き続き万全の態勢を整え、住民の皆様に対する安全確実なワクチン接種を進めてまいりたいと思っております。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第44号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、松下団地建て替え事業の実施に当たり、空き家1棟1戸を解体するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律による所得税法の改正により、寡夫の定義及び寡夫控除の規定がなくなり、ひとり親の定義及びひとり親控除の規定が新設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号 南会津町あらかい健康キャンプ村条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

南会津町あらかい健康キャンプ村は、化学物質等により健康被害を受けた方へ療養の場を提供すること等を目的に、平成19年度から施設の管理運営を行ってまいりましたが、近年は施設利用者が著しく減少していることに加え、度重なる豪雨災害や有害鳥獣による被害、さらには給水設備等の大規模改修が必要であるなど、安全性や財源の確保が困難な状況となっております。

また、化学物質等の専門的知識を有した法人も解散に至ったことから、一定の役割を果たし

たものと判断し、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第47号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、本町の林業、木材産業の発展及び理解醸成並びに木の町としての情報発信機能を持つ木の町コミュニティ館、仮称であります。建設事業に係る建築主体工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、木造2階建て、延べ床面積869.07平方メートル、建築主体工事一式でありまして、町内建築業者9社を指名し、去る5月27日、指名競争入札を執行した結果、請負金額2億2,980万1,000円で、株式会社芳賀沼製作が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事期間は令和4年3月25日までを予定しております。

次に、議案第48号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、木の町コミュニティ館（仮称）建設事業にかかる電気設備工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、木造2階建て、延べ床面積869.07平方メートル、電気設備工事一式でありまして、町内電気設備業者6社を指名し、去る5月27日、指名競争入札を執行した結果、請負金額5,060万円で、株式会社阿久津電気工事が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事期間は令和4年3月25日までを予定しています。

次に、議案第49号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、野生鳥獣による農作物被害対策として、鳥獣被害防止施設資材の購入契約を締結することについて、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

購入する物品は、ワイヤーメッシュと電気柵を連結した複合柵6,340メートルの資材のほか、ワイヤーメッシュパネル、支柱、電気柵本体機、連結金具等設置部材一式で、去る5月31日、6社に対し見積り合わせを実施した結果、購入金額1,408万円で、会津よつば農業協同組合が落札いたしましたので、同組合と物品購入契約を締結するものであります。

なお、納入期限は令和3年8月31日までを予定しております。

次に、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、本年4月から指定管理者が未定となっておりました会津高原南郷スキー場について、株式会社みなみあいづを指定管理者として指定し、指定管理の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議

決を求めるものであります。

次に、議案第51号から議案第61号までの農業委員会委員の任命についてであります。関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が本年4月19日で満了となることから、今回新たに任命するものであります。つきましては、11名の委員の選任に関し、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第51号に同意を求めます芳賀美紀氏であります。主な経歴は別途配付しております。附属資料に記載のとおりでありまして、農業に関する識見を有し、農地利用の最適化を推進する上でご尽力いただけるものと確信しております。

以下同様の内容となりますが、議案第52号で同意を求めます馬場崇裕氏、議案第53号で同意を求めます湯田重行氏、議案第54号で同意を求めます湯田孝義氏、議案第55号で同意を求めます室井文一氏、議案第56号で同意を求めます渡部一男氏、議案第57号で同意を求めます酒井圭氏、議案第58号で同意を求めます星隆一氏、議案第59号で同意を求めます湯田義三氏、議案第60号で同意を求めます平野恒二氏、議案第61号で同意を求めます星洋一氏であります。

以上、11名の皆様につきましては、農業委員会の委員として適任者でありますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

なお、任期は令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間となります。

次に、報告第3号 令和2年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費に係る繰越計算書の報告をするものであります。

令和2年度予算から令和3年度に繰越した事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるエールの交換プロジェクト事業ほか一般会計8事業で、繰越額の総額は3億4,931万4,000円であります。

なお、農林水産業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業は田沢ため池しゅんせつ工事であり、土木費の社会資本整備総合交付金事業は大新田1号線南郷橋関連工事及び土地区画整理事業区画道路築造工事であります。

次に、報告第4号 令和2年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告書は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書の報告をするもので

あります。

対象となる事業は、国道289号永田橋関連配水管移設事業で、県発注工事との関連により令和3年度に繰越ししたものであります。

続いて、議案第62号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,686万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ129億431万7,000円とするものであります。

主な内容は、この冬の雪害等で被災した公共施設の修繕関係費のほか、年度開始後の国・県支出金の追加内示及び新たな事業予算の計上等による補正であります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第1款入湯税は、当初予算では見込んでいなかった観光施設等の営業開始に伴う収入見込額の計上であります。

第15款国庫支出金は、鉄道運行支援事業に充当する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び町道改良事業等に充当する社会資本整備総合交付金の追加配分金、合わせて3,577万6,000円を増額計上するものであります。

第16款県支出金は、補助メニューの変更等により、農業費県補助金187万7,000円を増額いたします。

第18款寄附金は、ふるさと納税として個人から1,000万円の寄附があったことから追加計上するもので、第19款繰入金は、きらら289及び花木の宿の整備のため、基金から1,100万円を繰り入れするものであります。

第21款諸収入は、この冬の公共施設の雪害等による修繕費に対する建物共済保険金及び地域防災組織育成のためのコミュニティ助成金交付見込額、合わせて2,020万円の増額計上であります。

第22款町債は、事業費の追加と充当事業の変更により4,350万円を増額補正するもので、緊急自然災害防止対策事業債の追加などが主なものであります。

続いて、歳出について主な内容をご説明申し上げます。

第2款総務費は、雪害による公共施設の修繕費489万7,000円のほか、地域防災組織育成のためのコミュニティ助成事業補助金140万円及び新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している会津鉄道と野岩鉄道について、運行維持を図るための負担金2,848万2,000円、合わせて3,477万9,000円を増額補正するもので、第3款民生費は、雪害により被災した福祉施設

の修繕費126万8,000円を増額補正するものであります。

第4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る職員の超過勤務手当を既存予算の組替えにより措置するものであります。

第6款農林水産業費は、農業振興事業補助金の事業メニューの組替え及び2月の融雪により越水した界地区農業用水路の再発被害防止のための工事請負費、合わせて2,052万5,000円を増額補正であります。

第7款商工費は、3,596万4,000円を増額するもので、その内容は、指定管理者不在により休館となっていた花木の宿が、新たな指定管理者により再オープンすることとなったため、当該施設の修繕工事請負費等1,608万2,000円を計上するほか、きらら289温泉源泉ポンプ入替え工事費及び会津高原ホテルなど観光施設の雪害による修繕費を計上しております。

このほか、4月から指定管理が開始となったことにより、不要となった観光施設の町管理費用480万7,000円を減額するものであります。

第8款土木費は、国から交付される社会資本整備総合交付金の追加配分が見込まれたことから、町道改良工事請負費等及び都市計画道路の築造工事費を追加するもので、2,012万2,000円を増額補正いたします。

第10款教育費は、祇園祭屋台の修繕費用に対する指定文化財等管理費補助金89万円の計上のほか、御蔵入交流館清掃業務の契約請差108万9,000円を減額するものなどであり、第14款予備費は、歳入との関連で増額するものであります。

なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第63号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,046万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,776万1,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、国民健康保険税の本算定の結果を受けて、第1款国民健康保険税を2,046万1,000円を追加し、歳出では、第3款国民健康保険事業費納付金を今年度分の確定に伴い1,408万5,000円を追加するものであり、第7款予備費は、歳入との関連で637万6,000円を追加するものであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案20件、報告2件につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り議決くださいますようお願い申し上げます。説明とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎委員会提出議案第3号の上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第5、委員会提出議案第3号を上程します。

提出者より、趣旨説明を願います。

議会運営委員長、12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それでは、今定例会に提出いたしました委員会提出議案について、趣旨説明を申し上げます。

委員会提出議案第3号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。標準町村議会会議規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。欠席等の届出及び請願書の記載事項等に関しては、所要の改正を行うものであります。

具体的内容につきましては、第2条では、遅刻早退の届出、出産、育児、介護など議会への欠席など事由を調整するとともに、出産については、産前産後の欠席期間を定めることとしました。

次に、第89条では、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めることとしました。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これで、委員会提出議案の説明は終わりました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明

○室井嘉吉議長 次に、日程第6、議員提出議案第1号を上程します。

提出者より、趣旨説明を願います。

議会運営委員長、12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それでは、議員提出議案第1号 議員定数と議員報酬に関する特別

委員会設置に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

議員定数と議員報酬に関しましては、平成22年に制定しました南会津町議会基本条例に明記されているとおり、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮することが求められております。本町議会は、次期町議会議員選挙1年前までに、議員定数と議員報酬に関しての方向性を導き出すために、現在まで4年1期の中で議論を重ねてまいりました。

議員定数と議員報酬を検討することは、どういう議会を目指すのか、議会のあり方を考えることでもあります。平成28年3月に設置された議員定数と議員報酬に関する特別委員会では、さまざまな視点から検討が進められ、多くの論点を学びました。

さらなる調査、研究を進めることを目的に、委員定数を副議長ほか6名で構成する議員定数と議員報酬に関する特別委員会を設置するものです。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、議員提出議案の説明は終わりました。



◎陳情の委員会付託

○室井嘉吉議長 日程第7、陳情の委員会付託を行います。

本日までに陳情2件を受理しております。

令和3年陳情第2号及び令和3年陳情第3号は、お手元に配付しました陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

以上で、本日の議事日程は全て終了をしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月16日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございます。

散会 午前10時35分

令和3年第2回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和3年6月16日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

- 4番 湯田 芳博 議員
- 11番 高野 精一 議員
- 5番 室井 英雄 議員
- 6番 渡部 訓正 議員
- 3番 川島 進 議員
- 1番 五十嵐 芳道 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 五十嵐 芳道 議員 | 2番 | 馬場 浩 議員 |
| 3番 | 川島 進 議員 | 4番 | 湯田 芳博 議員 |
| 6番 | 渡部 訓正 議員 | 7番 | 丸山 陽子 議員 |
| 8番 | 湯田 良一 議員 | 9番 | 大桃 英樹 議員 |
| 10番 | 湯田 哲 議員 | 11番 | 高野 精一 議員 |
| 12番 | 山内 政 議員 | 13番 | 菅家 幸弘 議員 |
| 14番 | 星 光久 議員 | 15番 | 楠 正次 議員 |
| 16番 | 室井 嘉吉 議員 | | |

欠席議員 (1名)

- 5番 室井 英雄 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育課長	小寺俊和	総務課長
星良栄	総合政策課長	鈴木秀和	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	馬場誠	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、5番、室井英雄君であります。

それでは、本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の主旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 湯 田 芳 博 議員

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君の登壇を許します。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議場にお集りの皆様、おはようございます。

議席番号4番、湯田芳博であります。

議員在職2年目になります。1期4年の折り返し点でございますが、近年、地域に出現をする政治的課題がこれまでの想像を超える不透明にして広範なもの、しかも重層的な様相を呈してきております。私は、これまでも申し上げてまいりましたように、多くの町民の期待をつないで議場に立つ政治家の1人として、今できることを、今しなければならぬことを怠ることなく、やり続ける覚悟を持って一般質問をさせていただきます。

初めに、公平・公正を町政の柱に据えてきました町の実態についてであります。これまでの町政における、公平・公正な政策実現例を具体的にお示しをいただきたい。

その1点目でありましたが、若者と言われる世代から高齢者世代まで、各世代間の公平・公正な政策実現事例をお示しをいただきたい。

2つ目、第三セクターへの経営支援と民間事業体が担う経済（経営）、そうした活動に対する助成政策の公平・公正の実現事例をお示しをいただきたい。

3つ目でありましたが、予算配分上の公平・公正に関する指標があれば、お示しをいただきたい。

次に、年金受給者への生活支援政策とその効果についてであります。

主たる収入が国民年金受給額とされる町民の食や住に関する生活環境の整備に取り組んでこられた、町独自の政策的事業とその効果をお示しをいただきたい。

次に、障がいを持つ方々が今の自分に自信を持って社会参画できる政策についてであります。

その1つ目、在宅でも働けるシステムの構築と、それら作業等を行う場合の効率的に行う環境づくりを支援する社会参画への具体策をお示しをいただきたい。

2つ目であります。社会福祉法人南陽会を介した、社会参画へのための助成措置等具体的な計画をお示しをいただきたい。

そして3つ目であります。障がい者計画策定に臨む姿勢と計画の熟成度を高める具体的方策をお示しをいただきたい。

これら質問の全てについて、町長に答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質問を申し上げましたが、与えられた時間内において、再質問をさせていただくことといたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

4番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、公平・公正を町政の柱に据えてきた町の実態を問うの1点目、若者と言われる世代

から高齢者世代までの各世代間の公平・公正な政策実現事例、2点目、第三セクターへの経営支援と民間事業体等が担う経済活動に対する助成政策の公平・公正の実現事例、3点目、予算配分上の公平・公正に関する指標を示せとのおただしについては関連がございますので、一括してお答えをいたします。

さきに行われました、令和3年3月の第1回定例議会において、4番議員からの一般質問にもお答えしましたとおり、公正・公平・思いやりは私の政治信条であります。これまでの町政運営においても、一人一人の声に真摯に向き合いながら、困った人に手を差し伸べられる行政であり続けたいと思ひまして、初心を忘れることなく、町民の皆様と直接お会いして生の声をお聞きしながら、たとえ少数の方々の意見であっても、それぞれの意見を尊重した上で、政策の必要性や緊急性等を判断いたしまして、そして法令、規則にのっとり議員の皆さんにもご審議をいただいた上で実行しているのが私の政治のやり方であります。

このため、個々の事業に対しての公平・公正ではなくて、状況に応じた判断により取り組んでおります。

なお、ただいま申し上げましたように、各事業につきましては、それぞれの法令であったり、規則であったり、そのようなことをしっかりと遵守しながら執行しておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、主たる収入が国民年金受給額とされる町民の、食や住に関する生活環境の整備に取り組んできた町独自の政策的事業とその効果を示せとのおただしではありますが、本町では、国民年金受者への独自の取組は行っておりませんが、国民年金受給者を問わず、高齢者世帯等に対して様々な支援制度を設けております。

高齢者生活支援事業、高齢者見守り支援事業、元気でゆうゆう温泉等利用助成事業、高齢者生きがい活動支援通所事業など、健康増進と安心して暮らせるための自立生活の助長や社会参加の促進を図ることを目的に取り組んでおります。

また、住環境では、高齢者に優しい住まいづくり助成事業に取り組み、高齢者が自宅で転倒するなど要介護または要支援者状態とならないよう、住宅改修の資金を助成し、自立した在宅生活の確立を支援しております。

さらに、定年退職後においても社会参加や健康維持、生きがいの充実のために仕事を希望する高齢者に対して、シルバー人材センターでの活動の場が設けられており、こうした社会参加により高齢者の生活の安定や地域社会の維持、発展につながるものと、そのように考えております。

これらの効果もありまして、本町では、健康寿命が過去3年間で伸びているほか、後期高齢者医療保険給付費では、ここ数年減少傾向にあります。

今後も引き続き、豊かな長寿社会の現実に向けまして、高齢者が安心して生活できるよう各種サービス事業を展開するとともに、世代間交流を通じた地域ぐるみでの高齢者支援を行いまして、高齢者の健康づくり、社会参加を支援し、高齢者の生きがいづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、障がい者を持つ方々の社会参画に関する1点目、在宅でも働けるシステムの構築と作業等を効率的に行う環境づくりを支援する社会参画への具体策を示せとのおたただしですが、在宅でも働けるシステム構築や環境づくりのための特別な事業は、現在のところ行っておりませんが、町では、障がいにより一般就労が困難な方に対し、働く場の提供や就労への知識と能力向上を目的とした就労継続支援事業を行っております。現在、50名の方が利用されております。そのうち、町内にある、あたご共同作業所では24名、木の葉では7名の方が利用されております。

本事業は、事業所への通所を前提とした支援ではありますが、就労を通して障がい者の社会参加に必要な事業と考えております。

一方、障がいの特性から、外へ出ることが困難な方がいることも承知しております。このような方々から在宅の就労相談があった場合は、生活の状況を聞き取り関係機関につなぐなど、個別に対応しております。

次に2点目、社会福祉法人南陽会を介した社会参画のための助成措置等具体的計画を示せとのおたただしですが、社会福祉法人南陽会が提供している障がい福祉事業については、施設に入所しながら生活支援を行う施設入所支援、少数での共同生活を支援するグループホームサービス、障がい者やその家族への相談や助言を行う相談支援、1点目で答弁しました、就労支援を目的とした就労継続支援事業など、地域で生活する上で必要なサービスの提供により、障がい者の社会参画につなげております。

町では、これらのサービス提供に係る費用を障がい福祉サービス給付費として給付しており、引き続き、これらの事業促進と障がい者への支援を行ってまいりたいと思っております。

次に3点目であります。障がい者計画策定に臨む姿勢と計画の熟成度を高める具体的な方策を示せとのおたただしですが、町では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とした、南会津町第4期障がい者計画に基づきまして、各種障がい福祉事業を進めております。

障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い共に生活できる町を基本理念とし、障がい福祉

の向上を目指しているところであります。

南会津町第5期障がい者計画の策定に向けましては、障がい関係団体や福祉サービス提供事業者と意見交換を行いながら、地域の現状と課題を探り、また、障がいを持つ方やその家族にアンケート調査を行うなど、ニーズを把握した後、計画に反映させていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 公正・公平を政治信条としているということですが、政治家、そしてまた行政に当たっては、公正・公平は基本中の基本だと私は理解しております。

そこで、お聞きしますが、この公平・公正を推しはかるといいますか、検証する何かがございますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

公平・公正は、行政をつかさどる者として基本的な考え方といえますか、当然のことだとそういうふうにも、湯田議員おっしゃいましたけれども、全く私もその通りだと思います。

ですから、まずは基本的なことを実行するということが、まずは、私は大事なことだと思います。ですからその上に立って、今いろいろ町の事業も進めておりますけれども、そういう意味で状況の判断の中で、私としては、先ほども各種事業もそうですけれども、計画するについてもいろんな状況判断をしながら、情報をお聞きし、そして、その中でどのような方法がよいのかということも検討しながら、その元となるのは、やはり法令であったり、規則であったり、もちろん事業を進めるためには、また約束事も決めなければなりませんので、それらに対してしっかり検討を重ねた上で、しっかり検討を加えながら、町は、私としては、執行している。それが、公平・公正の基準になるものと、私はそのように考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 公正という言葉を広辞苑で引きますと、偏らないという、あるいは、えこひいきをしないと、なかなか難しいことだと思うんですね。人間は感情がありますから。

そういう中で、公平・公正をあえて表に出すということは、よほどの上の覚悟があるんだろうと思うんです。そして、それが絶えず、公平で公正に執行されているかどうかというものを検証する機会が、あるいはそういう瞬間があると思うんですが、自分が公正であるかどうかと

いうことを検証するという事は、どのタイミングで行っているか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは、常に行う前よく考えること、そして行った後、これは検証といわれるかもしれませんが、そういうことだと思いますけれども、私としては、私個人としてもそれぞれ反省しながら、本当によかったのかとか、そのようなことも反省しながらやっていますし、それから、各それらに関係する人々、これらの人たちの意見も十分お聞きしながら町の事業を進めている、それが私の行政に対してのやり方といたしますか、姿勢でありますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 町長としての姿勢については、理解をすることができます。当然なことですから。

それでは1つお聞きしますが、一人一人の声をできるだけ聞くとっても、なかなかこれも町長という仕事をしていると難しいところがあると。それでは、職員が調査をするなり、あるいは現場の声を反映させるという、事業の中で情報収集したものもあると思いますが、今、若者と言われている世代が何を望んでいるかご存じですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 これについても、いろいろな町を通していろんな施策をしております。アンケートも取っておりますし、人それぞれの個々のご意見もあります。ですから、そういう意味で一人一人の意見も真摯に捉えて、そして対応したいと、こう申し上げておりますが、そういう意味で一人一人のところまで全てが行き届くとも、それも考えられませんが、しかし現状としてどのようなことが大事か、それをしっかり調査し、または意見を聞いた中で、私としては、この町、町政を執行しているつもりでございます。

ですから、いろんな方がいらっしゃるということも、私としてもそれは理解をしておりますけれども、そうした中で町としてどのような行政を、どのような事業をやったらいいいのかということを、十分常に考えながらやっているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今のお話については、私も同感であります。今、新型コロナウイルスの感染が蔓延をして、いわゆる緊急事態宣言、あるいはまん延防止法等で、それぞれ都市部における状況と、それから地方における、地方といっても規模の問題があるので一概には言え

ませんが、いわゆる中山間地域と言われる地方の経済と感染防止とのいわゆる両立。

それと都会における、いわゆる大都市と言われるような、例えば地方都市で言えば仙台のようなどころでは、同じ言葉でくくってしまうことができないほど差があります。ということは地方自治体は、地方自治というのは、国や県の方針、あるいは方策、それを受けながらも、規則を逸脱しない範囲で独自の政策をつくり上げていくということが私は求められていると、そういう中で、今若者たちがどんどん町から流出していく、そういう状況の中でコロナの感染とこののをちょっとそばに置いておいても、どうしてそういう流れができたんだろう。あるいは、そういう人たちが今抱えている問題を町長が自ら聞くということは、なかなか難しい。そういう機会もあるでしょう。でも、それはそれぞれの担当職員がいるわけですから、その職員をもって、多数の声として政策にどう反映していくかということを考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

若い人たち、非常に少なくなっております。高齢化が進んでおります。人口も減っております。まずは、最近、生まれる子供たちも非常に少なくなっております。そういう中で、高校生までは、ある程度若い人たちがといますか、いるということ。

それから、高校を卒業すれば、ほぼほぼ町外に出ていかれる方が多くなっている現実。町に職場がないと言われますけれども、職業紹介等、町がずっと続けてまいりましたけれども、ここ10年近く続けてまいりました。高卒の方々も、町の事業所、あるいは企業に勤められる方が近年、ある程度的人数がおられるようになりました。

そしてまた、1度は都会に出られた方も、戻ってこられる方も結構な方がここ数年続いておりました。ただ、コロナ禍の中で、その動向はちょっと変わってきておりますけれども、そのような状況が続いておりました。

そういう若い人たちに対しての、Iターン、Uターンの方々への町の支援等もやっておりますし、十分ではないかもしれませんが、町としてはできることをやっていくと、今現状を踏まえた中で、自分としても十分ではないかもしれませんが、やっているとそのようにも考えております。

まだまだ不十分の部分、それからまた状況が変化する部分の中で対策をしなければならないことも生じてくると思いますけれども、それらに対しても、今議員おっしゃられたように、当然、町民の方々の意見、それから職員がしっかりとした状況調査、そして特に商工会の皆さん

方との連携、これが大事になってくると私は思っています。

そういうことを踏まえて、非常に今現在、人の流れが止まっている状況ではありますけれども、今後、ワクチンも接種始まりましたし、その後の流れの中で、若い人たち、その動向をつかみ、そして町内のいろんな業種の方々の動向もつかみながら、町としては、私としては、それらに対しての対策をしっかりしていくことが若い人たちを引き止める1つの大事な事業になってくると、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私、具体的な一般質問に入る前にちょっと申し上げましたが、私たちは町民の希望、そういうものを、あるいは期待として受けながらここに立っております。つまり、私たちが一般質問をしたり、議案審議をしたりする場合に、私の場合は、私の真意で発言することは非常に少ないです。つまり、私がここに立ってお話をさせていただくには、それがもととなる原因があります

今回、質問させていただくに当たって、いわゆる第三セクターの支援は大変だと思う、しかし、経済は全てつながっているのだと、私たちのような事業者には、個人経営であれ、零細経営であれ、法人経営であれ、いわゆるなかなかそういう助成というか援助の道がない。それで、もし差し支えなければ、第三セクターで働く人たちの人数で支援額を割って、一体1人当たり幾らの支援額になっているのか、何とか聞いていただけませんかというお話もありましたので、もしそのデータがあれば、教えていただきたい。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今現在、第三セクター、株式会社南会津含め、伊南の郷、たていわ農産含めまして、それらの決算ができてきたところでありまして、今後、ヒアリング等を行いまして、精査していくということと考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私は、第三セクターだけでいいんです。それからあと、過去のでいいです。今現在の求めています。例えば、出ていた数字だけでいいんですが、それがお分かりにならなければ結構ですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 今、手持ちの資料がございませんので、お答えできません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 はい、分かりました。

実はこれは、私が個人的に自分の意思として話をしてしているのではないです。言葉は違いますが、私に電話が来たり、私に問題を投げかけてきた人と同じような言葉では、私お話しできませんから。しかし、趣旨は間違っていないと思っています。そういうことが、実は一部の人から疑問視されているということを知っていただければよろしいかと思えます。

その上で、予算でほぼ政策の質が決まります。予算が伴って、初めて実行力が伴います。この予算配分のときに、先ほど町長が状況に応じて判断をすとお話した。そのとおりです。じゃ、現在はどのような状況に置かれていて、どういうふうな判断をすることが実は町民全体に公平さが行き渡るのか、こういうことを予算編成上の会議、あるいは席上では議論になるのでしょうか。お聞かせください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

予算の時期が、今はちょっと決算の時期ですので、予算の時期につきましては冬場になりますが、毎年、公平・公正を基に、町長の政治姿勢の下に予算編成は行っております。

具体的にといいますか、我々補助執行者が何を念頭に予算編成に取り組んでいるかといいますと、まず町長の選挙公約、これを常に頭に置きます。さらには、これまで住民と約束してきた政策、これがありますので、これはこの次の年にやります、そういう約束があります。さらには、町の総合振興計画をはじめとした各種実行計画、たくさんあります、これにのっとりて予算を組んでいくということ。また最後には、今住民からやってほしい、実現を求められているもの、これは何か、先ほど議員からありましたが常に町民の声に耳を傾けながら得てきた情報、これに基づいて政策を決定し、予算化していきます。

そういういろんなあらゆる視点におきまして広く目を配りながら、緊急性や必要性、住民の要求度、それらの観点から優先度を判断して、予算編成会議を行いながら予算査定をし、順次予算を積み上げていって予算案として議会にお示しをする、こういう流れになっております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 議員から、予算編成の考え方のご質問がありましたので、令和3年度当初予算編成に当たっての考え方を少しご説明をさせていただきたいと思えます。

やはり、令和3年度の当初予算編成においては、コロナの影響が色濃く残っているということから、そこに着目をしまして、新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大防止対策事業、それから経済回復対策事業、新しい生活様式への対策事業、こういったところを重要な優先事業

というような位置づけをしております。

そのような中で基本方針としては、時代の流れを力にして、新しい生活様式に対応した持続可能なまちづくりという町としての令和3年度の考え方を整理しました。特に、感染症の影響がこれからどういうふうに動いていくか、当時なかなか見えないところもありましたが、各課において、令和2年度の当初予算と比較して一般財源を3%減らしましょう、その分をコロナ対策のほうに充てていきたいと思いますというような特色を持って令和3年度の予算編成に当たったということをご報告申し上げたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほど、総合政策課長のほうからも話がありましたが、いわゆる町の独自性というものをこれからどう盛り込むか、つまり、国からのひもつき予算というのがあります。ひもつきという言い方が適当かどうか分かりませんが、県のいわゆる事業にのっとって行う事業も、もちろんあります。

しかし、私は公平・公正という、例えば物の考え方からすれば、いかにこの町の事情を知っている自治体が、自治体を運営する町長以下職員が、自分たちの手応えとしてこの町にどうしても必要なものをこれから政策として掲げていくんだ、あるいは町民にその効果を示すんだと、これも言ってみれば、町民側からすれば公平・公正の基準になると思うんです。

国からいえば、国が定めた基準から見れば公平か公正かというようになる。しかし、私たちは、国とは切っても切れない関係にあります。何といたっても自分の町の事情は、この自治体である南会津町の執行部が一番よく知っているはず。ここを単なる文言のやり取りじゃなくて、実質的な、その文言の中に込められる思いとして作り上げていただければありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員も町長を経験されたことでありますし、私も、その町政も体験したものでございます。そういう中で、自分としてもいろいろ学習しながらやっているところでございますし、当然、町の事業は考えばかりで進むんでなくて、財源というものも必要になります。ですから、国の事業であったり、県の事業も有効に活用しながらやるのが町としても1つ大事なことだと思います。

ですから、町の現状をどう捉え、そして、どれをどう町民の生活、安心に結びつけていけるか、これを総合的に執行していくことが非常に大事だと思っています。バランスが欠けてはい

けません。

ですから、そういう意味合いの中で、私としてもその辺を十分注視しながら、特に私がこの町政を担い始めた頃、財政の危機とよく言われました。そして、雇用の場の確保と言われました。しかし、状況が変化しております。10年、11年たった現在ですが、ある一定程度のその辺の安心感というものは、出てきたのかなと私は感じておりますけれども、一方で、やっぱり人口減少、それからコロナ、非常にこれまでかつてない厳しい状況に、今、町の状況は、私たちの町ばかりではないと思っておりますけれども、そのような状況にあります。

第三セクターの話もされましたけれども、今後、これらのことも含めてですね、町の財政が今がある程度見込みがつくからと安心しているわけにはいきません。これからの人口の減る、人口が減少する中で、どう社会を維持するか、そして、これから我々が地方交付税に頼っている団体として、どう財源を確保しながら、町の事業を進めていくか、非常に重要なこれからの施策の中でバランスを取りながら進めていく時期になってきていると私は思います。

ですから、国もコロナ対策でどこまでできるのか、我々もどこまでできるのか、どこで収まるのか、その辺も十分注視しながら、これからのこの町の運営を考えていく必要があると、そのように考えておりますので、そんなことも急にここ1、2年の中で、また出てきた大きな課題でありますけれども、それらを十分しっかり捉えて、そしてそういう中で少しでも安心できるように、そして皆さんが少しでも安心して健康で生活できるような町にしていかなければならないと思っております。

いろんな町の仕組みがありますから、それらもバランスを取りながらやっていく必要が、責任があると、そのように考えておりますので、それらを踏まえた中で、今後の町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる町政運営に当たっての心構えというか、思いというのは、町長も議員も恐らくそう変わりはない、同じ方向を向いているんだろうと思う。問題は、執行権を持つ執行部側がその方向性を具体的にどこで指し示していくかということです。

つまり、一人一人は難しい。どんな状況にあってもそれは難しい。でも、大方この町に住んでよかった、あるいはこの町で一生、あるいは生涯暮らしていけることに誇りを持つ、こういうふうになるには、やはり立場が違うところでしっかりと向き合うということだと思う。

そこで、国民年金受給者、これが主たる収入でいる方々が、今、何を言葉にし、私たちにどういうことを訴えてきているか、事例がもし情報としてあれば教えてください。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

国民年金の受給者に関してその声ということではありますが、制度上の申請ですとか、そういった手続は窓口で対応はしておりますが、何が困っているのか、部分的なものの相談的なものは私のほうではちょっと聞いておりません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私は、議員にさせていただいて2年目です。この間、様々な電話等の連絡を受ける、その都度、実際に現場に赴いていろいろお話を聞いてまいりました。その中では、国民年金、当然欠けた時代といたしますか、それによって受給額が多少変わります。一律にはいきません。

しかし、多くの国民年金受給者の人たちが言っていることが、2人暮らしならまだ何とか頑張れるとこういうふうに使っています。しかし、1人になったら、これだけの受給額で村の付き合いやあるいは生活、特に合併をする前の伊南や南郷や館岩の方々は、医者に行ったり、買物に行ったり、あるいは雨漏りをする部屋の修繕もできませんとこういうふうに使っています。

それからもう一つは、場所によっては、ごみの分別すら難しくて収集場にも行けない。私が2度ほど行って運んだことがありました。つまり、高齢者という一くくりでくくれなくなっているんです。高齢者といいながらも、しっかりとした生活基盤ができていない人、そうでない人、あるいは子供が、あるいはご近所が手助けをしている人、様々な形態があるということを理解した上で、どうか総合的にそれぞれの課を結んで政策をつくって少しでも町民が本当によかったと、私たちの声が届いたと言われるような、そういう取組をするお気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、議員が国民年金の生活者、非常に厳しい状況にあると、これは私も承知しております。実際に、私の近くの人にもそういう方がいらっしゃいましたし、本当に3万円いくか、掛金のかけなかった頃、あるいは何と申しますか、谷間の老人とか言われた時代、その頃の人というのは、そこから介護保険を支払ったりすると2万円台になってしまうと、そういうことも承知しております。そういう人たち、本当に生活がちゃんとできるのかといえば、1人ではなかなか厳しい。これは、本当にその現実私も見ておりますし、大変だと思っております。

私も、町として何とかしてあげたい気持ちも本当にあるんですけれども、全てが行政で対応

できるかというとなかなか厳しい状況にもございます。ですから、やはり地域の方々、そしてまた、あるいはその身内の方々、できるだけ助け合って生活できるような地域社会といえますか、それらの構築もやっぱり1つはこれからの大きな要素になるだろうと、そのようにも考えております。

そういう意味で、民間のいろんな事業やっているの方々、それからボランティアの方々、そして地域の方々と、どう連携を取ってやるのかということが今求められているものだと、そのように思います。

町も、それぞれのいろんな課の中で、先ほども1つの事例を申し上げましたけれども、そういうような事業を進めながら、何とかそういう人たちが生活ができるような、その支援を町としてもしていかなければならないと思っていますし、今後もこの辺も踏まえた中で、特にコロナ禍の中でもありますから、そういうことも踏まえた中で、町としてどういうことができるのかということをもう一度常々検討しながらやっていきたいと、そのように考えております。

なかなか、行政だけでは全て対応できるものではございませんので、この辺は皆様方にもお願いしながら、ご理解をお願いしながら、助け合いということも大事な要素でございますので、その辺をお願いしながら、町政、皆さん方と協力してまずやる。そのためには、もちろん町がリードしてやることももちろんでありますけれども、そのような助け合いの社会をつくっていききたいと、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 年金受給額に関して資料的なもの、ちょっと提供させていただきますと、南会津町の年金受給者数は6,169名おります、国民年金を受給されている方。年金支給額、トータルしますと年間で43億1,000万ほどが受給されているということで、単純に受給者数で割りますと、年間69万8,000円ほどが1人当たり受給されているという計算になります。

国民年金の40年納付された方で満額年金もらえる方に関しては、皆さんご承知のように78万900円です。若干の数万円といいますか、10万円まではいかないんですけれども、差があるとそういう部分です。

考え方として、年金の78万900円は全国一律でございます。どの地域に行っても、地域格差があるところでも、首都圏に行っても、国民年金を納めていた方はこの額が給付されているということでは、公平・公正的な受給額だと考えております。

そういう部分でも、先ほど言いました2人暮らしの方、高齢者の2人暮らしの方が、例えば旦那さんが亡くなって奥さん1人になってしまう場合も、遺族年金というものがございますの

で、その中で、旦那さんの年金はなくなりはするんですけれども、そういう部分でのプラスアルファ的なものは、支援はありますので、その辺もご理解願いたいなというふうに思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今の答弁を聞いていると、やっぱり組織論なんですよ。つまり、国の基準と同じだとか、そういうことを言っているんじゃないかと、例えば、国民年金受給者が6,100人いると、その中の例えば10人であろうとも、その人たちが自分で掛金をかけなかったから悪いんじゃないとか、そういう問題もありますし、あるいは今日、たまたまここへ来る前に、歩いてきたときに聞かされたことは、私たちの時代は、ほとんど個人の事業者は厚生年金入っていなかったんだと、だから国民年金だと。それもそのときに家庭の事情ってあるんです、その当時、入りたくても入れない、かけたくてもかけられない。

いろいろあるんですが、それを私は先ほども言ったように包括して高齢者という言い方をするのではなくて、高齢者の中にも様々な収入形態がある、国民年金の中にも様々ないわゆる実態があるんだと、こういうところにお金を差し上げるということはできませんよ。できないけれども、こういう人たちにどう向き合っていくかということをお私に質問しているわけですね。

ですから、これをすぐに答えを出せということではないです。国も大事です。でも、提案型で国は動きますよ。全てではないですけども、こういうことをやりたいんだ、こういうことを南会津の特徴ある事業にしたいんだ、計画を持っていけば、国ではノーとは言いません、頭からは、ただ検討はされる。

そういうことで、組織の論理を持ち出したら住民はかないません。そして、皆さんがよく予算がないんですよ、予算のことを住民は分かりませんよ。私たち議会だって、あれだけの資料を読み込むのは難しいですから。相手が分かることを話しましょうよ。そうだねって受け止めてあげるだけで、ほっとするかもしれません。そういうことを私は強く申し上げておきたい。

その上で、障がいを持っている方々です。

この方々も障害者手帳を交付されている方は比較的、何というんでしょう、納得というか、そういう生活。しかし障害者手帳が受けられない、つまり、病気なんだけれども、身体的な病気、精神的な病気ありますが、医者が何とも分からないと、処方箋がどうも分からないんだと、いろいろやっているんだけれども、障害者手帳の手続に行っても駄目だったと、こういう方々もたくさんいるんですよ。こういう方々に対して、もし相談員がいるなら在宅に行って、あるいはこれ個人情報ですから一概には言えませんが、同意を得なければいけないというところもありますので、それは難しいかもしれない。私の知り得る情報については、しっかりと本人の

同意を得て情報をお上げしますので、そうして向き合う、私が向き合うより、執行部の皆さんが向き合ってあげたほうがよほどその人たちは納得性が高まると思う。そういうことをひとつ、もう一度予算編成のときに、あるいは町長のこれからの町政執行の上で取り上げていただければ、私たちもそれについてしっかりとサポートなりしていけるとこう思っております。

そこで、南陽会のことにも移りますが、南陽会が町当局に施設の修繕等の要望を出していると言うんですが、この事実を教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 南陽会のほうから、施設、特に教室部分の畳、そして調度品の中の引き出し等が大変壊れておりまして、そういったところの修繕をしたい。そして、さらにそちらについて町に支援を求めてきていることも事実でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それは、いつのことで、具体的に数字等があるんでしょうか、教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

正確な日付については、私、今申し上げることができませんけれども、昨年の後半、年末に近い頃だったと思います。金額についても、ある程度のお示しはされてございます。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 令和3年度の当初予算編成において話題になりました。そのときに出てきた数値、今手元に資料ございませんが、散見される修繕ということで、よくこれから精査をすれば、もっともっとその額が膨らむであろうというふうに想定がされております。

南陽会に対しては、町が直接事業を執行するというわけにはいきませんので、ある程度の額が固まった段階で支援をするという考え方の下に、町としても有利な財源を使いたいということから、全容を調査をして、その上で次年度の予算編成に臨みますかというような調整をした記憶がございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 南陽会も社会福祉法人ですよ。社会福祉法人だった、あそこの介護施設がありますね。ゆらり……。

〔「優雅」と言う者あり〕

○4番 湯田芳博議員 優雅ですか。この違いというか、これに対する対応の違いというのは

どこに基準があるか教えてください。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 社会福祉法人という格付で同じだと思います。

優雅についても資金援助の話があって、その年にすぐということではなくて、精査をした上で1年から2年たった後の予算措置ということでございますので、優雅を優遇して、南陽会のほうをちょっと待ってもらっているということではないというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる優雅の場合も一般財源ですよ。今、有利な資金を使いたいというお話がありましたけれども、緊急度がないという理解でよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 緊急度については、理解をしております。しかし、町として財政措置する上で、修繕費であれば大規模修繕等の起債が見込まれるという判断から、全体を精査してというのが今の現状でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほども申し上げましたが、私は今の答弁で理解できます。しかし、当事者である南陽会や町民の方々は、恐らく今の答弁では理解できないと、そこをしっかりと町民の目線で、町民の立場に立って説明してあげて、そうして公平である、公正な町政が行われていますということをぜひ証明していただければ、ありがたいというふうに思います。

それから、最後になりますが、障がい者計画であります。

障がい者計画についてはご存じのように、議会の議決事項から除外をされました。議会に審議案件として出したとしても議論がなされないだろうとか、いろいろな声が聞こえてきますが、議会を通るか通らないかということは、とても私は重要なことだというふうに理解をして、議決案件の除外をするときに反対をいたしました。

そこで当局は、この障がい者計画に向き合う場合に、先ほど関係団体や当事者の方々に入ってもらってと言いましたが、今、世界は本当に早いスピードで変わっています。そういうことを、耳をそこに向けながらも、より障がい者に適時、適切に支援が届くような仕組み、あるいはそういう関係条例、基本計画、そういうものに幅広く向き合ってほしい。このことについて、もう一度、この熟度を高めるための考え方、あるいは取組について、お聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど議員が、障がいを持っておられる方といますか、障がいで悩んでおられる方がいるのになかなか障がい手帳といますか、認定の中で事務が進められないとか、町がその状況を把握していないからみたいな話されましたけれども、町として状況を把握していない方もいらっしゃるかもしれません。そういう意味では、町としては決して門戸を閉ざしているつもりはございませんので、情報をお知らせいただきたいと思います。いろいろ相談にも乗らせていただきたいし、そしてまた、それらに対していろんなできる限りの支援をしていくこと、これが町の役割だと思っていますので、精いっぱいやっていきたいと思っています。

そういう意味で、いろいろ事業の進め方等、万全だとも正直思っておりません。まだまだ、状況の変化の中で、そして今現状としても改革しなければならないことがいっぱいあると思います。そのように思っています。それでも真摯に向き合いながら、職員一丸となって、そして町民の生活、豊かになるようにしっかり頑張っていきたいと思っていますので、ぜひ情報も教えていただきたいし、ご協力もお願いしたいと思っています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私は、今、2番の馬場浩議員と一緒に空き家の調査をして集落を回っています。空き家だけではなくて、家庭の力が落ち、家庭の力が弱くなった分だけ集落の力も落ちています。

そういう中で私たちは、個人情報という理由で、空き家の情報をいただけませんでした。私たち議員は一応公職です。仮に個人情報をいただいて、それをよからぬものに使ったとすれば罰せられます。そう考えれば、執行部と一緒にあって、町民のために少しでも町政が町民の下に届いてよかったといえることになるためには、私は情報の開示というものも、もう少し考えるべきだと思いますので、ぜひ公平・公正という観点から、この町がほかの自治体と比べても町民が頼りがいのある、そういう町になることをぜひ一緒にやろうではありませんか、以上をもって私の一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、4番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

◇ 高野精一 議員

○室井嘉吉議長 次に、11番、高野精一君の登壇を許します。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 議席番号11番、登壇順序2番、ただいまより大きな質問2点ほど、執行部にさせていただきます。

まず、1点目、ごみ袋の有料化についてということで、リサイクル法が施行され、ごみの分別が大分徹底され、都市部から見ても進んでいると思います。南会津地方環境衛生組合も、施設の管理運営が大変な重荷になると思います。町の予算、分担金など、このコロナ禍で予算が組めるかどうか心配であります。

そこで提案なのですが、町民の皆さまに負担をお願いして分別袋を購入していただいておりますが、そのお金は、町民の皆さんは、また役場職員の皆さんもそう思っている方がいるかもしれませんが、そのお金が衛生組合に入っていると思っている方が大変多いんであります。そういうことから、今購入していただいている1ロールから、5円から7円ぐらい衛生組合に積立てできないか、そうすれば町の負担も少なくなり、施設の維持管理も大分軽減されるのではないかと。町長の考えを伺います。

2点目、滝原地区の八総の整備はどのように考えているか。

私は、この一般質問を出したときには、まだ議案が配付されておりましたので、健康キャンプ村はどうするのかということで、これは議案の中に条例で廃止の文面がありました。それから、町道橋はどのようにするのか、八総小学校の跡地はどうするのか、総合的な検証をしたのか、町の考えを伺います。

それでは、質問席に移らせて、質問させていただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 11番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ごみ袋の有料化についてに関する1点目であります。

指定ごみ袋の購入費用に、維持管理のための積立金分を含めることはできないかとのおただしであります。南会津地方環境衛生組合には、施設の運営に対して多額な費用負担をしております。施設の老朽化や故障に備え計画的かつ適正な運営を求めているところであります。ごみ袋の販売代金に施設の維持管理のための積立金分を含めるということは、ごみ処理の有料化の導入ということになりますので、南会津地方環境衛生組合の構成自治体である、下郷町、只見町と協議し、今後の方向性等について議論を深めてまいりたいと、そのように考えております。

町民の皆様方には、分別につきましては徹底していただきまして、本当にご協力いただいております。そうした中でごみの問題、プラスチックのマイクロチップの問題も最近非常にクロ

ーズアップされておるところでございまして、環境に大きな影響がありますから、町としてもやはり環境を大事にする意味からして、皆様方にもご理解いただいた中で、これらのリサイクルであったり、ごみの問題をしっかり対応していく必要があると思います。

いずれにしましても、構成町村と相談しながらやっていく必要があると、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、滝原地区の八総の整備はに関して、健康キャンプ村、町道橋、八総鉦山小学校の跡地はどうするのか、総合的な検証をしたのか、町の考えはとのおただしであります。初めに、あらかい健康キャンプ村につきましては、一般行政報告書に記載のとおり、令和3年3月末をもって指定管理者の指定を取り消したところでございます。敷地内に旧指定管理者が設置した建物や建物内にも備品等が残されていることから、町の顧問弁護士とも相談しながら、今年度中にそれらの撤去等を進めていただくよう、令和3年4月1日付で旧指定管理者の代表者と覚書を締結したところであります。

なお、敷地の一部は荒海財産区からの借地であることから、建物の撤去等が完了し更地になった段階で、町と荒海財産区及び町と指定管理者の代表者で締結しております土地賃貸借契約を解除したいと考えております。

次に、町道橋である滝の原橋につきましては、幅員も狭く、老朽化が著しいため通行止めとしておりますが、福島県の市町村合併支援道路整備事業により整備された工事中道路が供用されておまして、通行には支障を来していないことから、現在のところ、町道橋の補修や架け替えを行う考えはございません。

なお、将来的には、福島県の道路整備事業の完了後に、その工事中道路を町が譲り受けまして、新たな町道として活用できるよう、福島県などと現在協議を進めております。

次に、旧八総鉦山小学校の跡地につきましては、豪雨災害や有害鳥獣による被害、さらには施設の老朽化など、安全性の確保や修繕にかかる財源の確保が困難な状況にあることから、現時点では、総合的な検証や今後の利活用に関する具体的な検討を進めるまでには至っておりません。

なお、本定例会において設置条例の廃止を承諾いただけましたならば、行政財産から普通財産に変更した後、荒海財産区や滝原区などの関係者とも協議しながら、今後の財産の活用方針等について検討してまいりたいと考えております。ご理解を願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 今、その方向性は見えた答弁をいただいたかなとこう思います。ただ、この中で1つごみ袋に関して、坂下町は1ロール500円に上げて、商工会でこれを取り扱って販売をしていると。そうした中で、500円に上がったということは、町民にとっては大きな負担になりまして、ごみ袋が切れるくらい満杯に入れて出しているそうでございます。

そういうわけで、当町で町長は買物をするのかしないのか分かりませんが、大体1ロール幾らくらいするか分かりますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

申し訳ありませんが、分かりません。

ですけれども、考え方は分かります。やはりお金を出すということは、先ほども質問ありましたけれども、いろんな方町にいらっしゃいますので、年金の生活者の方もいらっしゃいます、ですから、そういうところまでどう配慮するかということが大事になってきます。

坂下町でそういうふうによれば、例えばごみ袋1枚も大事にするとそういうような考え方もかもしれませんので、それらも踏まえた中で、総合的にいろんな判断をする必要があると思えますが、基本的には、構成町があと下郷町さんと只見町さんがありますから、私たちもその辺も踏まえた中で協議しながら進めていくのが基本になるかと思えます。いろいろな中で、環境問題非常に大事になってきておりますので、それらをしっかりと捉えて協議していく必要があるのかなと、そのように思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからも少し答弁をさせてください。

私、この当時、衛生組合の統合業務を直に担当していた立場で、その当時のことを思い出しながら、少しお話をさせていただきたいと思えます。

田島下郷町衛生組合、西部環境衛生組合、当時、田島下郷に準じた同じ袋を使っておりました。これをどう調整するのかという、実は議論になりまして、結論は田島下郷町衛生組合が使っている袋に準じましょうという調整になりました。

一方、議員が提案いただきましたように、ごみ袋による処理の有料化というものを考えなくてはいけないんじゃないかというような、衛生組合議会、統合時の調整で出まして、最終的には、今後新組合において、その是非も含め検討を行いましょうということで整理をしたところでございます。

一方、ごみ袋の有料化、これを図ればごみの減量化につながります。大きく減ると思います。ごみ袋有料になる分減らさなくてはいけないという心理が働きます。一方では、所得の少ない方にそこまで求めるのかというところの相反する2つの問題がありますので、その辺はやっぱり慎重に議論をして、結論を導き出す必要があるものというふうに思っております。

衛生組合のほうにでも、議員の立場で問題提起をいただければとこのように思います。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 確かに、検討委員会には私もいましたし、それは分かっております。ただ、この問題は、当時合併のときに、4番議員が町長のときに私は質問をいたしました。そのときの町長の答弁は、考えていません、やりませんという形で答弁をいただいたことが私の記憶の中にあります。

ただ、今この分担金の問題、これはどこの町村も抱えている中で、この町は衛生組合だけではない。それがもう一つ、公益法人というのを町は持っております。そういう中で、この約定の中に、公益法人の中に23項目ほど、いろんな業種に関わってこれがあるんですね。この16条に、地球環境の保全または自然環境の保護及び整備を目的とするという項目があるんで、私はその中で、この公益法人が事業をやった場合に、50%までは利益を上げていいですよという項目がありますよね。

そうであれば、今、これはある業者がみんな商店街にごみ袋を卸しています。1社でそれをやっています。それをこの公益法人で仕入れて、その公益法人が各店舗に配布すれば、その差額、仕入れ価格が決まっているわけですから、そうした中で公益法人と衛生組合でその基金をつくらせていただいて分担していただければ、これは町の分担金も軽くなるのではないかなと、私はそういう考えで提案したいと思っておりますので、その辺もやっぱり管理者同士で、どこの町もこの公益法人は持っておりますので、そういう中で物事を進んでいただければ、これは料金を上げなくても仕入れの段階の差額でこれをうまく利用できるのではないかな、そう思いますので、これは管理社会の中において煮詰めていただきたいとこれは私の要望であります。

そして、公益法人もよく質問に出ますが、プールの問題から何から、そういう施設の問題もいろいろ出ます。そうした中で、そういう基金があれば、お互いが基金の中で流用できるわけですから、ひとつこれも考えていただきたいなとこのように思います。

それで2点目に入りまして、この一般質問を私出すときには、まだ議案の配付がなかったものですから、健康キャンプ村は、条例の中で議決をもらえば廃止をするという今答弁がありました。この中で廃止に至るまでの詳しい状況をひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

あらかい健康キャンプ村につきましては、平成19年、20年と試験営業をして、平成21年度から指定管理ということで、トゥエンティワンセンスドットコムの方に管理、運営をお願いしていたところなんです、度重なる豪雨災害等で水道の給水、水道といいますか、山の沢水を飲み水等に使っていたんですが、その取水口が詰まってしまうと、水が出なくなったりですとか、後は裏山の土砂崩れがあったり、その関係で立ち木が倒れたり、ここ数年については、イノシシが生まれて地面を掘り起こしたりして利用者がやはり出歩くのに危険であるとか、そういったもろもろの原因がございまして、令和元年度、2年度と施設の管理者の方から施設を休止したいというようなことで休止願が町のほうに出されまして、ここ2年は休んでいたというような状況でございます。

そういった、今後のあの施設をどうしていくのかということで、指定管理者の代表者の方と町のほうでいろいろ話合いをしていく中で、なかなかイノシシの状況ですとか、そういった土砂崩れとか、そういった状況で危険性が伴うので、あそこでこれ以上事業を続けるのはちょっと難しいので事業をやめたいと。

あそこにあるバンガローといいますか、ログハウスといいますか、ああいったものを、指定管理者が建設した建物がございまして、そういったものを取り壊したりして、それを建築部材として販売するなりして、その財源を今後の事業運営資金に充てたいんだなんていうようなことで、そういった取壊しとかが終わるまで何とか待っていただけないかというようなことで、町の方も、じゃ休止してそういった片づけ等をしていただいて、そういった片づけ等が完了しましたら、指定管理のほうを解除して、あと条例の廃止に持っていこうというふうに考えたところであったんですが、なかなかコロナウイルスの影響もございまして、思ったようにそういったバンガロー、ログハウスの販売とか、そういった建築部材として売ったり、あとはそういう小屋として利用するというような方を募集して引き取ってもらうということも検討していたんですが、なかなか先に進まないというようなこともありまして。

事情が事情なので、令和3年度も引き続き、指定管理として年度協定を締結して、休止届を出していただいて対応しようということで、昨年度、今年度の3月になりますけれども、土地の賃貸借契約とか、あとは年度協定の更新ということで契約手続を進めようと思いついて、打合せをしましょうというようなことで連絡をしたところ、実は指定管理を受けていたNPO法人のほうを何というんですか、抹消手続、法人としての抹消手続をしたんだというようなことで、

3月の下旬にそういった事情をお聞きしまして。

地方自治法の中でも、地方自治法の中の第244条の2の第3項に、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせることができるというふうに規定されておりまして、個人を指定管理者として指定することはできないというような定義づけがされておりますので、指定管理としていた法人がなくなってしまうと、代表者の方個人に指定管理をお願いすることはできないので、町のほうの基本協定書の中にも、指定管理の取消し等ということで第13条に定義づけされているんですが、指定管理者がこの指定を指定管理期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに町に承認を受けなければならないと本当は規定されているんですけども、解散してしまったのが先で、そういったのが条項どおり進めることができないということもありまして、町としては、指定管理者が健康キャンプ村の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと思われるときは指定を取り消すことができるという条文になっていますので、法人がなくなって、個人ではできないということなので、取消しの条文に合致するという判断をさせていただきまして、指定管理を取り消したというような経緯でございます。

なお、顧問弁護士等ともご相談させていただいたんですが、その中でも指定をする際かどうか、議会の承認を得て指定管理をお願いしなければならないんですが、この指定の取消しについては、議会の承認等を得る必要はないというようなことで、顧問弁護士からの回答もございましたので、今回、議案としてではなくて、取消しについては一般行政報告で提出させていただいたというような経緯になってございます。

なお、そういった専門的な知識を有している人が代表者を務める法人がなくなってしまうし、さらには先ほど言いましたように、イノシシの被害とか、やっぱり裏山が雨が降るとびにちょっと崩れたり倒木があったりということで、そういった危険性もある施設、さらには水道もあそこは通っていませんので、沢水等のそういった給水もできない状況の中で、あの施設を今後管理運営していくことは、なかなか難しいということもございまして、あらかい健康キャンプ村については条例を廃止して、あそこについては今後、違う利活用について検討したいというような判断に至ったところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 詳しい説明をいただきまして、ありがとうございました。

やっぱり、自治法のことを言われても、なかなかちょっと私ども理解できないところありま

すんで、もしよかったらば、後でそれコピーか何かもらえれば、なおありがたいかな、こう思うんです。それは、希望する議員がいれば配付していただきたいなとこう思うんであります。

それで、先ほど町長の答弁で、ここ数年、仮設道路、工事用の道路をずっと通っていました。そして、町道であるところはポールを立てて通行止めになっていました。そうすると滝原地区の人は、いつまであそこを通行止めにしておくんだと、とっても不便なんだという話もあります。

それから、町長答弁の中に、仮設道路は安全性も担保されているから、それをやがて形をつくっていくという話がありましたが、結構あそこ出入りするのに、なかなか危険だと思っているというのも住民の声であります。

それで、大変これは思うんですが、その町道を今、町橋ね、手前の橋は実際的にいつくらいまでもつのか、本当に今が危険なのか、それとも軽くらいまでは通しますよと、そのくらいはもつんですよというものがあんだらば、ひとつお願いします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 答えいたします。

集落の、集落といいますか、入り口の滝の原橋につきましては、昭和32年3月に出来上がった橋でございます、既に64年経過しているような橋でございます。以前から通行止めをしておりまして、今、橋の点検、診断を実施していないところでございまして、幾らまで重量がもつかということも測ってはおりません。しかしながら、今の状況に至る前に重量制限ということで6トンまでの制限をかけております。

現実的に、この橋を補修しながらというのは、ちょっと現実的ではないのかなというふうな町としての判断でございます。先ほどありましたとおり、福島県さんで今工事をしておりまして工事用道路でございます。こちらのほうの活用を検討していきたいと思っておりますし、活用をされている方にお聞きしましたところ、今現在は大型トラックが出入りしてきた経過もありまして、国道にぶつかるころのカーブミラーが少し高いところに見えるような形になっていきますので、その辺の改善をしていただきたいというような話をお聞きしておりますので、また安全上の確認をしながら、そちらの道路を使用させていただきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それでは、もう一つついでだから聞きますが、あの工事用の坂を下りてきたところの左側に建物がありますよね、ちょっと名称は忘れましたが、あの建物は今後どうするのかお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 議員には申し訳ないんですが、通告いただいておりますので、その部分は準備してございませんでした。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それは、1つ地区の整備はという項目で上げておいたもので、それを聞いたのですが、今農林課で進めている中で、耕地整理というのが今1つ上がっていると思うんですが、私は健康村の中に1つ、あそこの地区だけしか取れないんですが、山砂がすごく多いところなんです。それで今、災害、豪雨災害とかそういうことで、今答弁の中で危険だと言われましたが、そういう耕地整理の中で、その砂をもし町で対応できるんだらば、耕地整理に使えるんじゃないかと思ったんですが、その辺は、通告ねえと言われるとこれがまた困るだけども。そういうことも計画性の中に入れておいて活用できんだらば、土が足りないとかそういうことがないような気もするので、ひとつ考慮していただきたいなと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

先ほどのごみ袋の問題ですけれども、新しいね。それで終わっちゃったんで、ちょっといろいろ考えていたものですから。今の販売価格が同じの中で、その流通の中でそれがペイできて、そして皆さん方にそれをそのとおりに利用できるようなことがもし可能であれば、そのようなことを照査しながらやるのも一つの方法ということで提案いただきましたので、それは、これからの構成村町長の中で協議していく価値があるのかなと思います。

ですから、そういう意味で一つの提案ということで受け止めさせていただきたいと思います。

健康キャンプ村の今後の活用という意味なのかもしれませんが、いろいろ計画も、実際、町の計画も区画整理はされておりますので、その辺も含めた中で、今後の安全対策も含め、利活用も含め、これから調査した中で、町としてその対応を考えていきたいと思います。その一環の中で、そういう利活用ができるのであれば、それは有効活用していく必要があるんだろうと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 おおむね方向性はいただいたのでいいんですが、この八総地区におきましては、滝原の住民の全ての人が理解してこの施設を造ったわけではないと、私は思っております。それで今後、こういう計画性が町でありますよということを、これは滝原地区に向いて、住民との説明責任は、俺、町にあるような気もするので、ぜひこの滝原地区の住民と

対話集会をやっていただきたいと思いますが、その辺はどうですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

対話集会といいますか、町として、経過も聞かれれば、それはそうですけれども、これからの活用も含めて、滝原の地区の人たち、それから荒海財産区、議会もありますから、それらに対してしっかり説明する必要があるだろうと、私はそのように思っています。

ですから、基本的な部分をしっかり対応して、今後、その方向性を皆さん方にも説明した中で、理解いただいた中で、町の対応を考えていきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 おおむね理解しましたので、これで私の一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長 それでは、以上で、11番、高野精一君の一般質問を終わります。

登壇順序3番、議員番号5番の室井英雄君から通告のあった一般質問については、南会津町議会会議規則第61条第4項の規定により、行いません。

以上を申し上げまして、ここで暫時休憩にいたします。昼食休憩にします。

なお、再開時間は午後1時といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 渡部 訓 正 議員

○室井嘉吉議長 次に、6番、渡部訓正君の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議席番号6番、渡部訓正でございます。ただいまから、一般質問をさせていただきます。

大きくは、2点について質問させていただきます。

1点目は、コロナ感染症収束のため、1日も早いワクチン接種を。

現在、国内において新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が大都市圏を中心に10都道府県に発令されています。県内でも、発令中の都道府県と同様に、コロナウイルス変異株の増加が報告され、感染拡大が続き、会津若松市での集中対策が6月7日で終了しましたが、県全体を対象にした重点対策を今月30日まで行い、感染の再拡大を防止する考えです。本町では、高齢者施設での感染拡大が、2月16日を最後に一定の収束が図られたものの、5月上旬になって感染拡大の動きが出てきました。

このような状況の中で、住民の方は不安を感じています。3密の回避、多人数での飲食の自粛、一定時間を越えたアルコールの提供自粛など呼びかけられていますが、いまだに安全・安心は担保されていません。新型コロナウイルス感染症に対する安全・安心、そして収束のためには、接種を希望する全国民に1日も早いワクチン接種が今、考えられる最善のことと思います。本町でも、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種が5月24日からスタートしました。

①菅首相は、高齢者のワクチン接種を7月末までに完了すると目標を述べました。本町ではこの目標に対し、どのような取組を行い、完了を目指すのか。また、これまで町が進めてきたワクチン接種計画に基づき、内容の見直しは行わないで計画どおり進めるのかということでしたけれども、一応この点については、一般行政報告で述べられていますので、答弁はちょっと変わってくるのかなと思います。

そして、2点目、高齢者の方から優先接種を行うため、電話とインターネットによる予約受付を5月13日からスタートしましたが、初日には、何回かけても電話が繋がらない、インターネットが正常に作動しないなどのトラブルがあったと聞きましたが、現状での実施状況はどうですか。

③予約の取り方が分からないので手続きしないなどがあってはならないと思います。手続きしなかった方の把握はしていますか。併せて、その方への対応はどのようにしていますか。

4点目、今回のワクチン接種率の結果は、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて大きなポイントになると思います。そこで伺います。

一応、これは一般行政報告にものりましたので、高齢者の接種率の把握の答弁、準備しているかもしれませんが、その内容で結構でございます。

そして、イとして、接種率は他のワクチン接種率に比べどうでしょうか。あとウとして、全国の接種率との比較ではどうでしょうか。

⑤今後、基礎疾患の方、若年層の方へのワクチン接種に入っていくことになると思いますが、

ワクチン接種計画は、どのように進める考えか伺います。

あと6点目、国からのワクチン配分量の通知を受け、接種計画を立てていると思いますが、ワクチンの数量はどのようになっていますか、お伺いします。

答弁を求めるのは、今の1については、町長でございます。

大きな2点目で、地域伝承生活行事の町無形遺産の新設についてでございます。

近年、地域の少子高齢化の進展は著しいものがあります。このことは、あらゆる分野で顕在化し、憂慮すべき課題となってきました。

その一つに、これまで地域に伝承されてきた、歳の神、天神講、盆祭りなどの生活伝統行事が年々行われなくなってきて、いつの間にか気がついたら消滅していたということです。

これらの行事を催行するには、大変なエネルギーを必要とします。以前は、これらの行事は各地区に青年会や婦人会などの行事を保存する組織があつて、そこが地域住民の協力を得て実施してきましたが、現在は、その組織はほとんど解散されて、大切な行事を担う団体などがなくなり、地域に伝承されてきた貴重な生活伝統行事が継承されないということになってきています。

生活伝統行事には、一つ一つのいわれが教育的にもあり、これから町、地域の将来を託す子供たちへ継承していく大事な習わしと思っています。

町の文化財指定状況を見ますと、無形文化財指定はなく、無形民俗文化財の指定は、国指定1件、県指定2件、町指定4件の計7件です。

現在、地域で営々と継承してきている歳の神、天神講、盆祭りは、いずれも大切な伝統行事ですので、今後、少子高齢化を背景に、いずれ消滅する危惧があることから、この分野に光を当てて、町独自の保護、支援対策をすべきではと考えます。

国の文化財審議会は、風流踊に対馬の盆踊、これは長崎県だと思いましたが、など4行事の追加を決め、ユネスコ無形文化遺産登録を目指し、再申請をしたとの新聞報道もありますので、歳の神、天神講、盆祭りを町の無形遺産として、新たに指定することも一考かと思えます。

①町無形遺産としての指定新設を検討されてはどうかと考えますがいかがでしょうか。

②この制度新設は、内外に対してかなりインパクトのある制度だと思えますが、どうでしょうか。

答弁を求める者は、教育長でございます。

以上で、壇上からの質問については終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、コロナ感染症収束のため1日も早いワクチン接種をに関する1点目、7月末までの完了目標に対し、どのような取組を行い、完了を目指すのか、また、これまで進めてきたワクチン接種計画に基づき、内容の見直しは行わないで計画どおり進めるのかとのおただしですが、国からは、ワクチン接種を希望する高齢者に対し、7月末までに接種を完了するよう目標が示されておりました。

これを受けまして町といたしましては、県、町内医療機関の医師の方々との調整を進めてまいりましたところ、このたび関係機関からの協力が得られましたことから、8月以降に予定されている接種を前倒しして実施することといたしました。

なお、この経緯につきましては、提案理由の説明の前に大まかな説明をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

これによりまして、7月末までにワクチン接種を希望する高齢者の方全員が接種を完了できる見込みであります。

次に2点目、予約受付の電話が繋がらない、インターネットが正常に作動しない等のトラブルがあったと聞いたが現状での実施状況はどうかのおただしですが、議員おただしのとおり、予約開始日の電話受付につきましては、電話が繋がりにくい状況であったと、そのように把握しております。

しかしながら、2日目の午後からは、事前にウェブ予約を推奨したことにより、電話が繋がりにくい状況は改善されたものと、そのように承知しております。インターネットのトラブルにつきましては、予約システムの委託先に確認しましたところ、サーバー等には異常がなかったとの報告を受けておりますので、個別のスマートフォンなどに何らかの異常が起こったのではないかなど、そのように推測しております。

なお、予約システムにつきましては、現在も正常に稼働していることを確認しております。

このことにつきましては、4地域、田島地域、それから館岩、伊南、南郷地域、それぞれあるわけでありまして、行政連絡員を通しまして、その場でそのような受付の状況も説明させていただいて、そして電話による、そういう混乱といいますか、なかなか繋がりにくい状況が発生する可能性がありますと、そのような説明をさせていただきました。

最初、確かに5月13日、それから5月24日、高齢者2グループに分けてやったんですけれども、当初、その初日に関しましては、かなり繋がりにくい状況にありましたけれども、2日目からは、かなり解消されていますし、それ以降は、ほぼ電話のほうはスムーズにつながって

いるものと、そのようにも現場の方と話しております。先ほども、ちょっと寄ってきましては、今でも予約は来るそうです。ですから、まだまだ完了していないと思うのがいいと思います。

次に3点目であります。予約の手続をしなかった方の把握と、併せてその方への対応はどのようなになっているかとおただしであります。現在、65歳以上の高齢者の約87%、これらの方々が手続を完了している状況でございます。

これまでの間に、予約の手続を行っていない方につきましては、健康面を考慮して接種を希望されていない方や、もう少し後で受けようと考えている方もいると、そのように推測しております。予約の手続しなかった方との個別の把握はしておりません。

町といたしましては、ワクチン接種は町民自身が選択するものと、そのようにも考えておりますが、様々な理由で予約をされなかった方に対しましては、引き続き、町のお知らせや町のホームページなどを活用して、周知してまいりたいと思います。

なお、これ強制的には受けていただくようなことはできませんので、そしてまた、いろいろ少数なのかもしれませんが、一部には、やはり接種されない方、予約しない方、希望しない方には、何か誹謗中傷の話もあるということなんで、その辺は十分町としても注意して、このワクチンの接種を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、高齢者の接種率は把握しているか、接種率は他のワクチン接種率に比べてどうか、全国の接種率との比較ではどうかとおただしであります。高齢者の新型コロナワクチンの接種率というお尋ねですが、町で受付をした予約率に基づいた算定となりますが、現在のところ87%を超えております。予約をされた方全員が受けるとしますと、予約率と同じように87%を超えるものと思われま。

また、町で実施している高齢者インフルエンザワクチンの接種率につきましては、3か年の平均接種率は約66%であります。新型コロナワクチン接種に対する町民の関心は、非常に高いと、そのように感じております。

なお、全国の接種率との比較につきましては、接種が完了していない自治体が大半であるため比較することができませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目であります。今後、基礎疾患の方、若年層の方へのワクチン接種に入っていくことになると思うが、ワクチン接種計画はどのようなになっているかとおただしであります。国から示されている接種順位は、まず初めに医療従事者等、次に65歳以上の高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する方と高齢者施設等の従事者、そして、それ以外の方の順に接種

を行うこととなっております。

町といたしましては、現在行っている65歳以上の高齢者の接種状況を踏まえながら、国から示されているスケジュールに沿って進めてまいります。

今後のワクチン接種計画といたしましては、基礎疾患の有無についての事前調査を実施することにより、基礎疾患を有する方への優先接種を行うこととしております。また、高齢者施設の従事者の方は、基礎疾患を有する方と同じ時期に接種が行えるよう、今後、各施設と調整を行ってまいります。

次に、6点目であります。国からのワクチン配分量の通知を受け、接種計画を立てていると思うが、ワクチンの数量はどのようになっているのかとおたがしであります。現在まで7,800回、3,900人分のワクチンが国から町へ配分されております。また、6月末までに4,680回、2,340人分の配分が計画されておりますので、65歳以上の高齢者接種に必要な量は、配分されることが確定しております。

なお、64歳以下のワクチンにつきましては現在のところ、7月末まで、2,340回分の配分までしか示されておられませんので、今後の国からの報告を待ちたいと、そのように考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、町無形遺産の新設に関してお答えいたします。

初めに、地域伝承生活行事の町無形文化財の新設に関する1点目、町無形遺産としての指定新設を検討されてはどうかとおたがしであります。現状としましては、文化遺産として特に重要な無形民俗文化財については、指定制度により国や県、町が文化財としての指定を行い、保存伝承に向け取り組んできております。

また、町独自としても、その行事を担う団体により組織されている伝統芸能活性化実行委員会に対して、活動費や衣装の更新などの助成や支援をしてきております。

しかし、そこには含まれていない、町内各地域に残る伝統行事等も多数あると思いますので、今後、調査してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目、この制度の新設は、内外に対してかなりインパクトのある制度だと思うがどうかとおたがしであります。各地域に伝わる生活伝統行事について、文化財として価値のあるものとして保護、支援するなどの制度を制定することは、これまでの保護制度のなかった

分野について、その価値を見直す機会になるなど、議員おただしのおり、伝承されている方はもとより、対外的にもインパクトのある制度だと考えております。

今後につきましては、先ほど申し上げましたとおり、まずは実態の調査からと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 再質問させていただきます。

まずは、ワクチン接種についてでございますが、一応、冒頭でも申し上げましたけれども、ワクチン接種は私自身、新型コロナウイルス感染症の収束のためには、やはり今、考えられる最善のことと思っておりますが、町ではどのように考えていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

町でも、議員おただしのおり、最善の方法であると考えております。特に、発症予防効果、そして重症化の予防効果があるというふうに、国のワクチン分科会でも示されておりますので、大変効果のある処方だと考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 65歳以上のワクチン接種についての関係で、先ほど、電話、インターネット等も1日、そして2日目午前中ぐらいで、あとは混雑が若干あったけれども、それ以外は順調にやっているということで、本当によかったなと思っております。

私も今回の内容で、地区内の高齢者の方から、やっぱり操作ができないから、何とかちょっと手伝ってくれないかなというふうなことで依頼をされて協力をしました。

町のほうにも話を聞きましたら、執行部側でも職員の方に対し、それぞれ在住地区内でそのような方がいれば、積極的に協力するよう指導されたというふうに聞きました。それぞれの地区に戻ってから、仕事終わってから、要望に応えることは大変だったと思っております。本当にそれはご苦労さまでございます。

それで、件数の把握は、先ほど町長の答弁の中では、そこまでは細かいというか、1件1件何件くらい相談があったんだというような把握はしていないというような形で、全くそういう把握はしていませんか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

特に、自分で取れない、やり方が分からないというところの把握については、いたしておりません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、私、こういうトラブル何件あって、だから駄目なんだなんて言うつもりじゃなく、こういったやはりトラブルがあって、そして、それが逆に今後に生かせるようなものというのはなかったのかな、そういうものが次の、円滑にいくための手だてにもなるんじゃないかということで、そんなことで、そういう指摘の中で今後に生かせるようなものというのはなかったですか。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この予約方法でありますけれども、これはいろいろ、何といたしますか、いろんな方法あれこれできないかということで雑談的なことも含めて、そういう話題にしたことはありました。

でも、確実に着実にできるのは、混乱するかもしれませんが、我々のこの地域としては、電話予約とウェブ予約、これが現在としては、非常に想像は当然我々もしましたが、最善の策かなとそう考えたところであります。やっぱり、雑談の中では、地域別にできないかとか、あとは本当に順序を決めちゃって、そしてできないかとか、そんな話も出ましたけれども、現実的に、やはりいろいろなそれぞれの方々の状況も考え、地域の状況も考えたときに、私たちの地域にそれがうまくできるかという、ちょっと自信がなかった部分もあります。

いろいろ医師会の先生方とか、関係者とか、それから南会津病院とも相談した結果、当時は若松の地域でクラスターが発生してしまっていて、やっぱり南会津病院でもかなり受け入れていたんですよ。ですから、精いっぱい状況の中で、我々の目には見えない部分で、そういうようないろんな医療機関での圧迫感あったことも確かです。

ですから、いろいろな状況の中での判断ということで、本当に1日、2日ぐらいはみなさん方に迷惑かけて申し訳なかったなと本当に思っていますけれども、じゃ今度、若い人たちに対してどのように受付の方法を改善していくのかということ、これかまたそれらも踏まえた中で調査しながら、そして今分かっていることも参考にしながら、この対策を考えていきたいなと、そのように思っています。

混乱があったことは、それは本当に事実でございますので、特に電話、ウェブのほうは、つながらないとかいろいろこうあって、最後に何といたしますか、完了のボタンを押し忘れたとか

そういうことがあったり、いろいろ。当初は、我々が計画したのは、3週間後に自動的に入るようにならないかということも、実は受付の前にも健康福祉課担当の職員ともいろいろとやっただんですが、システムがもう決まっちゃって動かさないと、そういうような状況になっていたものですから、最初の受付日と今度ずれて受付された方がいらしたということ。今度、開業医の先生方にも、結局希望される方が多かったということと、いろんな複雑な要因があったかと思いますが、そのようなことで、ちょっとトラブルというよりも、何と申しますかね、うまく日程の調整の中で受付ができなかったということはあると思いますので、後でそれは町としてお願いをして、調整させてもらったところであります。

そういうことも含めていろいろ課題はありましたけれども、そういう中でこれを生かして、これから生かしてと言うか、それらを参考に今後の対策を練っていききたいと、そのように思っています。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、今後にもやはり生かしていただきたいなというふうに考えます。

次に、先ほど高齢者のワクチン接種率が87%強ということで、一般行政報告の中では、副反応の方も出ず、順調にスタートしたというふうに報告されていますから、私自身、これはよかったなと思います。

ただ、そんな中で知人から、注射した腕が痛み、2日間、何かここから、肩のところからさ上げることができなかったというような話を聞きました。これは、全国のマスコミ報道の中でも同様の報道があったやに認識はしています。町に対しては、そのような相談というか、そういうものはなかったでしょうか。

また、症状が悪化したなどはほとんどないという形で報告どおりなんでしょうか。ちょっと、それらありましたら。やっぱり、そういうのもこの後に生きることだろうというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

まず、副反応の件でございますけれども、そういった腕が痛いとか、腫れたというような、そういった副反応については何度も聞いております。直接、そういったことが起こったというふうなお電話をいただいたというよりも、知人や周りの方々のお話として、私の耳に入ってきたということになります。

重症的な副反応につきましては、私の聞いた限りですと、重症と申しますか、入院とかそう

いったところのお話は一切いただいておりません。

1件ございましたのは、次の日ちょっと具合が悪くなって通院をしたという、そして、またもう1日さらに続いたもので、2日連続通院をされたという方がいらっしゃいました。そういった場合に、国の補償制度の対象になるのか、そういったお問合せが医師の先生の方からございまして、それについてお答えを申し上げました。

あともう1件、実は、これはワクチン接種によるものであるかどうかの因果関係がつかめておりませんが、ワクチン接種をある医療機関で受けまして、その数十分後に倒れられました。そして救急搬送されていったんですが、そちらの病院のほうでは、脳幹のほうに血がたまっていらっしゃるということでありましたので、こちらがワクチン接種の関係で起こったものか、それとも、もともとの持病がそのときに発生されたのか、それについてはまだ分かっておりませんが、そういった事例が報告されております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今後いろいろあるかと思いますので、情報の収集等をやりながら、対応をお願いしたいなというふうに考えます。

やはり、ワクチンの接種率が、今マスコミ報道なんかでは、高くなっている国ではコロナ感染者の低下が報道されているというか、言っています。日常生活も取り戻しているというようなことも伝えられていますが、今後、ワクチン接種率を高くするために、確かに強制はできないということで法律的にはなっていることは、私も承知はしているんですが、そういうものの接種率を高くして、日常生活を取り戻していくためという立場で啓蒙普及を図ってはどうかというふうに考えるんですが、町の考えとしてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、今回のワクチン接種率、先ほど申し上げましたように87%を超えているというところで、私どもが当初考えておりました70%を大きく上回っております。こちらは、全国的にも70%を目標といいますか、接種率がそのくらいになるだろうという予想を立てていた市町村が多かったんですが、結果として大変高い予約率になっております。

私どもも、さらに、まだ受けていらっしゃらない方も、予約をされていない方も、数百人いらっしゃいます。中には、議員がおただしのように、できないでいる方もいるかもしれません。または、やった方が痛くもなかったし、大した副反応もなかったとそういったような感想をお伝えいただくことによって、そういった不安を払拭して、それなら受けてみようかと、そうい

った方々もいらっしゃるかもしれません。そういったような情報を町のお知らせ、町のホームページ、そういったところで周知をしていきまして、今回、高齢者向け接種を今行っておりますけれども、8月以降、64歳以下の接種が始まります。もし、高齢者接種の期間内にお受けいただけなかった方についても、後半部分でお受けすることができますので、そういったところも併せて周知をさせていただきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 じゃ、次に移らせてもらいます。

これからは、3番目に基礎疾患の方と施設関係の方、そしてその後、若年層の方へのワクチンの接種に入っていくという計画が先ほど述べられました。

これから、若年層の接種まで、どのような接種体制を考えていますか。例えば、会社、事業所、ある程度大きな会社とか事業所単位に、会社、事業所のある場所で接種を行うなど、そういうことの検討など、もろもろされているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

職域接種、事業所での接種につきましては、今のところ国からは1,000人以上の事業所を対象にお声がけをされているようでございます。

今後、それが人数が下がってきて100人単位、もしかすると50人単位、そういったところもやるようにというような指示があるかもしれませんが、今時点では、1,000人以上の大きな会社ということで、県内でも大手スーパーなどもその対象になっていたり、スポーツ店なんかもなっているというふうには聞いております。ですので、そういった情報を逐次確認しまして、それに対応していっていきたいとは考えております。

さらに、先ほどもこれからの方法としまして、基礎疾患があるかないかの確認をさせていただいて、その方に対して先に接種券をお送りして予約をお取りするというような方法で優先的に予約をお取りしたいと考えております。

また、あわせまして、特に今高齢者施設のほうからのご要望が大変高く受けております。各施設からいつになりますかというようなお問合せがあつて、できるだけ早くお願いしますというようなお願いが寄せられておりますので、それにも併せて答えていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、高齢者施設は、やっぱり大分職員の方も何かクラスターも出て

いるというようなことがございますので、対応方よろしく申し上げます。

次に、ワクチンの配分量。

これ、十分な量の確保という言い方からすれば、ちょっと少ないと思うんですね。こういうものに対しては国への、町から、県なり国への働きかけというのは、やっぱりやるべきではないのかなと考えるんですが、どうでしょうかね。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

配分量が、どうしても国から県に対しての配分量が示されて、さらに県から各市町村への配分量が示される、そういった流れになっております。

ですので、なかなか町から県に申し上げて、すぐそれが対応できるものではないというふうに理解はしておりますが、こういったこともありますので、県のほうには、ワクチン接種チームを通して要望のほうは申し上げたいと考えております。

今のところ、7月中に来るものまでは決まっております、7月中に実はまだ2箱分ということになります。確定しているものが2箱分ということになります。そうしますと、1箱が1,170人分ですので、その1,170人分の2回分に当たる分だけになっております。

64歳以下、そして今回は12歳以上を対象にするようになっておりますので、そうしますと恐らく6,000人以上の対象者がいるものと想定される中で、今のところ7月末までの配送分として1,170人分が決まっているだけになっているということでございまして、ただ、8月以降、またその配分があるものと思っておりますので、その配分に応じて予約のほうも取っていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 もう1点は、全国的にはワクチンが余ってしまっていて、そして廃棄処分をしたなどの報道があったやに認識しています。本町では、そのような事例というのはありませんか。あわせて、そのような事例が生じないような対応というのは取っていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

ワクチンが大量に廃棄になった事例としましては、全国的にはフリーザーのほうの、冷凍庫の不具合やコンセントが抜けたとか壊れた、そういったことがあったものと思います。

本町では、今現在2箇所、本庁と伊南総合支所にディープフリーザー、それぞれ1台が設置されておりますが、管理もしっかりされておまして、特に問題なく動いております。

あともう一つ、余剰ワクチン、もし仮に急遽のキャンセルが出た場合の余剰ワクチンについてでございますけれども、こちらについては、それぞれ次の順番を待っている方がおります。といいますのは、各医療機関ですと、介護施設を一組に結びまして、ある医療機関でそういった余剰が出た場合は、そのもう一つの介護施設のほうからお1人出していただく、そういった形でできるだけ廃棄にしない方法を取ってございます。ということで、今まで急遽のキャンセルが出ましても、お1人も廃棄にしたという事実はございません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今後、希望する全町民へのワクチン接種というのが円滑に、そして速やかに進むことを期待いたします。

以上で、1のコロナ感染症収束のため、1日も早いワクチン接種をの質問は終わらせていただきます。

次に、地域伝承の生活行事の町無形遺産の新設をということで、先ほど、調査をしていくというような答弁でございました。その中で、南会津の無形民俗文化財ということで、国指定1件、県指定が2件、そして町指定は4件ということになってはいますが、これ、国指定なり、県指定、町指定に当たっての基準といいますか、指定に当たっては、どのようにされているのか、そんな難しいことを私も聞いてもちょっと理解できないところがあると思ひまして、簡単にそれらの概略について教えていただきたいと思ひますが、どうですか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えをいたします。

今ほどの文化財の指定に当たっての基準ということでございますが、まず、指定する文化財にとって、いつ頃の時代のものなのかというような、年代的なものが、まず一番重要なと思ひっております。

また、指定する文化財が昔から形や形状、そういったものが変わらず保存、継承されているものかどうかということもございます。

また、文化財と指定するものが、その地域にとってどういう存在なのか、歴史を語る上で必要不可欠なものなのかということも重要な基準となっております。

また、ほかにもいろいろ文化財的な候補もございますが、そのものがほかに類を見ないといひますか、特徴的なものがあるかどうかといったような、そういったトータル的な、総合的な判断により指定の文化財ということに、調査をしながらなろうかと思ひています。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そういう中で、こういう指定がされているということなんですけれども、それで私も、ちょっとこの歳之神、天神講、盆踊り等々の関係を、ちょっと町のあそこの、山村道場の博物館のほうにも行ったりして、教えてもらったりしながら見てきたんですが、田島町史では、結構今言った歳之神、天神講、盆祭りというものを各地区単位で、町史の中にまとめられ、ある程度まとめられてあったというか、だから町指定の小正月の火祭り行事ということで、針生の歳之神なんかも紹介をされて、そして、ほかの歳之神とはちょっと違うなというふうに感じたところなんですけれども、これら伝統行事以外にも、以外にもというか、ちょっとこれが伝統行事でどうなのかという感じも、つちんぼの何とか踊りなんていうことで、家の周囲をだんごを煮たつゆなんかを持ちながら、私ら小さい頃歩いた記憶があるんですよ。

ただ、そういうものが合併前の4町村の中では、そういったそれぞれの村史あたりでまとめられているものというのは、そういうのはございます。ございますというか、どういうふうになっているか承知しているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えをいたします。

今ほどございました、合併前の4町村の町史、村史の中でのまとめ方でございますけれども、それぞれ旧町村ごとに、町史や村史が発行されております。この中で、民族編ということで、町村史のまとめ方によって違うんですけれども、年中行事として、流れとしてその行事が載っていたり、この地区ではこういった行事が行われていたといったような具合で、地区ごとにまとめられているもの、それぞれ様々でございますが、そういったような状況で掲載をされております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 まとめられている中身については、何でこんな質問しているかというところ、先ほど質問の中でも触れましたように、これから、今なくなっているものも大分あると思うんですよ、こういう伝統しているものが。

先ほど、これらを教育長のほうから、ちょっとどうするか検討しますというときの、そういった検討材料というものは何をやるのかなと考えますと、そういったこういうものがあったというものが無いと、なかなかゼロから起こすというのは大変なんじゃないかというふうに考えたものですから、そういうところはどのように考えていますか。そういうものを参考にしながら

らやるのか、それとも全くゼロから、今地域、地域であるものをゼロから掘り起こしていくんだというような考えだと理解してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 教育長に対しての質問でありますけれども、このことについて、国・県、それから町指定の伝統文化というものは、ある程度資料としてつくられているとは思いますが、ですけれども、本当に昔からあったもの、そのとおりかといえ、これはまたちょっと疑問符がつくかもしれませんけれども、やっぱり我々ちっちゃい頃のことをずっと思い出しながら、今聞いていたんですけれども、なくなってきているもの物すごくあります。結構あります。

また、地区によって、やっていること、やっていないことがありますし、それを一つ一つ、また掘り起こした中で、今の段階でつくるということも不可能なものもあるかと思いますが、そのようなことも、我々がもう70になっている年代ですので、経験ないことを昔の話で聞くこと、そういうことまで該当させるとか、そういうことになると、なかなかなかったものも作り物みたいになってしまう可能性があるんで、その基準はなかなかあるかと思いますが、でも今は、DVDとかそういうものを作るものがありますから、ですからこの町指定の何と言いますか、伝統の無形文化財の制度をつくるとかつくらないとかいうよりも、昔こういうことをやっていたとか、そういう聞き語りとかそういうことをやっぱりまずは、あとは映像に残せるものは残すとか、取りあえずそういう記録というものは残せるのかなと、そのように感じながら聞いていました。

ですから、それをすぐにどの程度までやるかというのは、なかなか線引きは難しいかもしれませんが、やはり分かる範囲の中での、そのような作業はやってもいいのかなと思いましたが、そして、やはり今コロナ禍であります、これまで、そういう行事というものを地域でやっていたこと、この町内と言いますか、それぞれ全国で、それぞれの思惑の中でやられたということは、こういう困難な時代をみんなして協力して、なかなか化学的にも、それこそ理論的にも証明されなかったようなことをみんなで助け合いながら、それを克服してきた、そういうものが伝統行事だと思っていますので、そういうことも含めて、裏のいろんな状況もあろうかと思いますが、分かる範囲の中でそれを記録に残すことは、私としては非常に重要なことかなと思っています。

ですから、そういうことは、あんまりしゃちほこばった考え方の中じゃなくて、こういうこともやっていたよとか、その程度ことはある程度、DVDあるいは録音と言いますか、音として映像として残すことができるのかなと思いましたが、その辺はどのようにしたらいいのか

ということは、制度をつくる前にそのようなことをちょっと検討させていただきたいなと思います。

これは、地区の皆さんの協力も得られなければならないので、そんなことも含めて、教育長も調査と言いましたが、私も、まずは調査ということで、そのようなことを検討させていただきたいなと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私も最後の質問で、今、町長が答弁されたものをお願いしようと思っ
て、準備していたんですが、やはり何を残すのかというような形で、十分に、やっぱりそれぞ
れの地区で承継している、そういう歳の神、天神講、盆祭りはもとよりですが、それらの伝統
行事というか、それ以外にもいろいろ承継されているものもあるし、既にもうほとんどなくな
っちゃってきているというのも多々あるのではないのかなというふうに思います。

ぜひ、これら伝統行事について、先ほど、一番冒頭に答弁をいただきましたように、調査、
検討をしていただいて、そして、ちゃんと次世代に引き継げるような形でやっていただきたい
なというふうに考えますがいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私の方からお答えしたいと思います。

教育大綱の基本目標の3番にも、伝統文化の継承に努め、心豊かな人材の育成ということ
を教育大綱の中でもうたっています。その中で、地域の伝統や行事について子供が理解し、また
子供だけじゃなくて大人も理解し、やっぱり地域に誇りを持つということが大事な目標になっ
ていくかなと。そして、やっぱりその中で、こういうものをやってきたんだということが分か
ることで心を豊かにしていくと。

例えば、昔のそういう伝統芸能というのは、どちらかという神様をお願いするとか、豊作
を祈願するとか、そういう目的が多かったのかなと、でも、これからはやっぱりそういう伝統
芸能を継承するということは、地域理解とか、心を豊かとか、そういうものを目的としてやっ
ていくんだというふうに考えるのがいいのかなというふうに思います。

ですので学校のほうでも、多分学校さんによっては地域の伝統や芸能について調査して、そ
れを学校内で発表するとかいうことをやっている学校さんもあると思いますので、ぜひ、大人
だけの調査ではなくて、そういうのを子供も含めながら、地域のそういうものを知りながら、
地域を理解し愛していくというような子供を育てていきたいなというふうに思っていますので、
ご理解願います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私の一般質問については、以上で終わりたいと思います。

ぜひ、これら調査、検討、今後、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◇ 川 島 進 議員

○室井嘉吉議長 3番、川島進君の登壇を許します。

3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 議席番号3番、川島進です。2点質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、観光農園の設立をということで、新型コロナウイルス感染症が終息し元の日常に戻ったときに、以前にも増して多くの観光課客が訪れるものと期待をしています。

当町には、近々オープンする星の郷ホテルをはじめ、多くの宿泊施設がありますが、お客様に翌日、収穫体験を楽しんでいただけるよう、町が主体となり、トマトをメインとした観光農園を設立し、誘客に努めてはどうか。

2つ目、元気でゆうゆう温泉等利用助成事業の交付枚数を増やしてはということです。

現在の交付枚数は、申請月により、1枚から最大で5枚となっています。それを、最低でも利用者が一月に1枚使えるよう最大12枚にしてはどうか。

以上、2点質問いたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、川島進議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町が主体となりトマトをメインとした観光農園を設立し、誘客に努めてはどうかとおただしであります。観光農園であります。一般的には農業を営む、観光客などに自らの農地で生産した農産物の収穫などの体験をさせたり、園内を鑑賞させて代金を得ている農園ということでもあります。

町自体が農業を営む者として農地を取得または賃借することはできないことから、直接、町が観光農園を設立、運営することは難しいと、そのように考えております。

しかしながら、議員のおただしのとおり、トマトをはじめとした地域特産の農産物の農作業体験や、これらの農産物を使用したおいしい食事の提供など、魅力あるプログラムがあれば、

新たな観光客や教育旅行参加者を獲得できる可能性があります。

そういう中で、宿泊施設運営会社、農協、地域農業者などが観光農園を設立し、これらのプログラムを運営する場合などについては、町として連携して誘客を図ることはできるのかなど、そのように考えております。

この体験型交流といえますか、そういう意味で今非常に人気がありますし、コロナの収束を見込んだ中で、それらのいろんな事業の組立てといえますか、我々の地域を楽しんでいただくということには、そういうアイデアも必要だと思いますけれども、町としては、直接的に設立してやれるような状況にはない、そういう業種でもないと思います。いろいろ、第三セクターのお話も町がやっている事業もありますが、そういう中でしっかりとした対応ができるような、また、その関係者としてしっかり連携してやっていくことが町の役割だと思いますので、ご理解願いたいと思います。

そういう意味では、収束後にはしっかりそういう交流ができるように、そしてまた、誘客できるように、町として対応を進めてまいりたいと思います。

次に、元気でゆうゆう温泉等利用助成事業の交付枚数に関して、現在は申請月より1枚から最大でも5枚となっていることから、申請月によりですね、それを最低でも利用者が一月に1枚使えるよう最大12枚としてはどうかのおただしであります。本事業は、元気高齢者が寝たきりや介護を要さずに、いつまでも元気に日常生活を送れるよう、町指定温泉施設の利用料を助成し、自宅から外へ出かけ、温泉に入ることにより心身の健康増進や閉じ籠もりの解消を図ることを目的としています。

平成27年の開始より6年目となり事業も定着し、助成券の利用申請者数が増加し、年間交付枚数も増加しているところであります。

しかし一方、未使用の助成券も増えておりまして、利用者の偏りも見受けられます。

つきましては、このような利用状況も踏まえまして、適正な交付枚数については検討してまいりたいと思います。議員おっしゃられる考え方も分かりますので、その辺も踏まえた中で、どのようにしたら、皆さん方にこれを利用していただけるのか、また、よりよい利用方法があるのかも含めて、町としては検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 今、町長より、確かに町資本では、建設とか、そういった運用は無理だと思えます。以前、町長から伺ったときに、雑談の中で伺ったときに、民間資本がいろいろ起業して、こういったものに限らず箱物でも何でも、それが理想的なんだというような話をちょっと伺ったように思い出したわけですが、そこの町の駅といわれる建物が十数年前にできました。これは、農園とはちょっと違うわけですが、あれも町が造って公募した結果、JAが管理、運営を今されているという、コロナ禍においても売上げも90%前後あり、非常に地域の農家の方が花、それからいろいろ野菜類を持ち込み、町内のお店を営む方、それから個人の方、朝早く詰めかけて、いろいろお買い求めになっているというような状況があります。非常に成功した例ではあるかと思えます。

私が、ここで今日質問させていただきました農園とは若干違いますが、それも町資本の新しい取組方、非常に成功した例かと、そのように考えております。

それで、ただ、これが観光農園となりますと、個人で出資をするというようなこととなりますと、非常に大きな資本、それからその結果がどうなるか、ちょっとそういう気持ちを持ち合わせたにしても、二の足を踏まれる方がいらっしゃるのではないかと、自分自身に置き換えて、じゃやってみようか、いやいや待てよと、そういったような気持ちの葛藤等もあろうかと思えます。

それを、町が主体じゃなくて、ある程度、公募というような形で建設から管理、運営、面積は様々、いきなり大きく広げても大変だと思いますので、そういったことをちょっと提案したわけですが、その辺に関していかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 先ほども答弁させていただきましたけれども、観光農園とか、あるいはトマトの出荷を目的とした栽培でなくて、観光農園等の目的でトマトを栽培されるような計画があれば、町としては、それはそれなりの支援が、仕方はあるのかなとそのように思います。

ですから、個人がやられる場合、あるいは組織がやられる場合、それはいろいろな支援の方法もあると思えます。トマトの出荷に対しての支援もありますし、いろいろ栽培される方のそれぞれのその状況に合った支援の仕方を町としてもしているつもりですし、あるいはまた商工業者に関しても、そのような支援をしておりますので、そういう中で、いろいろな支援の方法としてはあるかと思えますが、町が直接それに経営をして、その事業を進めるということは、町としては現実にトマトの栽培そのものもそうですけれども、いろいろな専門的な知識なり、あるいは技術なり必要とある中で、関係者もまたは専門的にやっておられる中で、町がそれを

やるということは、少し困難性があるのかなと、そういう中での判断でございます。

ですから、そういうことを実際にやってみたいという方になれば、町としては相談に乗れるというか、協力できるものは協力していけるのかなと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 考え方は、分かりました。

確かに、そういうふうな起業をしたいという方で手を挙げて、そういった補助制度、サポート制度をぜひ確立をしていただきたいと思います。

以前に、このような事例がありましたので、あえて申し上げますが、南郷地区において、もう大分20年以上前になろうかと思うんですが、ある農家の方が国道沿いにハウスを何棟か持っていたら、1棟を、トマトというのは青いうちに出荷します、市場で競りをして、京浜地区のスーパーに着いて、ちょうど売る頃、2、3日たって赤く熟すというのがトマトなんです、それを木で熟したものを欲しいというような声が多数上がりまして、その方が1棟を丸々観光的な、当然、個人の方ですけども、そしたら宿泊された方、それから日帰りの観光客の方、結構そこでお買い求めになられて、トマトは赤いんだというふうな話になりました。

それというのも、ある方が大分前ですが、30年前ぐらいに、南郷トマトは青かったというふうなエッセイを出したんです。実際に南郷に来られて、トマトは赤くなくて青だった、それは出荷の話なんです、この話と若干それですけども、そのように成功した例もございます。

今は、その方はそういうことはやっていらっしゃらないですけども、道端でちょっとお土産程度に販売はされているところは数ありますけれども、本格的な農園というものは、やられてございません。

私が申し上げたいのは、確かに町主体となっては様々な制約があり、それは今お聞きしたとおり、無理であろうかと思うんですが、宿泊をして、多くの方がこれからいらっしゃると思います。今朝のテレビでもやっていたんですが、強制貯蓄という言葉がありました、あるアナウンサーが言っていました。それが、お金をためようとしているんじゃないで、このコロナ禍において、自然に各家庭でたまった金が20兆円という話でした。これは、収束後一気に、どういう形で出てくんだか分かんないですけども、いろんな分野に流れるであろうと、当然、観光、それから飲食、そういったものをメインとして、はじき出されるであろうというような、かなりV字回復はするんじゃないかというようなニュースを耳にもしました。

当町、それから会津地区にどのぐらいの方がお見えになって、どういった形で観光事業が回復するのか分かりませんが、体験型ということで、それはトマトに限らず、ジャガイモであったり、トウモロコシであったり、それは播種、それから植付けでまず一度呼ぶ、そして収穫時にもう一度おいでいただくというふうなことでPRをすれば、多くの方が、こんなのは、過去にどこでもやっていることかもしれませんけれども、当町には、果樹などの目玉、何とか狩り、何々狩りというのもございませんので、そういったものを改めてPRしていただければと思うんですが、もう一度。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今までも体験農業といいますか、そういうようなことで、教育旅行の中で農家民泊された方とか、そういう方は多分収穫とか、そういうトマトの手入れとか、そういう経験されているような、何といいますか、利用者はいると思うんですよ。その程度のことは、可能かなと思うんですが、ただ、いろいろ観光農園となったときに、やはり農作物の種類とか、そういうものによっては、やっぱりそれに適さないものがあるんじゃないかなと私は思うんです。個人的な考えですよ。

ですから、それはあくまで観光農園として、トマトを農園としてやりたいんだと言われれば、それはそれですけれども。ですから、そんなようないろんな事情もあろうかと思えます。

先ほど申し上げましたように、どうしてもトマトで観光農園をやりたいという方がいらっしゃるならば、町としては、それはいろいろな支援も考えられると思いますし、相談されれば、町としてできることは何なのかということ協議させていただきたいと思えます。

ただ、トマトの収穫体験とかそういうことであるならば、今までもそういうふうに入っている農家もありますので、トマトばかりじゃなくて、アスパラもあると思いますし、いろんなものもあると思います。田植えの経験もあると思います。

ですから、そういう作物の種類であったり、ケース・バイ・ケースの中で、対策できるものは、対応できるものは、町として対応もしていかなければならないと思いますし、農家の皆さんも、多分そのようなことも考えている方もいらっしゃると思うので、そういう1つのアイデアとして拝見させていただいて、今後、そういうことをまた皆さんが、相談を受ければ、先ほども言いましたけれども、町としてはしっかり対応できるような相談に乗っていきたいと考えております。

町がこれを設立して、町が中心になってやるということは、やっぱり厳しいとそのように私

としては感じています。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 お話は理解しました。これから、そういった方が、農家の方が相談に来られた際には、今お聞かせいただいた支援、サポートを厚くしていただきたいと思います。

以上で、1番に関しては終わりました、今度は、2つ目のゆうゆう温泉券について質問させていただきます。

まず、昨年度、令和2年度の予算と実績をお聞かせいただきたいんですが、お願いします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

令和2年度の当初予算額でございますけれども、179万8,000円でございます。実績が63万9,950円となっております。昨年度、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの関係で、温泉施設のほう休止になった時期もございます。さらに、各個人の方々も、あまり遠くに出ない、温泉も控える、そういった方々が多かった影響もあると思います。予算の執行率が35%程度になってしまっております。

これは、令和元年度、その前の年、そしてその前の平成30年につきましては、まず令和元年度の執行率が80%、そして平成30年度が98%ということでありましたので、昨年度の令和2年度の執行率が大変悪い数字になっておりますが、そういった要因があったということをご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 それでは、平成30年度と令和元年度の使用率、80、90何というのは分かりましたが、具体的に予算措置額と使われた金額、これはつかんでおられますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、令和元年度から申し上げます。当初予算額190万6,743円。実績額が151万7,500円でございます。続きまして、平成30年度でございますが、当初予算額が170万5,062円です。実績額が167万9,250円でございます。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 分かりました。

確かに、今課長言われたとおり、平成30年度、令和元年度と比べれば、昨年はコロナということで、実際には30年度、元年度と同じぐらいの当初予算だったのが、使われたのが35%、こ

れは分かります。その前の2年間は、ほぼ8割、9割ということで、多くの利用率があったということです。

これは、ある町民の方の声なんです、月に一度、ある診療機関にバスで受診をされると、その帰りにその施設の敷地内というか、隣にある温泉施設をその券を利用してお風呂に入ってくるんだというような話をされました。それは、4月だか5月にいつも請求をされて、最大の5枚を頂戴して非常にありがたいと、2枚運転手券もついてくるんだというふうに、そういうふうになっている、私も調べたらそうなっていました。でも、私はバスで行くから、その2枚は無駄になるんだよね、それも使えないのかななんていうふうに、ちょっと聞かれたんですが、それはあくまでも、その運転手さんが何人かを乗せて湯治に行って、自分も入るためのということで町のほうは提供しているんだから、それは無理でしょうと、無理だと思いますというような返事をしたんですが、そういった月に一度の楽しみというふうに、これはお1人の方のご意見ですけれども、そういったこともありまして、先ほど私は具体的な数字として、5から5を12と、申請月によって、当然マイナス1ずつやっていけば、最後の年度末の3月は1というふうになろうかと思えます。

予算も170多くて、200万弱というようなことなわけで、いろんな事業と比較すれば、数字的には町の予算をパーセントにしたらば、ごくごく僅かな比率かと思えます。事業には、多い、少ないというようなことはなかろうかと思えますが、ぜひ、これを増やしていただけないものかと、もう一度お伺いします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

お答えする前に、先ほどの当初予算額について端数を私申し上げていました。令和元年度、30年度の当初予算ですが、下3桁千円未満については、もちろん予算で100円単位というのはございませんので、こちらについては後ろの部分切らしていただいて申し上げます。令和元年度の当初予算額が190万6,000円に訂正でお願いいたします。さらに、30年度につきましては、170万5,000円ということでお願いしたと思えます。大変失礼いたしました。

そして、月1枚、12枚についてのおただしでございます。

実は今回、議員からこういったご質問を受けまして、私どもも再度の精査して、過去の数字を拾ってみました。昨年度は、ちょっと特殊な事例があったので除きまして、平成29年から令和元年度までの3か年を調べまして、いろいろと見てみましたところ、まず交付枚数という数字と利用枚数という2つの数字を出すことを考えました。

当初の交付枚数につきましては、窓口に申請に来られて、そうしますと4月に来られた方は5枚、7月に来られた方は4枚というふうに1枚ずつ減っていくという仕組みになっております。実際のところ、4月の交付人数が一番が多くなるわけなんですけれども、その交付枚数の平均が、先ほど言いました送迎者の方々も合わせますと、3か年の平均が6,936枚という数字になっております。そして、利用枚数につきましては、3,579枚ということです。内訳言いますと、交付枚数の内訳が一般の利用者、高齢者向けということで、4,895枚出していて、その利用枚数が2,773枚、利用率が56.6%になっております。

これが、大体毎年60%行かないぐらいが、この利用になっているというところでございまして、そして、さらに月別の利用者数を見ますと、毎年3月の利用というのが大変多くなります。といいますのは、恐らく3月で期限が切れますので、恐らく3月にどどっと利用される方が多いのかなというふうに感じました。

そういった点もございまして、まだ結論が出ているわけでもないんですけれども、こういった毎月1枚ずつ使いたいというご意見、そういったこともあることも承知いたしました。そういったいろいろな意見を踏まえまして、次年度以降どういった形にするのか、そして、先ほどの送迎者の枚数についても、中には全て車で送ってもらうので、できれば同じように5枚ほしいと、そういったご意見も頂戴しておりますので、そういったいろいろなご意見があるということで、今後、検討を重ねてまいりたいと思います。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 了解しました。

いろいろ検討いただいて、運転手の方が2枚、全然使わない方もいらっしゃるし、それでは足りないと、グループで常時行けば、5回行くと3回は自らが負担しなくちゃいけない。今、課長のお話の中で、今後、いろいろと検討をいただいて、よりよい、対象者となる町民の納得がいくような結論を出していただきたいと思います。

これで、私の一般質問は終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、3番、川島進君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。14時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時 分

再開 午後 2時44分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開き、一般質問を行います。



◇ 五十嵐 芳 道 議員

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君の登壇を許します。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 議席番号1番、五十嵐芳道です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1番、コロナ禍での消防団活動は。

消防団は、住民の生命と財産を守るために、なくてはならないものです。その活動を安全に行うためには、団員の訓練と日頃の機械器具の点検整備は欠かせません。それは、コロナ禍であっても変わらないことは言うまでもありません。

それを踏まえ、コロナ禍の中で団員の健康を守る施策は。

1、検閲式や招集訓練に対する考え方は。

2、指示している感染対策は。

3、指示を団員に伝達する部長の役割は。

4、火災など出動時のコロナ対策は。

大きな2つ目です。ごみの削減とリサイクルの推進は。

最近の報道によりますと、昨年までの福島県の1人1日当たりのごみ排出量は、3年連続全国ワースト3位であり、何と今年は1つ上がって2位とのことです。また、リサイクル率も低く、こちらも排出量と同じで全国ワースト2位とのことです。

なお、今年、県では排出量の1割減を目標としています。

1、本町の一般ごみ排出量とリサイクル率の推移は、また、県内町村との比較は。

2、町として、削減目標の設定など、ごみの削減とリサイクルを進める施策を実施しているか。

3、南会津郡内には、ごみの最終処分場はなく、環境センターから出る焼却残渣やリサイクルできない不燃ごみなどは、処分料を払い、群馬や山形にある最終処分場に搬出している。このことで、最終処分場のある地域と比べ、ごみに対して住民の意識が薄くなりがちではないか

と思う。ごみの問題は、学校での教育や社会教育を含め、もっと知らせる必要があると思うが町の考えは。

以上です。再質問は、再質問席でさせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、五十嵐芳道議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、コロナ禍での消防団活動についての1点目、検閲式や招集訓練に対する考え方はとのおただしであります。議員おただしのとおり、消防団は、自分たちの地域は自分たちで守るという使命感の下、昼夜を問わず活動していただいております。消防団活動を安全に行うための非常招集訓練や機械器具の性能を十分に発揮させるための日々の点検は、必要不可欠なものであります。

また、団員の団結を高め、規律を維持し、士気の高揚を図るために実施する検閲式についても、地域住民の皆様に消防団の雄姿を見ていただき、消防団への信頼を深めていただく絶好の機会であるとそのように認識しております。

コロナ禍でのこれらの消防活動については、十分な感染対策を図りながら実施されておりますので、町といたしましても、必要な備品、消耗品などを配布し、感染対策を支援してまいります。

次に2点目であります。指示している感染対策はとのおただしであります。消防団では、コロナ禍での消防団活動の基本方針として、定期的な機械器具の点検整備や訓練時のマスク着用、団員の自己健康管理の徹底、また、体調不良の団員は消防団活動に参加させないことなどを定め活動しているとそのように聞いております。

次に、3点目であります。指示を団員に伝達する部長の役割はとのおただしであります。消防団は、危険な災害現場での活動や様々な任務において、明確な指揮命令系統の下、活動することが重要であります。

消防団では、団員の安全を管理し、活動を的確に実施するため、階級制度を取っております。その中において部長は、管轄する部において、総括指揮と団員の安全管理について指示し、また、分団長などの上位階級からの指示事項を団員に伝達する役割を担っております。

コロナ禍における団員の健康管理に関する指示についても、本部員、部長会議などを通じて、部長から団員への伝達を行っているところであります。

次に4点目、火災など出動時のコロナ対策はとのおただしであります。先ほども答弁いたしました。平常時の訓練や機械器具点検などの消防団活動においては、感染症対策を図りな

がら活動することとしておりますが、特に火災現場など緊急時においては、感染症対策が徹底されないことも想定されます。

消防団では、火災などの災害に対し、体調不良の団員や海外から帰町し、2週間を経過していない団員は出動させないこととしております。

今後も、新型コロナの状況を見極めながら、どのような対策を取れば、団員の安全と円滑な消防団活動の両立ができるか、消防団と協議、検討をしております。

次に、ごみの削減とリサイクルの推進はに関する1点目であります。本町の一般ごみ排出量とリサイクル率の推移、県内町村との比較はとのおたただしであります。南会津町の令和元年度の一般ごみの総排出量は6,318トン、1人1日当たりの一般ごみの排出量は1,142グラムとなっております。平成29年のリサイクル率は12.03%、平成30年は13.48%、令和元年は12.36%と大きな変動はないように思います。

また、県内町村との比較についてであります。平成30年度県のデータから、1人当たりの一般ごみの排出量は、県内43町村中28位、リサイクル率は22位となっております。

次に、2点目、ごみ削減目標設定など、ごみの削減とリサイクル推進施策の実施はとのおたただしであります。南会津町環境基本計画の中で目標数値を定めており、令和9年度までに、1人1日当たりの一般ごみ排出量は935グラム、リサイクル率は21.0%としております。

ごみ削減施策については、ごみ発生抑制推進の取組としまして、使い捨て製品の使用自粛、過剰包装等の削減、食品ロスの削減等の普及啓発、また、リサイクル推進施策は、ごみの出し方や分別の啓発、リサイクル製品の使用推進等に取り組んでおります。

次に、3点目であります。学校や社会教育を含めたごみ問題の周知対応策はとのおたただしあります。学校教育の中では、教科書の内容が変更されたことにより、環境問題やSDGsにつながる学習が取り上げられております。また、生涯学習のイベントや各種講座等へ出向くなどして、ごみの出し方やリサイクル製品使用促進、環境に関する情報提供により、ごみの削減とリサイクルに対する意識の醸成に努めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 それでは、再質問させていただきます。

検閲式、招集訓練に対する考え方ということですが、去年からコロナということで、検閲式はなかったと思います。訓練に関しては、非常招集は、私の知っている南郷地区では今年も行

われましたが、検閲はありませんでした。

これは、事実でよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

まず、検閲式についてですが、まず令和元年の秋の検閲式から中止となっております。実はこの年、台風の影響で、実は非常招集訓練も検閲式も中止になっているというところなんです。そこから、昨年秋まで検閲式が、昨年秋の検閲式ですと、きちんと計画も立てたところなんです、ぎりぎりまで協議、調整した結果、中止となってしまいました。

団員の士気の低下が懸念されたところでございますが、こうした中でも本部員の幹部では、予定された昨年の令和2年10月25日検閲式予定日に幹部訓練を行うということで計画をしました。御蔵入交流館の駐車場で訓練の披露をさせていただいたところです。

消防団としましても、様々な訓練、礼式等が中止となっていることから、こうした訓練を部長、班長、団員へも実施してはどうかということで、本部員の幹部の中でも、協議、検討していることも聞いておりますので、今後、状況を踏まえた対応を消防団としてしていただければなというふうに感じております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 検閲式の目的というか、なぜ検閲式をやるかということあるんですが、長く私、実は消防団やっています、消防団の中で検閲式というのは、団員としてはどんなふうに捉えているのかということ、やっぱりみんな同じ行動をして、同じ動きをするということで、団結力が高まる。それからあと、一斉に同じところに集まるので、他の団との違いというか、例えば制服、名札のつける位置が何か違うけれども、これ正しいのかなというすり合わせができたりもするんです。

それが、2年間やられていないと、その指導というのが、ここの3番に部長の役割というのがあるんですけども、これが全部各部に下りてきてしまっていて、細かい指示が、各部の部長が指示をするとか、指導するような形になるんですが、その部長でさえ、1年とか、2年とかで交代してしまいますので、検閲にも出ない部員も入ってくる、経験の少ない団員が部長になっていってしまうと。

この後、コロナがどうなるのかちょっと分かりませんが、だんだんそういうことで組織の力がなくなっていくとか、非常招集はやっていますけれども、非常招集というのはちょっと違うんですね。行って動かすので、ただ、動かす人が割と決まった人がやっているとい

うか、実際に操作する人が慣れていない人が操作してしまって、なかなかそこは1時間、1時間半の間にできることというのは決まってくるんです。

その辺のところ、団員に対する細かい指示が部長任せでいいのかということがあるんですが、その辺の検討はされていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、様々な訓練、礼式が中止になっているということから、非常招集訓練は、対応の状況を見ながらやっているところです。

そういった部分で、そういう礼式としての訓練ができなくて、なかなか部長、班長、団員も、そういう士氣的なものも含めて低下してしまっているのも、また事実ではありますので、先ほども言いましたとおり、その訓練、いわゆる検閲式に伴って中隊訓練ですとか、そういった部分も、何か検閲が中止になったとしても、今ありましたとおり、幹部の訓練の披露だけではなくて、部長も班長も団員も一緒になって訓練できるような、そういった協議といたしますか、検討も消防団のほうでは検討しているということで、今後のやっぱりコロナの状況も踏まえたところだとは思いますが、その状況を踏まえながら、そういった訓練等もきちんと検討しているというところですので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 各団員に対する、訓練、周知というのは進めていっていただきたいと思いますが、あと、団がここのところずっと合併というか統合して、1人の部長が持つ範囲が広がっているというのもあって、伝達方法も、過去何十年もあるんですけれども、部落だけじゃなくて、よその部落まで一緒になっているので、いろんなSNS、アプリを使ったりしての伝達もあるんですが、消防団のほうでもアプリをやっていて、IDを入れて見るんですけれども、情報を得ているはずだって本部では思うかもしれないんですけれども、実際に開いて正しい理解をしているかというのは、また別だと思うんですよね。

開いて正しい理解をしているという前提で行動するんですが、その正しい理解をしているという保障は得られていない中での活動になっていると思うんです。そこを確認するのは部長だと思うんですが、その部長の責任が重くなっていると感じてはいるんです。その辺はどう考えているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

今ほど、芳道議員がおっしゃられたのは、SNSを使ったという部分で、消防の防災アシストアプリというものが、今年度から正式に運用しているところです。昨年度、試験運用しまして、ようやく今年度から正式に運用しているというものなんです、アプリをダウンロードしていただくということで、若干概要も説明をさせていただきたいんですが、そのアプリを登録しますと、火災発生時、これまでは広域消防のほうからメールマガジンシステムを活用して、消防団員にメールで配信をしてきたというところだったんですが、なかなか地図の表示も細かく分からない部分がありまして、そういう部分での戸惑いもあったところです。

今回のアプリをダウンロードして活用しますと、火災発生時は当然、団員に自動で通知できるという、広域の本部からの通知です、できるということになっております。

さらに、今ほど言いました地図表示が従来のメルマガよりも見やすくなっております。グーグルマップの具体的な写真の地図上から、どこが火災なのかというのが一目で分かるというところで見やすくなっているということです。

さらに、なかなか活用の仕方にもよるんですが、団員の出勤状況が確認もできます。これは当然、アプリを登録をしないと、その団員がどこにいるのかというのはなかなか把握し切れないんですが、きちんと正式に全団員がアプリをダウンロードして登録していただくと、そういう状況も明確に分かるということです。さらに、現場での消防車両の位置も確認もできるということです。

最もメリットのあるところなんです、水利の場所が地図上に表示されます。消防交通係のほうで、全て消火栓ですとか、防火水槽の位置をきちんとそのアプリに登録しまして、どの位置に、どの箇所にもそういう水利の施設があるのかというものが全て分かるようになっておりますので、迅速な水利確保ができるということとなっております。その中でも平常時は、例えば水利の状況、例えば故障したとか、修繕中だとかそういった部分もきちんと表示できることになりますので、いざ何か火事があった、その消火栓を使おうと思ったんだけど、これ修理中だということが分かりますので、次の消火栓とか、そういった部分は活用できるということです。

さらに、部長がいろいろ負担かかっているというところではあるんですが、メッセージ機能によりまして、団員への一括した情報伝達が可能となります。そういう部分では、なかなか部長さんの負担というのは、統括しなきゃいけない部分はあるんですけども、そういう部分での団員の登録といいますか、アプリの登録を周知しながら、随時、最新の情報を周知できればなというふうに思っているところですが、アプリの今のところ登録率なんですけど61%にとどま

っております。今後もいろいろと、本部員、部長会議ですとか、そういった部分でも周知をしながら、使い方、活用の仕方アプリの研修を行いまして、団員でもすぐにいろいろと活用できるような形で周知等をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 アプリ、61%の登録ということで、だんだん進んで、部長の負担が減って、スムーズな活動ができればと思っています。

検閲式をやらないと起こる不具合としては、あとは、今回ちょっと私の部であったんですが、コロナの中でやるのかという、例えば非常招集をやるのかという質問を部長が受けてしまうと。やっぱりこれは幹部会の中で、幹部の中でこういうこういう理由で検閲はやりますよという1つの文とか、誰が文責で出しましたというのがないと、部長がそこを判断、おらほの班はどうすんだみたいな話になってしまうので、という例があったので、そこを幹部会の中でちょっと、なぜ検閲はやらないのか、非常招集はやるのかというところを、コロナ禍でばたばたした部分もあったと思うんですが、はっきりさせていただきたいなと思ったのは、今回ちょっとあったんですが、その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

先ほど言いました、本部員、部長会議等では、検閲式ですとか、あと非常招集訓練等の中止での周知は、そこで会議でも文書で、団長名で各団員、各部長に周知をしているところで、そこでちょっと負担を強いられてしまいますけれども、部長が各団員へ、こういう理由で検閲式が中止になっているんだということは、承知しているのかなというふうには思います。

それぞれ、本部組織の中でもいろいろと議論はされている中なんですけど、消防団員、なかなか別な意味で、消防団員として入る、何というんですか気持ちとか精神ですかね、そういう部分でそれ相応の覚悟を持って、宣誓書にサインをして団長にお願いをするということなので、団員の士気というのは、なかなか相当なものがあると思います。

そういう訓練したり、検閲をしたりしているわけなんですけれども、そういう中でコロナ禍の状況という部分では、一番心配されるのがやっぱり家族の意見なんですね。家族の意見がなかなか厳しいといいますか、もう心配されてしまうという、集団で集まる場合はですね。そういった部分もありますので、団としても、町と協議をしながら、そういった部分のやっぱり状況に応じた対応をせざるを得ないのかなというふうには考えているところです。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 各団員が、最終的には団員個人が出るか出ないかというのは決まるんですが、そこにまあ家族の意見というのがあって、その辺も最終的には、こういうことで非常招集はやりますよ、こういう場合は出なくてもいいですよとか、最終的な決定は個人にお願いしますというような、あったのかなかったのかちょっと分かんないんですけども、そういうのがなかったもので、うちの部では。最初から個人に判断してくださいとなったもので、LINEでやっていますとやり取りしますので、誰かが出ないと言うと、そういうのを待っていて出ない出ないとか右倣えをしてしまうようなことになるので、そこはやっぱり幹部のほうで、こういうことでやりますというのは、ちょっと大儀がないと流れていくことになる感じかなと思うんです。なのでそこは、何とっていいか、やっぱり最初の大義名分ですよ。やる大義名分は必要かなと思います。

消防の件は以上で、次、ごみの件に移ります。

基本計画で21%までに、リサイクル率を令和9年度までですか、上げていくという、この見通しというか、リサイクル率を上げてごみを1日、今1,142グラムのを令和9年度までに935までに減らすと。この試算というのは、可能なものなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

こちらについては、環境基本計画の中で定めている目標値でございまして、ごみの排出量に関しては、1人1日、卵1個分のごみを減らせば、達成できるだろうというものだというふうに捉えております。

リサイクル率、ごみの排出量に関しましては、現在の状況からは厳しい状況ではないかなというふうに私は思っておりますが、ここは諦めずにいろんな取組で皆さんのご協力を得ながら、目標に向かって進んでいきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 なかなか厳しいということで、目標達成は。県内での順位も排出量が28位、リサイクル率は22位ということで、真ん中ぐらいちょっと下かなぐらいなんで、本当は頑張ってやっていかなければいけない事業というか、取組だと思んですが、3番のところに書いた、最終処分場がないと書いたんですが、これはなぜないのかというか、設置している地域と、設置していない地域というのは、これはどういうことで設置しなかったりするんでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私の方から答弁させていただきます。

衛生組合の統合のときも、最終処分場の議論がありまして、福島県でいいますと、やっぱり自区域内処理を完結してくださいということで、南会津は南会津で最終処分場を持つべきだというような議論がございました。

しかし、この地域、河川の最上流域でもございます。ですから、最終処分場を設置したくてもなかなか環境が整わないというこれまでの経過がありまして、田島下郷町衛生組合、それから西部衛生環境組合とも古い基準のままの埋立処分場を廃止して、今、自区域内処理を完結できずに、米沢それから草津のほうに搬出しているという経過をたどってございます。

法令的に違反ということではないんですが、施設整備の金額の問題等ありまして、将来的な目標は、自区域内に整備しましょうというような位置づけにはなっているんですけども、もろもろ震災の影響があったり、それから、河川の氾濫による災害があったり、そういったところがありまして、議論が進んでいないというのが今の実態かと思えます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 1番、2番のリサイクル率をとか、ごみの削減とかというのは、最後の最終処分された残渣、それからリサイクルできないごみをどこに持っていつているのかが分からなかった、私も議員になるまで分からなかったんです、これは実は。衛生組合の議員になりまして草津の見学に行って、ここに来ているんですよ。

そのことは、結構ショックというか、私たちはごみを毎日出しますけれども、このごみは自分たちがごみ袋に入れて出せば、南会津地区では終わり、どこかでなくなる、地域にもなくなってしまう。ごみを燃やして残渣はなんてことは分からなかったんですよ。ごみって燃やせばなくなってしまうのかというような、私はそうでしたし、そういう認識の方が多いのではないかと、これはやっぱり地域に最終処分場がないというのは、大きな要因ではないのかなと考えていますが、その考えというか、一旦じゃ、ちょっと回答。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から答弁させていただきます。

そもそも、こういう産廃といいますか生活ごみとか、そういうものの処分をするということがなかった時代、それぞれ勝手に銘々に川に捨てたり、ごみ捨場というか、地域で決めてそこに捨てた状況がずっと続いておりましたし、そして、ごみの焼却炉、これを造るに対しても、その頃の皆さん方のいろんな話を聞きますと、何でうちの地域にごみ焼却炉を造るんだとか大反対があったことを記憶しています。

そうした中で、ましては最終処分場、最後の最後の本当に処分できないもの、いろんな何と
いいますか金属類とか、そういう化学物質とか含んだものを我々のところで引き受けるのかと
そういう話もいろいろありました。

ですから、その時の社会情勢、それから処分する技術とか、そういうこともあって、なかな
か決定できなかった時代もありました。

私も、いろいろ各地の最終処分場、見させていただきまされたけれども、米沢も草津もそう
すけれども、また、そこでなくても田村市さんとか、県内でも各所あるわけでありすけれど
も、いろいろな処分の仕方が大分技術革新もできまして、逆に受け入れるところも出てきてい
るような状況にもございます。

ただ、それするにしても、このごみ問題も合併前、合併後といいますか、その頃から会津全
体でどうだとか、いろいろありましたが、我々が生活に密着する中で、じゃ、どのようにした
ら私たちがしっかりとした対策できるのかと、できるだけ安全に、そして経費も削減した中で
やるということ、ですから、いろいろな課題があったわけでありまして、そういう中で今現在
に至っているわけでありまして。

基本的には、私も、最終処分場はやっぱりそれぞれが地域で自分の責任を果たすというこ
とが一番理想だと思いますが、そのような中で、いろんな事情の中で、やはりこのような状況に
あるということも、これ致し方ない部分なのかなと思います。

いずれ、もっともっと技術が開発されるかもしれませんし、今、現時点でもかなりそういう
意味では、最終処分場を引き受けるところでも、何といいますか処分の仕方が大分変わって
きています。埋めて、そしてそこで最後に満杯になれば、そこでいろんな施設を造って、また公共
的というか、その地域の住民の皆さんに供して、そして皆さん方にサービスを提供できるよ
うなことも考えられていますし、ですから、状況が変わっています。

今後、どのような状況になるか分かりませんが、今の現状としては、そのような状況
でございますので、その辺も踏まえた中で、そしてまた、ごみといいますか、リサイクル、こ
の事業につきましては、環境衛生組合、3町の構成町村長の中で、しっかり今後議論してい
くべきものとそのように思います。

そうした中で、やはり地域住民といいますか、町民の方々にも理解いただくような、町も情
報提供をして、そして、これからの対策にしっかりと対応していきたいと考えております。な
かなか、100%はないかもしれませんが、そのような現状でございますので、今後、い
ろいろな中で検討していく必要がある事業であることは確かでございますので、そのような中

で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 ごみを出すのは人間しかないです。私たちは、化学物質、石油化学製品に囲まれて生活をしていて、江戸時代までは、江戸時代っていつまでだかあれですけども、化学製品がなかった頃は川にごみを捨てて、うちの祖父の時代ぐらいまでは結構部落の人は川に、でも、川に捨てても、その頃はいいごみしかなかった、自然から取れたものしかなかったの。それがいい悪いじゃないんですけども、日本語に水に流すというのがあるんですけども、水に流すと、水が行けばきれいになるというような感じ。

ただ、今はそういう時代じゃなくて、全部、人間が生み出したものなので、人間が最終的にそこは責任を持たないといけない。

そのことを、ここの質問の3番に書きましたが、そこはやっぱり教育しかないと。残念ながらというか、南会津地区には最終処分場がないので、意識が薄くなるというのはそこなんです。そこをどう教育していくのか、私たちは、毎日毎日生活していく中で、必ず後世に残ってしまうごみが出るということを認識して、ごみは出さない、極力出さない生活をしようという教育というか、認識をしてもらう生活をするというのが大切かなと思うんですが、ちょっと教育の部類になっちゃってあれなんですけれども、学校教育のほうでは、この先、そういう考えというのはありますでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 ごみにつきましては、各学校の方でも、教科書にもしっかりと、家庭や技術のほう、または理科のほう等でもごみ処理の問題やリサイクル等については、十分学校のほうで指導しております。

最終処理場の有無につきましては、そういうものはあまり学習していないかなというふうに思いますので、その辺につきましては、先生方の研修か何かの中で、そういうお話も授業のほうでしてくださいというお願いはしていけるかなというふうに考えております。

結構学校のほうでも行事の中で、芋煮会の前にみんなでごみ拾いしましょうとか、そういうごみに対する意識づけというは、非常に頑張っていらっしゃるんじゃないかなと、ただ、実際に家庭に戻ってみたり、地域に戻ってみたら、空き缶があそこら辺に落ちていたりとかというふうに、現実がそういう形になっているということは少し残念な結果かなと。一生懸命子供たちが意識を持っても、地域に戻ってみると、意外と地域の人が平気でごみを捨てただなんて場面を目にすることもあるのかなと。

ですから、やはり子供にとって一番のやっぱり学習は地域だと思うんですよ。だから、地域の方々がしっかりとそういう意識を持って、頑張ることが子供たちの教育にも影響していくかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺の地域の集まり等の機会があったときにでも、その辺もお願いしていこうかなというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 学校、子供たちに教育するのはもちろん、子供の教育は家庭からということで家庭、それからあと家庭が含まれる地域が一丸となって、一番は個人なんです、個人なんですけれども、個人の考え方が家庭の考え方で、家庭の考え方が地域の考え方となると思うんで、やはりそこは学校教育、それから地域社会の教育、それから、それが常識になるという流れというか、ごみってなくなるよという、ごみって自分が出せば、出したところで終わりじゃなくてサイクルがあつて、でも、処分し切れなごみというのは必ず出てくるよということ、やっぱりみんな認識する必要があると思うんです。

これは、社会教育の中でやっていかないと、南会津郡は最終処分場がないので、その先はよく分からないというふうになってしまいがちだと思うんです。そこはやっぱり教育しかないかなと、学校に限らず社会教育にも、それで社会教育って書いたんですけども、社会教育も必要だなと思ひます。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 議員おただしのおり、社会教育の場においても、ごみ処理に関する学習の機会というのは、設けていきたいというふうに考えております。ただ、一方で社会教育、例えば公民館講座等でごみ処理そのものをテーマにしても、なかなかお客さんというか、集まってくれるというのはなかなか望めないというふうに思ひておひまして、昨年度は、コロナウイルスの関係でできなかつたんですが、担当のほうでは、例えば高齢者学級が開かれる際に、そこへ出向いてそういったPRをする、押しかけ講座のようなものをして、そういう意識づけをしていきたい、していくという方針でおります。

そのほかにもいろんな方策を考えながら、ただ、ごみを減らすというのは、人の生活そのものが変わらないと減らないということありますので、そこは、粘り強く訴えていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 私も事に触れ、こういう質問の機会とかを触れて、ごみの問題は今

後もやっていきたいと思っております。国連のほうでSDGs、持続可能な社会という提案されていますので、それにものつとることをございますので、今後ともやっていきたいと思いま
すので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、1番、五十嵐芳道君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、以上で全部終了をいたしました。

上衣の着衣を願ひます。

本日はこれにて散会といたします。

明17日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございます。

散会 午後 3時26分

令和3年第2回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和3年6月17日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 12番 山内 政 議員
- 9番 大桃 英樹 議員
- 7番 丸山 陽子 議員
- 2番 馬場 浩 議員
- 10番 湯田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 五十嵐 芳道 | 議員 | 2番 | 馬場 浩 | 議員 |
| 3番 | 川島 進 | 議員 | 4番 | 湯田 芳博 | 議員 |
| 6番 | 渡部 訓正 | 議員 | 7番 | 丸山 陽子 | 議員 |
| 8番 | 湯田 良一 | 議員 | 9番 | 大桃 英樹 | 議員 |
| 10番 | 湯田 哲 | 議員 | 11番 | 高野 精一 | 議員 |
| 12番 | 山内 政 | 議員 | 13番 | 菅家 幸弘 | 議員 |
| 14番 | 星 光久 | 議員 | 15番 | 楠 正次 | 議員 |
| 16番 | 室井 嘉吉 | 議員 | | | |

欠席議員 (1名)

- 5番 室井 英雄 議員

説明のための出席者

大宅 宗吉 町 長 渡部 正義 副 町 長

星 英 雄	教 育 長	小 寺 俊 和	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長	阿 久 津 勝 英	健 康 福 祉 課 長
室 井 利 和	農 林 課 長	星 博 文	商 工 観 光 課 長
月 田 啓	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
渡 部 浩 明	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
阿 久 津 正 人	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長
酒 井 浩 哉	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

星 貴 夫	事 務 局 長	星 彰	議 事 係 長
-------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

都合により、欠席届のあった議員は5番、室井英雄君であります。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 山内 政 議員

○室井嘉吉議長 12番、山内政君の登壇を許します。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 おはようございます。ただいまより、一般質問を行います。

質問は、2点です。

1点目、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について。

新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種については、今まで経験したことのないようなことであり、とても大変な事業だと思います。接種を受ける高齢者も、電話、スマホ、パソコンでの申込みなど、大変な戸惑いがあったのではなかろうかと思われま。一般行政報告書

によれば、かなりの方が接種の予約がなされたと報告されております。次年度もワクチン接種は行われるようでありまして、64歳以下の方々の接種も実施されるようでありまして、それらを踏まえて、町の考えを聞きながら提案をしていきたいと思っております。

1つ目、今後集団接種を希望される方に、年齢区分ごと、地区別に接種日時を指定して実施できないか。これは、私の提案であります。

2つ目、個別接種と集団接種を実施してきて見えてきた課題は何ですか。

3つ目、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種で当日急に受けられない人が出た場合、余ったワクチンの対応はどのようにされているのか。昨日の6番議員の再質問の中にありましたけれども、通告しておりますので、お答えをいただきたいというふうに思います。

2点目、災害時における個別避難計画作成について。

災害対策基本法などの一部を改正する法律が施行されて、高齢者や障害者の方などの個別避難計画を作成しなければならなくなります。今後、災害がいつ発生するのか分からない状況の中で、地域防災計画の中にどのように位置づけられていくのか、今後の策定計画はどのように進められていくのか。

以上であります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

12番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する1点目であります。

今後、集団接種を希望される方に年齢区分ごと、地区別に接種日時を指定して実施できないかのおただしであります。新型コロナウイルスワクチンの集団接種の予約につきましては、町が設定いたしました接種会場、接種日、接種時間から接種を希望される方に予約していただく手順となっております。議員おたなしのとおり、他の自治体では年齢区分、地区別等に接種日を指定して、ワクチン接種の成果を上げている、そのような自治体もございます。今後、年齢区分、地域別等に接種日を指定した方法を含めまして、町民の皆さんに負担をかけないワクチンの接種のしやすい、受付の取りやすい環境を整えていけるよう検討してまいりたいと思っております。

昨日もこの質問ございまして、当初、町の考えたことを申し上げました。町は、集団接種とかかりつけ医のその併用ということでありましたものですから、結果的には、電話、ウェブの最初の予約は、どうしてもかかりつけ医のほうに集中したというような状況もございまして、その辺の町民の皆さんの意向も踏まえた中で、あまり混乱しないような予約の取り方といいま

すか、皆さんに迷惑かけないような対応を町としてできるだけ考えていきたいと、そのように考えています。

大分1回やられたんで、皆さん方、その様子はお分かりになったと思うんで、その辺も踏まえた中で、また、いろいろご意見いただいた中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、2点目であります。

個別接種と集団接種を実施してきて見えてきた課題は何かとのおただしではありますが、町内医療機関で実施しております個別接種につきましては、通常診療と並行してワクチン接種を行っていただいております。個別接種の予約枠に対しましては、希望される方の人数が多いため、やむなく集団接種に回られた方が大勢いらっしゃる、そのような状況でもございます。このことは、通常診療との関係で、1日に接種できる人数に限りがあることが原因であると、そのように推測しております。個別接種の予約枠の確保につきましては、町内医療機関の医師の方々の協力が必要不可欠となりますので、接種率向上に向けた検討をさらに重ねまして、町民の皆様の希望に沿えるような予約枠の確保に努めてまいりたいと考えております。集団接種につきましては、現在のところ、町内4か所の各会場において、大きなトラブルもなく順調に実施されております。

次に、3点目であります。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種で当日急に受けられない人が出た場合、余ったワクチンの対応はどのようにされているのかとのおただしではありますが、接種当日に急にキャンセルが出たことにより、余剰となったワクチンにつきましては、廃棄することなく有効に活用するよう国から示されております。

このことから、町では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る余剰ワクチンの取扱いを定めて、対応しているところであります。集団接種では、初めに接種会場内で従事する協力看護師の方々に優先的に接種していただき、さらなる余剰ワクチンが出た際には、訪問介護施設等の職員に接種することとしております。また、個別接種では、初めに高齢者施設等の職員、次にデイサービス事業所と障害者施設等の職員と定めており、医療機関ごとに余剰ワクチンをどの施設の職員へ接種するかを事前に決め、各施設には、接種待機者リストを作成していただき、急に余剰が出て、対応できるように準備を整えております。

なお、ワクチン接種開始以降、当日のキャンセルは数件出ておりますが、事前に決定した取扱いに従いまして、ワクチンを廃棄することなく接種しているところであります。

次に、災害時における個別避難計画作成に関しまして、災害対策基本法等の一部改正により、高齢者や障害者の方などの個別避難計画を地域防災計画の中にどのように位置づけるか、今後の策定計画はとのおただしであります、本町の地域防災計画では、自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動を要支援者ごとに個別避難計画の策定を明記しており、個別避難計画において、自ら避難することが困難な町内の対象者について、策定しているところがあります。

町といたしましては、改正された災害対策基本法等に沿った地域防災計画の見直しを行うとともに、今後、国・県から示されるガイドラインに基づき、現在の個別避難計画の見直しや今後の策定方法、活用等について検討してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 再質問をいたします。

この地域別に年齢別等を提案するわけではありますが、これをすることによって、町民の希望を聞くはがきでありますとか、返信の手紙等入りますので、事務的な量は多くなるというふうに予想されるんですけども、例えば実施するに当たりまして、そういう事務量というのは、現在の職員体制ではかなり膨大になったとか、なるとか、かなりの負担になるというようなことは考えておられますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

意向調査を事前に行うということでもありますけれども、そういった場合の事務量に関しては、それほど大きな負担にはならないというふうに感じております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 先ほどの町長答弁の中には、考慮していくというようなニュアンスに私は取れたんですけども、今後、地区別で、例えば高齢者を最初にやって、その後というようなことも、計画をされるというふうに理解してよろしいんですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほどこれらのことも踏まえまして、どのようにしたらいいのか、混乱の起きないように受付に皆さん方に迷惑かけない方法はどうかということをもまず検討しなければならないと実

際思っています。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、かかりつけ医に接種をお願いしたいという人が、最初の75歳以上でかなり多かったと私はそういうふうに見ています。そうしますと、仮にアンケート取れば、どちらでもよいとか、どちらかがいいとかってなるんでしょうけれども、でも、そのときに、また、いずれ調整するところが出てくる。全部が集団接種であれば、年齢別とか地区別にできるんですが、やはりかかりつけ医を希望される方には、かかりつけ医の1日全部がやられるわけじゃないので、その集団接種の場所をかかりつけ医のところを設定すればいいんですが、それはそれでまた別スケジュールになるので、その辺が現実的にはもう少し医師会の皆さんとか、先生方とお話を進めていかないと、町単独では決められない部分かなと思います。

ですから、その受付の方法そのものは、町である程度できると思うんですが、その接種の方法によっては、やはりその調整が必要になったりして、先生方の都合もあるし、そこら辺がちょっと課題になるのかなと、私は感じました。

ですから、事務的なことはどっちやっても一緒だと思うんですが、ただ、希望者が偏ったりしたときにどうするかということ、そこら辺が接種される人に聞いてみないと今後分からない部分もあるんですが、ただ、今の状況を結果を見ますと、そのようなことが考えられるということなんで、できるだけ皆さん方にも理解いただいた中で、スムーズに接種できるような方法を探って、計画していきたいと、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私も高齢の親族とか、年寄りの方に相談とか受けて、やはり今、町長答弁されたように、病院でかかりたいという人が多いわけですね。だけど、事前に病院に行って話をするとなかなか取れないので、できれば集団でやっていただいたほうがいいですよというようなことをいただきました。親族も持病持っていますので、できればというようなことで希望をしたんですけれども、私が連れていったりすることを考えると、何とか集団接種でやってくれないかというようなこと。結論から言うと、集団接種になりました。

今回、これ提案したのは、私も自分で希望するときに、たまたま電話もインターネットもつながったんですけれども、西部地域は、檜枝岐と只見に隣接していますので、簡単にやれたよと。ちょっと檜枝岐村さんの事例はあまり今、参考にならないんですが、只見町さんの人から話を聞いてくる人が、高齢者の方が、どうしてそういうことができないんだろうかというふうになんて言われて、実は、そこで私はインターネット予約と電話予約以外あったということが分からなくて、それでちょっと調べましたら、福島県でもそういうことやっている自治体があった

もんですから、それをちょっと確認をさせていただいて、ああ、なるほどなということで、今回提案をさせていただきました。

これについては、一番は、安心して希望する人ですね、高齢者も含めて安心して自分の会場が時間が分かるということが、一番だと思うんですね。そういう意味で、ぜひ検討していただきたいなと思うわけです。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今回ご提案いただいている地区ごと、地区別の受付ということでございますが、こちらを行っているのは、県内でも数か所ございます。有名なところでいいますと、相馬市さんが行っているというふうに聞いております。相馬市さんをちょっと詳しく見させていただきました。そうしますと、相馬市のやり方をうちの町に同じように持ってこれないかという視点で考えていたわけなんです、まず、相馬市の私どもと違うところが、まず1点目が、毎日集団接種を行っているというところ。1日当たり850の方が受けられて、月曜日から日曜日まで、1週間休みなく行っていらっしゃるというところが大きく違っていて、そうしますと、1週間で大体6,000の方が接種可能だということです。

それをうちの町は大体1日当たり120人程度でございまして、1週間で大体1,100かぐらいでございまして。そういったところの数字的なところは、まず1つありまして、予約を各地区ごとに取りますと、必ず順番が出てきます。例えば、10個の地域に分けて取った場合に、1番目と10番目では時間が変わってくるわけなんです、相馬市さんは、それだけ多くの接種ができるということで、大体3週間以内に1回目の方が終わります。私どもの町にそれを当てはめると、大体2か月以上かかってしまいます。言い換えしますと、一番最初に受けられる地区の方と一番最後の方が、2か月以上差が出てしまう、そういった状況になっていますので、それでもいいかどうかも含めまして、今後検討していきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私も幸運にも電話で予約を取ったらば、一番混んでいるときを外しまして電話したらば、スムーズにつながりまして、実は接種を完了させていただきました。集団接種ですけれども、会場に行って、非常に支所の職員の人たちが同じユニフォームを着て、非常にてきぱきと、しかも高齢者の方にも、本当に高齢者の方は不安を持って行かれますので、本当に一つ一つのセクションごとに行くたびに聞かれたりしておりましたが、本当に丁寧に親切に対応されておりました。そういうところを見て、一回受けられた方は、ワクチン接種に対

しての恐怖といいますか、そういうのはなくなるんじゃないかなというふうに、私は会場で感じてきました。

次のステップは、やはり、今私が提案をしているように、今度は予約をしなくても自分も受けられるよという、その安心感さえあれば、非常に町民の方の安心が本当に得られるなという事で提案をいたしましたので、引き続き検討と調整といいますか、進めていただきたいなというふうに思いますので、そのことについて一言お願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

同じような繰り返しになるかもしれませんが、ちょうど昨日もそういう話、ちょっとさせていただきました。私たちの町が、その集団接種、このワクチンの接種スケジュール組むときに、やはりこの会津エリアでもクラスターが発生したりしてしまっていて、開業医の先生方はそんなに影響なかったと思うんですが、それに対しては。ですけど、南会津病院はいろいろ患者さんを受け入れたり、そういう対応があったんです。なかなか一気にワクチンの接種者を1日に集合することができないとか、集めることができないと、そのようなこともありまして、やっぱり地域的な事情があるものだなと思いました。

確かにそうはいつでも、やはり接種を受けられる方が、安心して、そしてスムーズに受けられるということをどのようにしたらいいのかということは、また、これをいい経験として、改めて検討してまいります。ただ、私たちは逆にまた受けられる方が安心して受られる方法って何だろうと、そう思ったときに、集団接種、それは皆さん慣れてしまえばそれでいいのかもしれませんが、やはり持病を持たれているとか、体調がちょっとすぐれないとか、そういう方はどうしても、先ほど申し上げましたが、かかりつけの先生にお願いしたいという希望も結構あるわけで、その辺の調整すると、やむを得ず両方並行してやらざるを得ないのかな。そうすると、やっぱりどうしても受付の段階でちょっと手間取ったり、調整といいますか、それらが必要になってくるというようなことなんで、今回、高齢者の65歳以上、経験していただきましたけれども、そのことをまた我々もしっかり受け止めて、それをより少しでもスムーズにできるような方法を考えていきたいと思えます。

また、それでトラブル起こるかもしれませんが、一つ一つ改良加えながらやっていくことが大事だと思います。そして、また受けられる町民の皆さんの希望にも沿えるような形の中で、スムーズにいく方法を少しでも考えていきたいと、そのように思っていますので、ご理解願いたいと思えます。

また、アイデアがあれば教えていただいて、それらも我々も考えていくということが一番いい方法だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 新聞報道でありますけれども、検診票の中にかかりつけ医の先生の確認という項目があつて、それをクリアするために、わざわざ若松のかかりつけの先生に電話をして確認をしなくちゃいけない、それが非常に苦になっている高齢者もおられました。ところが、それはその項目から外されるというような報道があつたんですが、それ事実ですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

当初、今、議員のおっしゃられたように、予診票の中に、かかりつけ医での事前の確認をしてくださいというような、そこ、しましたかというチェック項目がございました。それが、私どもの接種が5月の末から始まって、数日たった頃から、その項目が、その予診票の様式から外しますという国からの通知がございました。ですので、今の段階では、かかりつけ医からの確認というのは、項目から外れております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 そのかかりつけ医の確認というものが外れると、かなりガードが低くなってくるのではないかなと。町長答弁の中に、どうしてもかかりつけ医を希望される人が多かったということがありましたけれども、本当に重症の方が、当然のことながら、かかりつけ医でやられたほうがいいと私も思います。ただ、見ていますと、かかりつけじゃなくても大丈夫そんな方も見られますので、誘導的には、かかりつけの確認は必要ないので、集団接種のほうにもご検討くださいみたいな誘導も、私はしてもいいのではないかな。その国も、もうかかりつけ医はあまり固執しないというようなことを言っていますので、それがあつたときに、ハードルが高くなって受けないというようなこともあるという、多分そういう認識でやったと思いますので、ぜひ集団接種の割合を多くするような形で検討していただきたいなというふうに思います。

それから、3番目のことではありますが、これは、私、たまたま120人の定員のところで私が行つたときに、最後が119番だつたんです。その後ずっと来られないので、このままいくと1人欠員だなどと思つて、そのワクチンどうするのかなどと思つて実は見ていました。そうしたら、会場におられる医療関係者の方が、120番目に同じように並ばれてやりましたので、ああ、そういうことかというふうに、私なりに感じ取つたんですが、これをしっかり、私も聞かれて、

困るんですよね。無駄にしているんだべって言われて、いや、返事もするようなくて、じゃ、それは確認してみますということで、今回の質問になりました。それで、きちんとリストアップされて、事前に連絡もなっていて、今まで余った、無駄にしたことがなかったということは、非常に喜ばしいことではありますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

新聞、テレビ等で、よく政治家とか役場職員とかが接種すると、批判の的になりますけれども、これは、私個人ですけれども、やはりそれに携わるスタッフという人たちは、私はそういう順番の中に入れていただいて、やるべきだなというふうに思います。そのことについて、ご見解をお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

全国の自治体の中には、当日の集団接種会場に従事する市の職員、町の職員等を優先して受けさせる、そういった市町村もございます。私どもは、先ほど申し上げましたように、まずは現場にいらっしゃる看護師の方々、そしてそれ以外の福祉施設関係の従事の方々という順番にさせていただいております。これは、もちろん従事する職員が優先してもおかしくはないわけなんです、実際のところを見ますと、高齢者施設等でのクラスターが発生した関係もあると思うんですけれども、そういったところからの早く打ちたいという要望が大変強く寄せられております。ですので、私ども職員も打ちたいと思っている職員もいるかもしれませんが、それよりもそういった介護施設、福祉施設の職員を優先して接種していただきたいということで、現在のような形になっております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 そうですね、私、介護施設の職員の方は、最初の頃、四百八十何番でしたっけ、それ来る段階の話の中で、介護施設の入居者とできればその職員の方もというような話もちらっと伺ったような気がしたので、ひょっとするともう進んでいたのかなということを知っておりましたが、介護職の人に聞きますと、うちのほうはまだやっていないよというようなことがありました。それは、ぜひ今、課長の答弁にありましたようなことで、ぜひ進めるべきだなというふうに思います。

提案につきましては、以上であります。

大きな2番の災害時におけるということですが、実は、この質問をするに至ったことについては、地域の食堂に入ったときに、車椅子の方に声をかけられました。そのときに、その方は援助者、介助者がおられて、食堂に来られたと思うんですが、災害が起きたときにどう

したらいいか分かりませんって、こういう車椅子生活者のことをぜひ分かってくださいというふうに、私が議員をしているということを知っておられて、話をされたんだと思います。私も挨拶をして、その後いろいろ自分なりに考えました。先ほど個別計画があるという町長の答弁でありましたけれども、私も詳細については分かっておりません。それで、瞬時的、こういう方々を地域で支えていくのか、あるいは行政として支えていくのか、そういう仕組みというのはどういうものだったのかなというようなことで考えをしていたときに、こういう個別計画を今度はしっかりとつくらなくちゃいけませんよと、義務づけになりますということが分かりました。それで、今回こういう質問になったんですが、その今現在ある個別避難計画というのは、大変申し訳ありませんけれども、どういった内容になっていますか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

以前からも、南会津町の緊急時・災害時要援護者登録票というものがございました。それは、ある意味手挙げ方式だったり、民生委員の方が判断して、その方に登録したほうがいいんじゃないかということで相談をしたりしていた過去に経過があります。その登録の登録票が、やっぱり災害対策基本法が改正されて、予後的なものなんですけれども、災害避難行動要支援者として取り扱うようになったんですね。そのときと同じような様式、全く同じ様式なので、町としては、それを準用しながらこれまで登録をさせていただいているところが現状であります。

内容は、当然住所、氏名、血液型ですとか生年月日、あと持病を持っているもの、全て書いていただいて、緊急時の家族の連絡先ですとか、避難時の支援者、誰が来て支援してくれるのかというのものも、きちんと記載していただいて、さらに、関係者連絡先の情報共有ということで、その方がどこに避難をするのか、避難の場所ですね、住所、そして電話番号、担当する当然民生委員の方を記載したものが、民生委員を通して社会福祉協議会に来まして、社会福祉協議会から防災担当のほうに来るということで、そこから関係機関、区長であったり、広域消防であったり、警察署等にも情報共有をされていていっているところなんですけど、なかなかそういう部分で、今、更新ですね、その登録者の更新がなかなかうまくいっていないのも現状でございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 地域で支えるという中身かなというふうに、そういうふうに行政が携わっていくという仕組みなのかなというふうに今思ったんですけれども、緊急時に、障害者

あるいは高齢者の方が指定しておられる方が近くにいたりとか、すぐ動ける状態だと、それは可能なのかなというふうに今思いましたけれども、たまたまその人がいなかったりとか、そういったことってかなり起きる可能性があるなというふうに、今、思っていました。

どうしても行政というよりも、地域の力って大きいなというふうに感じていましたので、その辺の仕組みの中で、今後つくられるときに、そういったことが加味されるのかどうか、本当に地域力もなくなってきていますけれども、現実には常日頃いるのは、やっぱりそういう地域の人ですので、その辺のところも何か加味されたようなことも必要なのかなというふうに、私、感じておりましたので、ぜひ先ほどの課長答弁の中にありましたけれども、実際にあったときに本当に動ける、その人がしっかりと支援されるような仕組み、第一段階の要援護者とか、第二段階の支援者とか、例えばそういう枠組みも必要なのかなというふうに思いましたので、ぜひ策定の折には、しっかりと今回の法改正の中身を再吟味されまして、策定していただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

やはり防災に関するものという部分での考え方では、皆さんご承知のとおり、自助・共助・公助という考え方がありますので、まず最初に要支援者は別として、普通の一般的に考えれば、自分の命は自分で守って、その後、地域・地区の方が協力して命を守ると、最後に公助が発生してくるという流れになっていくのかなというふうに思います。

町としましては、今、集落応援交付金事業やっておりますが、その中のメニューに、自主防災組織を立ち上げると交付金、特別枠で8万円がもらえるということで、その中にも、今言った名簿ですとか、誰が有事の際は避難所に避難させる、誘導するのかなとか、そういうのも記載されているそういう自主防災組織の個別の避難計画も、実績の中で確認させていただいた集落もごございます。そういう部分では、全てが全てそういうものになっているわけではありませんが、今後、出前講座やっておりますので、4月年度当初に、田島地域で言いますと、区長会がございまして、そのときにも出前講座、防災に関する出前講座あるので、積極的にやっていただきたいということで、説明をさせていただきました。

さらに、防災に関する周知も、広報みなみあいづを通しまして、積極的に定期的に年4回ほど、そういった防災に関する今回の改正も周知をさせていただきましたので、そういう部分で、それをきっかけに区長、地域の中でそういった勉強会があれば、ぜひ私どものほうも積極的に参加して、一緒にそういう仕組みづくりをきちんと考えていくということで、今後も進めてま

いりたいと考えておりますので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今回の改正につきまして、いち早く広報に避難のあれの仕方ですか、変わりましたよというようなことを掲載されておりました。そういう取組もされておりますので、ぜひ今答弁ありましたようなことで、引き続き町民に寄り添っていただきたいなというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっとお答えさせていただきたいと思います。

この避難の勧告といいますか指示、これが変わりました。ですから、勧告、曖昧な部分が無くなりまして、明確な指示ということになりましたし、そうした中で、町としては、これまでのいろんな経験ございます。新潟・福島豪雨災害、そして平成27年の豪雨災害もありますし、19号の台風のこともございます。そうした中で、それらを踏まえて、やはり自助・共助・公助ってありますけれども、やはり私たちの地域ばかりではないかもしれませんけれども、やはり自助といいますか、自分の命は自分で守るということを皆さん方にも、これまで以上に訴えていく必要があるのかなと、そのように感じます。

実は、新潟・福島豪雨災害のときもそうですけれども、ここは霧雨程度で全く、ほとんど雨が降っていないという中で、伊南地区、舘岩の一部はとんでもない大雨になっているというようなことなんで、なかなかこれだけ広いエリアを全てカバーすることは非常に厳しい。ですから、そういう意味では、例えば地区でそういうような自分たち共助の中で守っていくというような活動も必要だと思います。それから、災害の種類によっても、土砂災害とかそういうものによっては、本当にスポット的になりますし、今年なんかも言われているのは、線状降雨帯が発生しやすいとか言われていますので、そういうことも含めた中で、明日からまた分からない話なんで、その辺は今からでもしっかり皆さん方にそういう伝達というか、命を守る意識を持ってもらうということが大事なことなんで、町としてもこれら含めて、親戚あるとかいろいろありますが、これは千年に一度みたいなことも言われていますので、それをただ避難所の設定もいろいろ課題がございまして、そういう中で、その災害の規模によって、町が判断しながら、皆さん方にも避難の指示をさせていただいたり、また、自ら守っていただく、あるいは、1階を2階に移動するとか、夜中だったら動かないでできるだけ近くの安全なところに自主的に移動してもらうとか、そういうような基本的な考え方が徹底できるような、そういうことを

皆さん方にもご理解いただいた中で、この計画の進め方、実行の仕方をやっていきたいと思
いますので、ご理解願いたいと思いますし、また、いろいろ話があったときには、そのような話
もしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 以上で12番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 大 桃 英 樹 議 員

○室井嘉吉議長 次に、9番、大桃英樹君の登壇を許します。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 議席番号9番、大桃英樹、これから一般質問を開始いたします。

1つ目は、町産材使用新築住宅等支援事業の運用の在り方ということで、本町は、平成29
年度に国の林業成長産業化地域に選定され、木の町コミュニティ館、仮称でございますが、建
設事業や、森林認証林の拡大など多様な事業展開を行い、就業者の高齢化や木材価格の低迷な
ど、課題を抱える林業に希望の光が差している状況にあるということができると思ひます。町
産材使用新築住宅等支援事業補助金は、平成30年から施行され、その目的は、林業成長産業化
及び地域経済の活性化を図ることとしていることから、本事業に関して伺いたひと思ひます。

①同事業の利用実績は。

②同事業の目的の一つは、町内新築住宅建設を大手ハウスメーカーだけでなく、地産地消の
住宅建設を目指すことにありますが、事業効果は。

③一方で課題は一般財源のみで運用している財源にあると考えますが、今後の方策は。

④昨年度は新築住宅だけでなく、事業者の事務所等も補助金の交付要件に加えられておりま
したが、その理由と、昨年度に限った理由をお伺ひします。

⑤補助事業においては、交付決定時に予想し得なかつた事案が発生すれば、引き続き翌年度
に事業を繰り越すケースがありますが、同事業においてその適用はあるか。

⑥同事業の要綱によりますと、実績報告は契約書の写しや町産材証明書の写し、町産木材使
用箇所が分かる図面などがありますが、現地の確認は行っているのか伺ひます。

次に、障害者が働くことのできる環境をとということで以下について伺ひます。

平成29年3月定例会一般質問におきまして、障害者の働く場所の状況について伺ひましたが、
町が雇用する障害を持つ方の雇用数は、障害者雇用率制度による法定雇用率を下回るという結

果でございました。より多くの方が働くためのよりよい環境づくりや、互いに支え合う共生社会を目指すために、町がどう取り組むかは大きな課題と考えることから、以下について伺います。

①町内企業で障害者雇用促進法が定める障害者を雇用している企業数と、雇用されている障害者の数は。

②町の障害者雇用の状況と今後の計画、方針について伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町産材使用新築住宅等支援事業の運用の在り方に関する1点目、利用実績はとのおただしであります。事業を開始した平成30年度は、新築7件、増改築5件、合わせまして12件、うちまきストーブ設置は4件でありました。令和元年度は、新築11件、増改築4件、合わせて15件、うちまきストーブ設置は4件であります。令和2年度は、新築12件、増改築11件、合わせて23件、うちまきストーブ設置は5件であります。

なお、令和2年度のみを対象とした非住宅については、新築、増改築の23件のうち2件を支援しております。3年間の利用実績合計では、新築30件、増改築20件、うちまきストーブ設置は13件と、そのような結果になっております。

次に、2点目であります。事業効果はとのおただしであります。本事業では、町内で生産、加工された町産材を使用した町内の工務店等が施工する木造住宅を補助対象としていることから、町産材の活用による町内の建築木材流通のこの流れであります。この構築と住宅建築が実現されているところであります。また、内覧会の実施も補助要件としており、建築された町産材使用住宅を広く町民にご覧いただくことにより、PRを含め事業効果がさらに高まっているものと、そのように考えております。

次に、3点目であります。財源について今後の方策はとのおただしであります。本事業は地方交付税の特別交付税において、地域材利用促進対策等の木造住宅建設等に対するその他の助成制度の算定メニューの対象となっておりまして、木造住宅等の建設促進のために行っている助成制度として、事業予算の5割が措置されております。

次に、4点目であります。昨年度は事業者の事業所等も補助金の交付要件に加えられた理由と昨年度に限った理由はとのおただしであります。昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済情勢が大きく低迷し、林産業においても、丸太市況価格の下落や、取引量の減少などが顕著に表れたことから、地域経済対策の一環として町内需要を喚起するため、事

務所等の非住宅を対象に加えました。その後、昨年度中に林産業を取り巻く状況が回復傾向となったことから、今年度では従来どおり住宅に対する補助のみとし、事務所等の非住宅は対象外といたしました。しかしながら、今後新型コロナウイルス感染症による地域経済状況によっては、弾力的な運用を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、5点目であります、翌年度への事業繰越しの本事業への適用はとのおただしであります。本事業は、施主と工務店の契約に基づき、年度内に施工が完了するものについて補助金交付決定をしており、翌年度へ繰越しは基本的に想定しておりません。しかしながら、年度当初に予想しなかった避けがたい事故や災害等により、年度内の完了が困難となった場合、所定の手続を踏まえ、翌年度に事業を繰り越すこととなりますが、あくまで、事業全体として予算繰越しの可否を判断されるものであり、個別の物件ごとに判断するものではないと、そのように考えております。

次に、6点目、現地確認はとのおただしであります。本事業では、実績報告提出後に書類での町産材使用量などの確認と併せて、現地確認を行っております。なお、近年は室内の柱が見えない大壁造りの住宅が多いため、今年度から棟上げ後に中間検査として現地確認を行い、事業完了時には、これまで同様の書類検査を行うよう運用を見直したところであります。

次に、障害者が働くことのできる環境をに関する1点目であります。町内企業で障害者雇用促進法が定める障害者を雇用している企業数と雇用されている障害者の数はとのおただしであります。障害者雇用促進法第43条第7項において、従業員が一定数以上の規模の事業主は、毎年1回厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者、知的障害者、精神障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告するよう義務づけされております。ハローワーク南会津出張所に確認しましたところ、昨年6月1日の時点では、町内の報告対象企業数は8社で、合計17名が雇用されていると聞いております。

なお、町外に本社機能を有する大規模事業所については、事業所全体での障害者雇用率の定めとなるため、町内事業所のみ雇用者数の把握はされていないとのことあります。

次に、町の障害者雇用状況と今後の計画、方針はとのおただしであります。役場の障害者雇用の状況につきましては、令和2年度時点で、法定雇用率2.6%に対しまして、雇用率が1.52%となっており、法定雇用率を下回っております。障害別では、身体障害者が3人、精神及び知的障害者はおりません。今後の障害者雇用の計画、方針につきましては、昨年度策定いたしました第4次南会津町行政改革大綱におきまして、法定雇用率達成に向けた検討を進め、

労働局等の指導を仰ぎながら、受入れ体制を整備していくこととしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、既にハローワーク南会津と障害者雇用に向けた協議を開始していることであり、今後は、障害者の就業支援を行っている団体などとも連携を図っていく予定でおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、町産材の新築住宅建築に関してですけれども、まず、その総体、この事業の大きな目的は、ハウスメーカーに依存していたものを町内地産地消の住宅建設に持っていくというようなことから、まずはやっぱり現況を把握すること、非常に重要かと思えます。

以前、当該NPO団体の皆さんから、その理念についてお伺いすることがございましたので、その理念については非常に賛同しているところでございます。しかしながら、やはり価格の面であったり、デザインとかいろんな面で、消費者のニーズに対応できるのかなと不安があったところですが、まずはやはり我々としてはそのニーズがどうなのか、そして現況がどうなっているのか、そういったことについてまず再質問させていただきたいと思えます。

現在の状況でございますが、例えば町内で新築行っている木造住宅、これはどれぐらいあるのか。例えば固定資産税の関係で、恐らく届があれば調査に伺っていたりしているかと思うんですが、どのような現況調査、農林課としては状況把握をされているか伺います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

全体的な数に関しましては、まだ把握はしてございませんが、今年度の新築住宅、農林課のほうに申込みがある件数が2件となっております。そちらは、新築住宅が1件でリフォームが1件ということでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それは今年度ということですね。

やはり目標を立てて、じゃ、どれぐらい、何%、例えば半分ぐらいは大手ハウスメーカーではなくて町内の工務店さんとか、そういった建設会社に造っていただくんだという場合には、やはり大体どれぐらいの数がこれまでであったのか。例えば昨年度、どれぐらい新築件数があつ

て、そのうち昨年度ですと、令和2年度で12件の新築が町産材を使ったもの、この補助事業を使って建設されたということです、これは大体どれくらいになるのか把握されていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 全体の新築件数については、ただいま資料がございませんので、お答えできません。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 当該団体の皆さんは連携を取って、そして森林認証なども進んで、壮大な計画で今年度は木の町コミュニティ館も建設されるということで、それにかかる思い、そして、町も賛同して一緒にやっていくんだと。やはり、例えば我々消費者においては、私も実はハウスメーカーで造ってしまったので、一生涯において2回も建設するってなかなか難しいのかなと思いますが、一生に一度の買物をコマーシャルが行われていて、キラビやかなそういったところから地元の工務店に消費行動を移すというのは、非常に大きな決断だと思います。

したがって、やはりその状況を確認する、把握するって非常に大事なんではないかなと私は思いますが、例えば全国的な国の調査によると、例えば50万件ですか、違うかな、すみません、以前ちょっとろ覚えなんです、何万件というような状況があったように調査結果がありました。町ではそのような調査はしていないのか、例えばNPOの皆さんとか事業者の皆さんで、そういった把握に努めているということはないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

全体の数量調査につきましては、森ネットワーク等についても、関連する事業体については調査をしているところでございますが、全体の調査については、調査をしていないと思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 我々もこの事業に関しては、非常に期待をしてやっているところでございますので、やはり検証結果を示すということは、必ず必要になってくると思います。今年度においては、木の町コミュニティ館が建設されるということで、この施設は、一体何を目的に造っているのか、例えば10年後、20年後にも、じゃ、それはどうだったのかと検証されることとなりますので、現在どうなっているかという数値がなければ、検証結果につながらず、その効果も示せない、非常に好ましくない状況になると思います。ぜひ検証について、こういっ

たことを可能ではないか、ぜひ検討していただきたいと私は思います。

それで事業効果、これについてですけれども、例えば宮城県でも同じような事業をやっているようです。これは、1立米当たり2万8,000円です。しかしながら、我々の本事業におきましては、1立米当たり8万円ですね、最高120万円まで、宮城県は最高50万ということで、非常にやはりその期待の幅も大きいということがうかがえます。このような事業になったのは、我々の同意もあったことなんですけれども、これを継続していく、非常に大きな単価で継続していく、先ほど財源の話ありましたが、非常に難しいのではないかとというようなことを思っています。

一方で、補助事業の在り方ということを見ると、やっぱり一定程度達成されれば、循環していくんだよと。やはり最初のゼロを1に持っていくというのが大変なので、まず補助事業を使って、消費行動を変えたり、しっかり木のよさを、地元のよさを知ってもらったり、工務店の皆さんの力量を町民の皆さんに知っていただくというようなことで、補助事業をやっていくと思うんですが、先ほど交付税措置で50%あるとあったものの、やはり財源については、非常に不安ではないかなと思うんですが、今後の方策についてどのように考えていらっしゃるか。例えば補助金の全体の額、これからどうなっていくのか。農林課ではどのように考えているか伺います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

令和3年度で、今年度要綱の見直しをしまして、令和2年度までは1立方10万円ということで、令和3年度から8万円というふうに要綱の改正をさせていただきました。この改正につきましては、県産材と町産材の価格差を検討しまして、そこでやっぱり8万円という、令和3年度から8万円ということで改正をしたところでございます。さらに、この令和3年度以降につきましてはの補助の、補助といいますか、財源の確保といいますか、そちらにつきましては、今現在町のほうで、町産材新築住宅事業と同じく町有林の公売をかけております。そういったものも財源にできればというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 とすると、この事業は継続的にやっていくんだというような考え方でよろしいのでしょうか。というのも、先ほど補助事業の在り方という部分でいいますと、やはり最初車輪を大きく動かすパワーが必要だから補助金を使っていく、それがそうではなくて、未来永劫的に一定期間やっていかななくてはいけないんだよという、これは価格保証になりま

すね。例えば大手ハウスメーカーが坪単価幾らですよ、うちは幾らですよ、この安さを売りにする、そういったものとの競争になってしまうのではないかと、そのように考えますが、いかがお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

実はこの事業、町産材の活用の事業をやったときに何が課題かというところ、これ、木材の価格ばかりではなかったんです。実はハウスメーカーがなぜ人気あるか。それは、やっぱりある程度建て主は、ほぼほぼその計画を全部スケジュールで組まれて、いついつ完成しますと、その工程まで示されて、そしていろんな手続まで全部ハウスメーカーがほぼほぼやっていただくような流れになっていたというのが現実でありまして、今も多分そうだと思いますが、それができなかったのが、この町内の工務店の状況だったのかなと思います。ですから、その辺も踏まえた中で、私もその業者の皆さんと話をさせていただきました。ですから、そのサービスをどこまで、ハウスメーカーと同じようにやれるかでなくて、どこまで消費者といいますか、サービスを受ける個人の皆さんに提供できるのか、対応できるのか、そこも一つのポイントだったと思います。

ですから、確かに町産材の補助をして、少しでも材料費を安くするというようなことばかりが目的じゃなくて、いろんな複雑な手続、建てるがための手続そのものも、一つのやっぱりネックになっていたのかなと、そのように感じました。

それから、あとは材料にしても何にしても、しっかりした完成までのいろんな具体的なプランを提案できるのがハウスメーカーで、なかなか個人の建設業者だと、建てるまでだんだん移っていかないと分からないみたいな、全体的な予算の規模だとか事業費とか、そういうことがやっぱり提示できなかったということもあろうかと思います。でも、これ、やはりこれだけの実際の数字上がっていますので、それはそれなりに判断されて、そのように利用されたものだと思います。

ですから、そういう課題、これからまたどのように変わるかは分かりませんが、今のところ、一時的なのかどうなのか、かなり木材価格が上がっておりますので、その辺も含めてハウスメーカーもそれがどのように変わってくるのか、町産材もどのように変わっていくのか、その辺は動向をしっかりと見つめるといって、情報を把握しながらやっていく必要があるだろうと思います。

ですから、その状況の判断の中で、やはりこの町の町民の皆さんが住宅を求める際には、私

としてはできるだけ地元の業者、そして地元のものということで利用してもらえれば一番いいわけでありますけれども、そのバランスを取った中で状況判断して、そして、より皆さん方に利用しやすいような制度設計が必要になってくると、そのように思います。ですから、ちょっと想像つかない面もありますけれども、その辺は状況調査を事前につかんで、そして、対応できるようなやり方をしたいと思います。

実際には、コロナの需要で落ちた場合でしたんで、昨年度の場合は非住宅用まで延ばしましたけれども、また、ちょっとどのようになるか分からない、その辺も踏まえた中で、いろいろな検討をしていく必要があるだろうと思っています。

ですから、そういうような状況をしっかり把握して、その判断していくということが、今後大きなポイントにもなると、そのようにも感じておりますので、その補助率も金額もありますけれども、いろんな別な施策も必要かもしれませんけれども、皆さん方に利用しやすいような、そして、地域の活性化ができるような、この非常に木材の利活用を進めるということは、非常に広範囲の、住宅は広範囲の業種に影響しておりますので、大きな効果が私はあると思いますので、その辺も含めた中で、これから対応を考えていきたいと思っています。ですから、当面はやはりこのようなことを続けるのがいいのかなと、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 方向性については分かりました。

しかしながら、やはり実績といった部分については、町民の皆様にも木の町なんだよ、もう一回木の町の匂いを町内に響き渡らせるために、そして、今やっぱり課題になっているその山林の土地所有の問題であったり、そういったことに対する理解を深めるためにも、やはり事業を具体的に成果を発表していく、示していくということは非常に重要かと思っておりますので、単純に任意団体に、NPOさんに任せるのではなくて、町の施策としてしっかり取り組んでいただきたい、全国的に注目されている地域の一つでもありますから、ぜひそのような意気込みで取り組んでいただきたいと、こうお願いしたいと思います。

さて、この補助事業の在り方についてですけれども、昨年度に限っては、コロナ対策ということで、事業所の事務所についても拡大したというようなことだったんですけれども、1件、補助要件に満たさず、途中で辞退されたというような事態があったというように聞いております。ここについて、私はやはり事故があった場合に延ばせるようなこと、この要綱にはないんですね、最初から。年度年度で全部完結するようになっていきます。このようにしていることって、どうしてなのかなというふうに考えています。それを問いただしたいんですけれども。

まず、そもそも工事、建設事業ですから工事です。いろんな理由で、例えば南会津ですから建設事業、非常に冬季は困難であったりとか、例えばこの冬に限っては、新型コロナウイルスの蔓延によってクラスターも発生したと。町民生活に様々な影響を与えました。しかしながら、交付されなかった事例があったということで、非常に残念に思うんですけども。なぜその1年にこだわるのか、年度内にこだわるのか。しかも、例えばこれ、町の産材をしっかりと使っていけばいいのではないかなと、私は思います。竣工していなければいけない、それが要件になっていたというふうに伺っておりますが、その理由は何でしょうか。しっかり町産材が使われているということが証明されれば、このようなこと起きなかったのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

昨年度、繰越しと申しますか、できなかったことにつきましては、2件、実は2件ございまして、1件につきましては非住宅分野、1件については住宅分野ということでございます。基本的には、やはり予算につきましては単年度方式ということで、単年度で完了するということが基本と考えてございます。単年度で完了しない場合においては、翌年度に回すということも、今の要綱上できるということになってございます。ただ、非住宅分野につきましては、今年度ちょっと見直しをさせていただいた関係で、今のところはできないというような状況になっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 要綱において、年度繰越しができるということは、例えば町長が必要と認める場合という部分にかかるのか、その繰越しのことについてはないと思うんですけども、どの部分でその繰越しができるというふうになっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

繰越しについては、明記はされてございません。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ですから、その要綱に整理されていないがために、それを繰越しできなかったのではないかとということをお伺いします。2件あったそうですけども、もちろんその補助対象者の方の間違いとか、考え違いとか、例えば事前説明がなかったとか、いろんな誤りとかミスはあると思うんですけども、一方でしっかり法整備されていけば、このようなこ

と起きなかったのではないかなと私はと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

事業を実施していく中で、完成ができるかどうかということは、職員の我々のほうで確認を毎回、毎回といいますか、直々に確認をしているところでございます。昨年度、やはり事業完了が当初からできる見込みということで応募されたわけでございますが、我々も最終確認の段階でできるというふうな、年度内に完成が可能だということであったことから、我々のほうで現地を確認しなかったという部分もございますが、町の聞き取りの調査によりますと、完成、それが可能だったということもございまして、今年度繰越しのできないというふうに対応したところがございます。

やはり繰越しにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、自然災害とかなりの事故等のことがない限り、それを個別の案件ではなくて、やはり何件か固まった案件の中で、材料が入らなかったとか、そういった部分で対応するべきでないかということで、対応しなかったところがございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 じゃ、その2件につきましては、その要件に満たさなかったと、そういう判断だったということかと思えます。

しかしながら、やはり事情というのはそれぞれでありまして、個別の事情というのは必ずあるのではないかなというふうに想像します。例えば従業員の方で、新型コロナウイルス感染症にかかる、例えばご家族がとか、そういったこと、非常に多数の方が影響、生活受けたわけですね。例えば10日とか2週間とか、子供たちであっても学校に通えなかった子供たちもいたように聞いています。そんな中で、やはり大きな影響があったのではないかと、私は思うんですけども、こういったことは該当しないということで、そういう判断であったと、我々が理解するしかないんですけども。

その個別の案件を認めないというのは、私にはちょっと理解できません。それすらできない理由について、できなくなる理由については、個別の理由だと思います。例えばさゆり荘であっても、それは町の施設全体の水害ではなくて、個別の案件です。まして、それを我々認めて、今年度にまで延ばして営業も遅らせている。でありますから、やはり個別の案件に応えられないというのは、私はそれは建前であって、実はやっぱり要綱が整備されていないからできなかったのではないかなというふうに推察しておりますが、そういったことではないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 予算の執行の関係でございますので、私のほうから若干補足させていただきます。

予算につきましては、皆さん議員ご存じのとおり、単年度制という大原則がございます。1会計年度ごとに区分をして、予算が立てられた執行はその単年度、4月から3月までで執行されるということで、大原則がございます。しかしながら、先ほどの議員がおっしゃったように、その例外として、星の郷ホテルでありましたように、繰越明許費という制度がございます。この繰越明許費というのは、歳出予算の経費のうちその性質上、予算成立の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、翌年度に繰り越して使用することが認められ、それをあらかじめ予算の内容として議会の議決を受けておくもの、これが繰越明許費であります。その手続としては、今議会にも議案として出しておりますが、繰り越した場合は、翌年度の、令和2年度であれば令和3年の5月31日までに計算書を作成し、これを次の議会、いわゆる今回6月、こちらに提出しなければならない、こういうような要件が附則備わっております。

今回の場合については、そのような手続を踏んでおりませんので、やはり繰越明許費という該当にはならないということになるかと思えます。

さらに、その例外として、事故繰越という制度もあるんですが、これは本当の例外ということで、大災害が起きたとか、ぎりぎりになって予算の手続が踏めないとか、そういう本当の例外でございますので、基本的には単年度原則ということで、3月31日まで完成する、その例外として、繰越明許費として議会の手続が必要だということになりますので、なかなか今回の場合は難しかったというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、伺います。

事業所の該当が今年度からなくなりましたが、これは回復傾向にあるということなのか、という判断だったというようなお話だったかと思いますが、実際には、さきの臨時議会でも工務店さんたちのとか、事業所さんたちが工事できるような補助金も出ています。ということで、非常に矛盾するのではないかなと思えますが、例えば今、総務課長のおっしゃるとおり、時期の問題だったと。例えば議会の承認がその時点で得られていなかったの、次の年に繰り越せなかったということであれば、例えばそれは事前の、例えば今年度においては、事業所の事務所については除外するというようなこと、決められたのはいつだったんでしょうか。また、そ

の事実については、皆さんに周知されていたのか、町民に周知していたのか、これについて伺います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

事業の内容につきまして決定したのは、当初予算を作成する段階でございますので、2月というふうに考えてございます。事業の周知につきましては、コロナの関係もございまして、令和3年の3月31日、議会が終わった後に事業所のほうに説明をしたというところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 とすると、事業者の皆さんというのは、人によると言われればそれかもしれませんが、そういった事業につきましては、来年もあるんだろうというようなこと計算されてしまったのかなということも、想像できないこともないのではないかなというふうに思っています。

したがって、やはり単年度でやる場合におきましては、3月31日に完結していないとできないというようなやり方をしてしまうと、どうしてもこういったことが発生し得る可能性があるということを示しているのではないかなというふうに思っています。

昨年度から新型コロナウイルス対策により、経済対策等で相当の補助金、補助事業のメニューがあります。私はこれに響くのではないかなというふうに思っています。つまり、公平公正という部分、やはり皆さん求めるところだと思いますが、それに当たって、公正公平な運用がしにくくなってしまっているのではないかと、何で単年度でやるかという、やはりそれを完結したいからという執行部側の意図があるのではないかなというふうに想像するんです。そうではなくて、利用者側から考えれば、こういうこともありますよねとすれば、致し方ない理由だと認めたと上で、繰り越すということも事前に想像しておれば、そういった不幸なことというか、大きなお話ですよ。例えば120万円とか、数百万円、これが補助金で頂けるのか頂けないのか、非常に大きな話になると思いますので、そういった制度設計を今後努めるべきではないか、私はそういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

いろいろその町の制度をつくる場合、継続の場合と新しくやる場合があります。ですから、来年から新しくこうなりますよというのは、そういうことは事前交付はしませんし、なって、議決いただいて交付になりますとかそういう話になる。ですから、その変更そのものも、そうい

うふうに捉えてもらったほうがいいのかなと私は思います。ただ、いろいろその状況がある場合には、事前のそういうことも、前の前触れも必要かと思えますけれども、でも、それはやっぱりそこをちゃんと冷静に受け止めてほしいなと思えます。ですから、やったものがずっと続くのかといえば、そういうことでは、町の事業そのものはない、基本的にはないわけでありま
すから、それをそこにこじつけるのは、あまりにもちょっと飛躍し過ぎかなと私は思います。

今回の件も、私が聞いておるところによりますと、その業者さんが頼んでいるところという
か、本人なんですけれども、別な仕事していたと。自分の仕事が後回しになったと。ですから、私だったらそれを報告受けました。ですから、私がそれを決めましたのも、だったら、自分の
仕事といえども、よその業者さんに頼んで、それを年度内に納めるとかあったはずです、方法
としては。ですから、私としては、そういう意味で、公平公正も言われましたけれども、そう
いう意味では、ちゃんとそこは施工する方法がなかったわけじゃなくて、それは分かっていた
わけですから、それはそこで遵守してほしかったなと思えます。

町長が認める場合と、こういいますけれども、正直言って、あの文言というのは、私もあまり
好きじゃないんですけれども、でも、本当にそういう意味では、我々は、ちゃんとそこのと
ころを本当にどうしても避けられない場合は、それはやむを得ないですよ。ですが、そういう
のはいろんな考えると、厳しいかもしれませんが、そのような方法もあったのではない
かなと、そう判断しましたものですから、私はそのような判断の中で決断しました。ご理解願
いたいと思います。

いろいろ制度設計の方法は課題があろうかと思えますから、今後もその状況を見た中で、い
ろいろその変更なり何なりしていく部分もあろうかと思えます。いずれにしても、目的はやは
りこの地域が、町が活性化するというか、皆さん方の事業が安定していくというような方法、
それから、もう一つは、木材の利用を進めていきたいというふうにあります。

もう一つは、今のところ町有林くらいしか影響及んでいませんけれども、ゆくゆくは、私は
個人所有の林部にもそれらがいて、だんだん消費が拡大していく、そのようなことを想定し
ながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。いろいろ、多分や
っていく中で、不備は出てくることも、それは否めません。それは、認めざるを得ないところ
もあるかもしれませんが、そういう限られた中で、精いっぱい努力は町としてはして
いきたいと考えておりますので、ぜひそこは好意的に捉えていただきたいなと、そのように思
います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 先ほど申しましたように、今、非常に行政側から民間に対する補助事業が多くなっている。ということは、やはりその手続であったり、要綱をつくることさえも、恐らく相当大変だと思います。他自治体の事例などを参考にしながらされると思うんですけども、そういったものが参考にできるんですけども、失敗した例というのは、なかなかインターネットから拾えないんですね。今、研修もなかなか当地に赴いて、こういったことも実はあったんだよなんていうことは、なかなか学べない状況にあります。安易にそういったことではなくて、やはり十分精査した上で、いろいろなケースを想定して、住民の側に立った執行に当たっていただきたいという願いを込めて、この質問をさせていただきました。

執行部側、恐らく行政職員の皆さんにおかれましては、一つ一つ大変なことであろうかと思いますが、ぜひこの南会津だからこその、例えばマニュアルであったり、チェックリストであったり、そういったものをしっかりつくって、制度設計しながら、町民の皆様に利用していただくような制度をつくっていただきたいと思いますので、ぜひ今後の制度執行に当たっては、そのようなことをご留意いただきたいと思います。

2番目の障害者の皆さんが働く環境について伺います。

先ほど法定雇用率、まだ達していないというようなことだったんですけども、そのような事実があったことは仕方ないんですけども、現在そのような状況であるということは、きっと理由があろうかと思えます。前回、平成29年に質問してから、そのようなことを把握されながら、どのようなことに取り組んでこられたか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

法定雇用率、町役場の事業主としての法定雇用率の達成の関係ということでお答えいたします。

平成29年に、大桃議員のほうからも質問を受けております。その時点では、旧庁舎、まだ新庁舎ができておらず、なかなか障害者を雇用するようなハード的な環境にない、段差があったり、階段があったり、またはトイレもそのような仕様になっていない、エレベーターもないということなので、その時点では、新庁舎ができてから、そこを積極的に取り組みたいという答弁を当時の総務課長がしていたと承知しております。

今回、新庁舎ができて、まず取り組みましたのが、1階のカフェ、こちらに売店を兼ねましてありますが、そこを障害者の方々に運営していただくということで、皆さんご存じのように、障害者の団体の方に委託をといたしますか、お願いをして、そこで雇用をされていると

ということが、一つ前進をしております。しかしながら、法定雇用率でございますけれども、今の話は、法定雇用率の中には、町が直接雇用しているわけではないので、その算定には入らないということがあります。現在、町の法定雇用率のほうが2.6%を超えなければならないという基準が出ております。これを今年の3月に、何年かに1つ上がってくるんですが、0.1%上がりまして2.6%になっております。現在雇用している障害者数は4人ということで、基礎数、分母から4人を割りますと、1.51ということで、まだまだ及ばない数字になっているというのが、現実でございます。このため、何とか雇用を基準にするには、あと2人程度の障害者を雇用していかないと、法定雇用率には達成していかないとということで、現状はそのような形になっているということでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 現状については分かりました。

しかしながら、やっぱり取組が大事だと思っているんです。単純にこの数とかパーセンテージが大事かという、そうではないはず。私が目指しているのは、やはり町内全体でそういった雰囲気ができること、障害を持った方でも、気軽に町なかを歩けたりとか、交流できたりとか、社会参加できる状況をつくるのが最終目的であるということは、この法律でもうたっておりますし、当然のことかと思えます。

したがって、そんな中であっても、やっぱりこういう地域社会においては、役場がどういう方向を見ているのかな、どういう施策でこういったことを訴えているのかな、非常に大事だと思っています。したがって、この数字をピックアップさせていただいているんですけども、したがって、例えば障害者の方が就労できるような環境を果たして、ハード的にはできたんですね。できたと認識します。当時は、旧庁舎でなかなか難しいところもある。しかしながら、新庁舎ができたときにはというお話でしたから、当然ハード的な側面としては整備されている。じゃ、あと何があるんでしょうということなんです。働く者の理解なのか、それとも障害者の皆さん、まだそういう状況じゃないんだよと、南会津町ということなのか、果たしてどういうニーズ把握に努め、そういった雇用法定率、目指してきたのか、その取組について伺います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから少し紹介をさせていただきたいと思えます。

労働局のほうからも、町としての未達成の事実はありまして、ヒアリングを受けております。その際にお話し申し上げたのは、職員の中で潜在的に障害を持っている方、手帳を有していな

くても障害を持っている方がいらっしゃいます。その方に手帳を取得していただけないかという働きかけをして、1人障害を持った方のカウントに上がったというのも事実です。それから、もう一つは、今、会計年度任用職員制度ございまして、その中でお一人障害を持った方の雇用が実現できております。

そういったことで、町としても前向きに動いていますというような話は申し上げました。しかしながら、達成されていないというのは事実なので、さらなる達成に向けた努力をしてください。例えば職員と同じ仕事でなくても、単純作業でもいいので、会計年度任用職員として雇って、その人たちが就労できるような環境を整えるということも一つの方法ですというようなアドバイスをいただきました。県内的に先駆けてやっている自治体もありますので、そういったところを調査されてはどうかというようなお話もいただいておりますので、総務課長申し上げましたが、今後町としては、国が定める達成率に向けて、具体的に行動を起こしていきたい。行政改革大綱の中でも、その取組について位置づけをしておりますので、その中で努力をして、数値達成に向けた実現に向けて動いていきたいと、このように思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 私、以前、文教厚生委員会に所属していたときに、視察研修に行きまして、神奈川県の本理化学工業というところに視察させていただきました。そこはチョークを作る会社で、88名中63名が知的障害を持った方でした。現場も見させていただきましたが、その方たちができること、または、その方たちだからこそ得意になれることがあるし、例えば集中力であったり、その単純作業を継続できるとか、そういったことを事業者の方もおっしゃっていました。この人たちだからできるんだと。

したがいまして、先ほど副町長のお話、労働局の方がお話ししたように、その方たちだからこそできることの仕事探し、非常にこれが大事かなと私は思うんですが、そのようなご指摘を受けて、どのような取組を考えていらっしゃるのか伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

副町長からありましたように、労働局のほうからいろいろ指示、指導を受けておりますということがありまして、総務課内でも関係者で障害者雇用に向けた前向きな取組について、いろいろ議論をしているところでございます。そのほかで、現在考えていることなんですが、障害者に対する仕事をまず準備して、そこにある、こういう仕事がありますからどうですかという応募をするのではなくて、まず、役場で働きたい人、まずこちらを募集したいと思っています。

働きたいという方が来られれば、その方が就業可能な仕事、こちらを町で逆に準備をする、この人ならばこういう仕事ができるだろうということを逆に町が準備することによって、それで就業が可能になってくるのではないかと。それによりまして、障害者の就業率、就業者数が増えるだろうというふうに思っております。

それから、民間で行われておりますが、トライアル雇用というものがございます。これはお試し雇用といいますか、体験、就業体験というのがあるんですが、これも取り組んでみてはどうかと思っております。いきなり正式採用ということになりますと、なかなかハードルも高いですし、受ける方もちょっと二の足を踏んでしまうということもあるので、できれば体験、2か月、3か月の体験なども試してみたいなというふうに思っております。

それから、あと、どうしても我々、障害者に対して理解がなかなか進んでいないというところが、正直ある場合もあるかと思えます。その辺を改善するために、障害者職業生活相談員という資格があります。こちらを町職員の中に取得させまして、そういう技能を持った職員を育てまして、その方に障害者の従事する職務の内容についてよく協議をすとか、産業環境をどうすればいいのかとか、さらには、職場における生活問題の相談を受けるとか、そういう形を取れるような職員に資格を取らせるとか、そういう方法なども、今後考えていきたいというふうに思っております。

こういうことによりまして、障害者の雇用を進めていきたいというふうに思っています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 障害者計画の中でも、就労については、非常にやはり側面的支援が必要だというような認識を示されていると思います。当事者のやっぱり意識もそうですし、社会に出やすい環境をつくるということも大事です。一方で相談事業、これについても非常に大事である。また、周知、社会全体に広める周知も必要ですよというようなことで、相談と周知、これらについては、非常にやっぱり行政でやってあげなくては手が回らないところかなと思います。募集をしても、なかなかそこに行き着かないということが必ず出てきますので、ぜひそういった体制を整えていただきたいと思います。現在のそういった障害者に対する就労したいという状況、例えば相談、そういったものがあるのか、また、どのような相談体制で機関で行っているのか、伺います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

障害者の方々の就労に関する、もしくはそれ以外の相談体制でございますが、町のほうから

は、みなみあいづ障がい者相談センターというところがございます。こちらは、社会福祉法人南陽会が運営しているところがございます。場所は、下郷町のほうにございますが、こちらと、NPO法人あたごが運営している相談支援センター、相談体制を整えていただいております、この2つのところに委託事業として相談業務を委託しております。

実際には、相当数の件数の相談がございまして、特に就労に限ったことでございますが、昨年度については、2つ併せまして49件の相談が寄せられているようでございます。全体では2,000件ほどの相談なんですけれども、生活に関するものが中心でございますけれども、就労に関するものが49件上がっているというふうに聞いております。

そこが、実際に就労につながった例といいますか、そういった件も過去3年間に4件ほどあるというふうにも聞いております。そういったところで、そういった障害をお持ちの方は、そういった相談支援センターにまずご相談をいただいて、その所員が適切な場所につないでいくというような、そういった流れができております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ぜひそういったことを町民の皆様にもお知らせいただきながら、また、役場としてもこういった目標に向かって取り組んでいるんだというような取組状況をお知らせいただきながら、共生社会を目指していただきたい、本当に思います。

振り返って見ると、やはりこの10年間というのは、東日本大震災からの復興であったり、大水害からの復興であったり、今、コロナ禍にありまして、これから今まで失ったものを取り戻すというような作業がありました。やはり10年後、20年後を考えると、新しい地域の在り方、共生社会を目指していく必要があるのではないかと思っております。

今、経済がこれだけ低迷していますと、なかなか右肩上がりの思考は描けませんが、しかし、今までやはり日に当たっていなかった部分に光を照らすことによって、これなら、南会津町ならチャンスがあるとか、ここでなら暮らせるのではないかとか、交流を持てるのではないかとか、いろんな可能性があろうかと思っております。ぜひ職員の皆様には想像力を働かせていただいて、実際に障害を持った方の気持ちになるということは、我々不可能だと思います。しかし、我々にはしっかり想像できる力があります。ぜひ10年後、20年後、どんな社会になってほしいか。若い人の話を聞きながらとか、当事者のお話を伺いながら、そういった状況をつくっていくように、我々議会としても努めていきたい、そんなことを皆様にお話ししながら、私の一般質問を終了したいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、9番、大桃英樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

昼食休憩といたします。

なお、再開時間は午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君の登壇を許します。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問いたします。

初めに、高齢者へのスマホ講習会について伺います。

総務省は、6月から高齢者へスマートフォンの使い方を教える無料講習会を始めると発表しました。全国約1,800か所のスマホ販売店や公民館で実施するとしています。マイナンバーカードの申請をはじめ、行政手続などのオンライン化が進んでおり、円滑な利用を支援するとしています。

講習会では、インターネットの閲覧などの基本的な操作に加え、スマホによる行政手続などを教える内容になっています。専用サイトを通して市町村を通じて開催日程などを案内し、参加を呼びかけるとしています。

そこで、2点について伺います。

1点目は開催について、市町村を通じて開催日程などを案内するということですが、総務省からの周知はありましたか。

2点目、行政の手続を円滑に進めるためにスマートフォンの利用はさらに多くなってくると思います。多くの方に参加いただくための呼びかけをすることが大切と感じますが、町として

どのように進めていくか考えを伺います。

次に、高齢者に優しいまちづくりについて伺います。

本町は町なか活性化に向け、様々な取組策が検討されていると思います。高齢者の皆さんが元気に町なかに出て活動できることも、町なかの活性化につながると感じています。

そこで、4点について伺います。

1点目、町に買物や食事など一人で出かけたり、友達と一緒に出かけたりしてみたいと感じている高齢者の方も多くいます。いつも、近所に出かけるときに押しているシルバーカーも一緒に乗れるバスを運行してはと考えます。

2点目、電車やバスで町に来たとき、貸出しできるシルバーカーを設置してはと考えます。

3点目、町なかをつえやシルバーカーを押しながら歩きやすいよう、歩道や縁石などの整備が必要と考えます。整備はされていますか。

4点目、買物や歩き疲れたときなど、休憩できるベンチを町なか設置しては考えます。

以上で、壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者へのスマホ講習会に関する1点目、総務省から開催日程の周知はあったかとおたがしであります。総務省では高齢者をはじめとした様々な方が身近にデジタル機器サービスの利用方法を受講できる、利用者向けデジタル活用支援推進事業を開始しております。

この事業は、携帯電話各社及び民間事業者が主体となり、講習会を開催するものであり町内では携帯電話各社の店舗において、既に実施されております。総務省からは、引き続き、デジタル活用支援ポータルサイトにて、6月以降に講座等の情報を順次掲載していくと、そのような連絡を受けております。

次に、2点目であります。スマートフォン使用の普及と講習会呼びかけに対する町の進め方についてのおたがしであります。スマートフォンの活用は、利用者が必要な情報を得ることや、相互に情報交換をすることなどのほか、買物の際の支払いなど、多岐にわたっております。また、今後、進められる行政手続の電子化においても、スマートフォンの役割は大きいと、そのように認識しております。

このため、町といたしましては、1点目ではお答えいたしました総務省の事業とは別に、町独自の取組として、本年度からまちづくり出前講座において、スマートフォンの利活用に関する講習会をメニュー化し、集落に出向いての講習会や役場窓口で常時支援できる体制を整えて

おります。今後、引き続き、スマートフォンの利用普及に向けて周知を図ってまいります。

次に、高齢者に優しいまちづくりに関する1点目、シルバーカーも一緒に乗れるバスの運行、2点目、電車やバスで町なかに来たとき、貸出しできるシルバーカーの設置についてのおたただしについては、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

現在、路線バスについては、お客様の要望に応じ、シルバーカーと一緒に乗せて運行している。また、鉄道、タクシーにおいてもシルバーカーを乗せて運行していると聞いております。このことから、町内の公共交通機関ではシルバーカーも一緒に乗れる環境にあるため、町による新たなバスの運行や町なかでのシルバーカー貸出しについては考えておりませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、3点目、町なかをつえやシルバーカーを押して歩きやすいよう、歩道や縁石などの整備はとのおただしであります。道路歩道については、建設時に高齢者などが円滑に通行できるよう、配慮し、整備を行っております。既設の町道については、道路パトロールを行い、段差等支障がある箇所においては速やかに修繕を行っております。また、国道及び県道の歩道については、段差等支障がある箇所を道路管理者へ要望してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解願います。

次に、4点目、休憩できるベンチを町なかを整備してはとのおただしであります。現在、町なかの国道121号線の歩道で休憩できるベンチは6か所整備されております。また、駅から役場庁舎までの通りにかけては、誰もが気軽に立ち寄り、休憩ができる施設として、まちなか交流サロン、まちなか楽座がございます。

中心市街地の活性化の取組の中で、関係者と協議を進め、必要に応じて国道及び県道については道路管理者に要望してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと、お願いします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 では、初めに、高齢者へのスマホ講習会について再質問をさせていただきます。

総務省からは、メーカーさんとか、そういうところを通しての勉強会ということで、そちらのほうにお任せしているということだと思えるんですけども、町としても、今回の4次計画の行政改革大綱の中にも本当にスマホを使ったり、ネットを通してのいろんな様々な取組が載っております。そういう中で、総務省は今後2020年度以降も全ての方が、こういうものを使え

るよう、25年まで、延べ1,000万人への参加を呼びかけて、そういうスマートフォンの使い方や行政の手続などを教える内容を進めていくというふうになっております。

本町として、この計画を見ますと、23年度では皆さんがスマホなどを使えるようにして、講習会を開いていくというふうになっておりました。私も、今回、南会津町からお知らせということで、これを見させていただきました。これは本当に分かる方でないと、QRコードを読み取ったりとか、そういうこともなかなか難しいと思います。そういう意味で、高齢者向けではなくて、町の方、全ての方がどこでも受けられるような体制を取っていくというような内容の発信だったと思いますけれども、まずは使い方を教えていただけることが優先されるのかなというふうに思っております。町として、どのくらいの方にこの使い方を教えて、このメールのサービスの運用を活用していただくというふうに目標を立てていらっしゃるのか教えていただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

現在、町では、本年度から登録メールサービスということで、町の情報、災害情報、あと獣害に関する情報、健診に関する情報などを、メールによるサービスを実施しております。その中で、今回、この幾ら町が情報を発信したとしても、受け取る側が受け取れないと効果がないということから、講習会を実施するというので、出前講座にメニュー化させていただきました。

その中で、まだ始まったばかりでありまして、現在、約370人ほどの登録者がおります。今後は、もっと増やすような取組をしていきたいと思っておりますが、現在、その町内で携帯電話やスマートフォンが持っている方がどれくらいいるのかということで、各集落の区長さん方に協力をいただきまして、調査をかけさせていただいているところでございます。それを見て、今後、普及率というものを検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 計画を立てていらっしゃるということなんですけれども、370の方が希望されているということですが、ほとんどが若い方なのかというふうに思うんですね。そういう意味で、高齢者の方がなかなかスマホを使いこなせるというのは、困難なときもあります。今回も、皆さんから今回のワクチンの接種の申込み、ウェブでの申込みができなくて、やってもらいたいというか、そういうお願いをされた方も議員さんの中にもたくさんいらっしゃる

ったかと思います。

そういう意味で、スマートフォンを使えるようにしてあげることも、すごく大事なことです。370人の中で、本当に高齢者の方、65歳以上の方でどのくらいの方が申し込まれているかというのはお分かりになりますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

登録されている方につきましては、どなたが登録されているかというところまでは把握しておりません。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 すみません。そういう意味では、ちょっと分からなかったかもしれませんね。もう皆さんの中で、本当に私もそうですけれども、なかなかスマートフォンを使いこなすというのが難しくて、見ることだけが精いっぱいという場合もあります。そういう中で、65歳以上の方に総務省のほうで講習会を実施して、誰でも見られる形にしていこうということだと思っておりますけれども、そういう意味では、町としても、講習会をほかのメーカーさんとか、そういうところだけではなくて、町としても進めていく上で、どれだけの開催回数とか、そういうものも明確にさせていただいて、進めていただけたらと思っておりますけれども、今回、私もこれを頂いたのは、自分の地区から回ってきたのを見させていただいているんですけれども、そういう意味で、地区ごとに、区ごとに、やられるのかと思うのですが、開催の頻度というのは、全地区、全てこれをやっていくという方向でよろしかったでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

まずは、地区の区長さん宛てに説明させていただいたというところで、今後、任意の団体であったり、例えば、社会福祉協議会が行っている高齢者のサロンであったり、要望に応じてうちのほうで出向いて説明会をさせていただきたい、講習会をさせていただきたいというふう考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 先ほどのお話の中でも、町に来て、こういうことでお知らせをして、町に来た場合も丁寧に教えてくださるという話もありましたので、ぜひ、使いこなせるまではいかなくても、皆さんから、町からの配信するサービスとか、また、行政の手続きができるよう

な体制をしていただいて、講習会もぜひ全地区、順序立ててということではないですけども、全地区の希望者の方が受けられるような体制をぜひ取っていただいて、誰もが町の情報をすぐ受け取り発信できるという、そういう町の人たちの体制をつくっていただけたらと思います。

以上で、ここの高齢者へのスマホ講習会については終わっていきたいと思います。

あとは、高齢者へ優しいまちづくりということで、本当にシルバーカーを押しながら乗れるバスがあるということ、今回、私も調べていて分かったんですけども、このお話をいただいたときは、まだそういうバスがなかったの、まだないのかなという思いで出したんですね。ところが、今回調べたところでは、バスがあるということだったんですけども、シルバーカーを押しながら乗れるバスというのは、豊まずに、そのまま自分が押しながら乗れるバスというのは何台くらいあるかお分かりでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

シルバーカーを持って乗れる車両につきましては、今現在、町の中を走っている公共交通機関、全ての車両で対応しているということでございます。

なお、ノンステップバスと言われる床の低いバスにつきましては、会津バスにおいて3台設置されております。田島営業所で3台です。山口営業所で1台設置されております。会津交通のほうでは、ユニバーサルデザインタクシーということで、誰もが乗りやすい、使いやすいようなタクシーになりますが、それが1台、あと車椅子仕様の車両が1台ということです。田島タクシーにつきましては、車椅子の車両が1台、福祉車両が2台ということで整備されているということでございます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 私も確認させていただいたときには、運転士さんが一緒に持って乗ってくださるというバスがあって、押しながらそのまま乗れるバスはちょっと台数が私の確認では少なかったんですが、これだけあるということで、確認は間違いなかったでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

車両としては、この車両が誰でも障害者であっても乗れる車両が整備されているということのほかに、シルバーカーを乗せられる車両につきましては、全ての車両に対して運転士さんが補助をしながら乗せている状況と聞いております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に運転士さんの方も補助しながら乗ることができるようになっていくということで、今回、私も確認させていただきましたので、ここは終わらせていただきますが、町なかのシルバーカーの貸出しなんですけれども、駅に着いたときに、自転車の貸出しが行われていますので、もし、それと同じような形で、高齢者の方がシルバーカーを借りられたらいいなという声がありましたので、今回、この質問をさせていただいておりますけれども、貸出しはしないということでしたので、バスの中に持ち込んで乗って行くことができるということですので、ここはそのままでもいいのかなというふうに思います。

あとは、町なかをつえやシルバーカーを押しながら歩けるように整備をしているかということでご質問させていただきましたが、私もちょっと町なかを歩かせていただいて、中町辺りから、上町、中町、その間の歩道が特に凸凹というか、つまりくような感じの舗装というか、歩道になっていたんですけれども、その辺については調査されましたでしょうか。町なかの状況については調査はしていただいていたか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

国道の歩道ということで、町が直接、パトロールしているという状況ではございませんでしたので、そういったお話ございませば、管理者である県のほうにつないで、修繕のほうを求めていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ、シルバーカーで押しながら、今朝もシルバーカーを押しながら歩いている高齢者の方が何名かいらっしゃいました。そういう中で本当に押しながら、凸凹のところを本当に押している姿もありましたので、ぜひ、みんなが本当に安全に歩けるまちづくりということで、歩道の整備のほうを進めていただきたいというふうに思っております。

あとは、買物で疲れたときの休憩できるベンチがあったらいいなということは、何人かの方が歩道で立ち話をして、買物籠がいっぱいになって、今はシルバーカーもいろんな種類がありまして、座れるシルバーカーになっているものもあるんですね。そういう中で、そこに座ればいいのかなと思ったんですが、荷物がいっぱい、買物した荷物が椅子の上に上がっていたので、シルバーカーには自分は座らない、立ってお話をしていたという姿も見かけたんですけれども、そういう意味で、何か皆さんが歩いているときに、出会った方と、言葉を交わしているときに、立ち話ではなくて、座って話せる場所があればいいなという思いで、この質問をさせていただきました。

今、駅前のところから歩けば休憩できる、本当にまちなか楽座があるんですけども、そういう意味では、すぐに寄れるかもしれないんですが、ちょっとした外出でそこまで寄らなくても、自分が皆さんと立ち話ができる場所とか、そういうものがあつたら声をかけながら、皆さんが楽しく、高齢の方がお話できるのかなというふうに思うのですけれども、そういう意味で、今何か所か、4か所でしたかね、6か所、町なかにベンチがあるということだったんですけども、それはどの辺にあるのか、教えていただいても大丈夫ですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

石というか、コンクリートというか、造られたベンチであります。まず、東邦銀行の前辺りにあつたと思うのですが、すみません、その現場までは把握しておりませんでしたので、お答えできません。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 新町、西町ですか、あそこにもありましたけれども、本当に私たちも意外と疲れたときに、座りたいなと思ってしまうところがありますので、高齢者の方もそういう意味では、どこにベンチがあつて、どこで座れるかというのがちょっと分からなかったのかなというふうにも思いますが、できれば、歩道に造れということではなくって、もしどこかにスポットがあつて、皆さんで座れるような場所を造れるのであれば、ぜひ私は高齢者の方だけではなくて、そこに座って景色を眺めたり、道路のそばで疲れたときに座ったり、買物疲れて座ったり、また景色を眺めるのに座ったりという形で、皆さんがそこに集うことができる、また一人が座っていれば、二人目の方が来て、どうしたのかなとか、元気かよとか、そういう声かけができる、そういう高齢者の方々の元気な姿が至るところで見られるような、そういうまちづくりも必要ではないかなというふうに思います。

そういう意味では、ぜひ、高齢者の方々が歩き疲れても座っていけるような、そしてまた集まってこられるような、そういう休憩場所があつてもいいのかなというふうに、うちの中に入らないで、外で会話が交わせる場所というか、そういうところもあつてもいいのかなというふうに思っております。そういう意味で、私も、今回、ずっと町の中歩かせていただいて、石でできている椅子があることも分かっておりますけれども、それが6か所あると言われたので、そんなにあつたんだなというのを感じましたので、どこにあつたのか確認させていただきました。本当にすみませんでした。

ぜひ、高齢者の方だけではなく、町並みをつくっていく上で、道路の整備というのは、歩道

の整備というか、歩行者が歩くところをしっかりと整備していくことは、皆さんが外に出て安心して歩ける場所だと思いますので、ぜひそういう意味で、道路の整備も含めて、また私たち高齢者の方々が一緒にそのところを歩いてあげられる、そういう場所にしていただきたいなというふうに思っております。

今回、報道の中で、コロナ禍にあって介護が必要になる高齢者が多くなるのではないかっていうふうに考えられています。そういう意味では、本当に外に出て、会話ができる場所をしっかりとつくってあげて、コロナ禍が収まったときには、みんながその町を歩いている姿をぜひつくっていただけることを期待したいなというように思っています。

どうかそういう意味では、休憩できる場所を何か所かあるということですので、そこもしっかり皆さんに周知していただけたらなというふうに思っておりますので、それをお願いしまして、終わっていきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、お答えさせていただきます。

高齢者というようなことでありますけれども、でも、やはり町なかを散歩していただくとか、よそからのお客さんとか、そういうことを考えたときには、やはりどこかで休めるとか、また腰を下ろして町を眺めるとか、そういう場所も必要だというふうに思います。そういう意味で、どこがいいのかということは、調査して、そして地域の人たちとも話をしながら、そのようなことが設置できるような方向性の中で、町としては、調査し、検討してみたいと、そのように思います。

何か所かあるみたいですがけれども、まだどこだということが町も全部は把握していないということなので、その辺も含めまして、今後、どういうところにどのような対策をするのかということも含めて、調査、検討していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

◇ 馬 場 浩 議員

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君の登壇を許します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私が、議員の職に就かせていただいて2年がたちました。その間、町工事の発注に関する入札のことや、発注の仕方についていろいろ一般質問なり、審議をさせていただきました。

その中で、やはり工事のいろいろ制度が複雑で、なかなか理解しにくいところが今でも多々あります。今回、この一般質問を通して工事の入札の在り方とか、発注の仕方について、理解を深められて、正確に住民に説明できるようなことにつながればいいかなと思ひ、この一般質問をさせていただきます。

まず、最初の1番目、町発注工事入札時の指名は適正かということです。町の指名入札が適正に行われているか、以下の点について問います。

①入札の際、業者を指名、選定の指名委員会はどのような立場の人で構成されているか。

②入札指名は、本町が定めている要綱の基準に沿って選定しているか。

③町の、本町の格付は福島県が公表している有資格業者名簿に記載している格付と同じかということでもあります。

この③に関しては、実は、私も誤解をしていた面があります。業者の格付、ランクづけ、私たちが思っていたのは、県が発表している格付と同じだというふうに思い込んでいました。今回、いろいろ勉強させていただいて、町独自の格付があるということが、存在が分かりました。ただ、公表はされていませんが、どうしても県の格付の基準に思い込みがちだということが判明しました。ぜひこれを、その違いをご説明お願いします。

2番になります。木の町コミュニティ館（仮称）の工事入札は適正かということです。今回の木の町コミュニティ館（仮称）工事発注について以下の点について問います。

ここでいう格付は、先ほども言いましたが、県が公表している格付に基づいて表現しています。

①まず、なぜ土地造成工事と建築主体工事で別に発注しなければならなかったのか。②指名業者の中にも、BまたはCランクの業者が入っているのはなぜか。またAランクの業者が指名されていないのはなぜかということです。

③高額な工事の場合、各営業所や会社に専任技術者が必要です。そのほかにも各現場に専任の監理技術者がいなければなりません。ということは、2名の技術者が必要ということなんです。私が調べたところによると、どうしてもその2名という数が達していない業者が今回指名されています。それはどうしてかということです。

④建築工事の場合、設計金額5,000万円以上の工事の場合、Aランク700点以上の業者しか入札参加できないように本町の規定に明記されているが、県のB、Cランクの業者を指名する理由は。

⑤前回の星の郷ホテルの建築主体工事や今回の工事も設計金額5,000万円以上の工事であるにもかかわらず、県のBランクの業者が受注できる理由は。

3番、木の町コミュニティ館（仮称）の工事設計についてであります。

①工事に使う木材は県の単価で設計しているのか、それとも地域の相場を考慮した単価なのか。前回の3月の一般質問で町産材の単価について質問しました。その際に、町産材の単価は高いという答えをいただきました。今回は、その単価はどうなっているかお聞きします。

この工事に使用する木材はどのような規格になっているかということです。私が推測、これはあくまでも私の推測です。国が関与している工事の場合、その資材というのはJIS規格、日本工業規格に沿ったものを使うのが通例であります。今回の木材は、どのような規格になっているのでしょうか。

③この工事は縦ログ工法という特殊な工法で使用する木材も特別注文になると思うが、これから発注、加工が間に合うかということです。特殊な工法の工事であるならば、当然、木材も通常使われている木材とは規格が違うと思います。寸法、大きさ。それが、今回、この工事発注から請負者が木材を発注、加工を依頼した場合、工事の進捗に間に合うかどうかということです。

以上、これらの答弁は町長に求めます。これで壇上からの質問を終わらせていただきます。

なお、残された時間内で再質問をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、馬場浩議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町発注工事入札時の指名に関する1点目、入札の際、業者の指名を選定の指名委員会はどのような立場の人で構成されているのかのおただしであります。町では、南会津町工事等請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づき、指名委員会を設置しております。構成は副町長、総務課長、建設課長、農林課長、環境水道課長の5名であります。

次に、2点目、入札指名は、本町が定めている要綱の基準に沿って選定しているのかのおただしであります。指名競争入札については本町で定めている要綱の基準に沿って入札参加を選定しております。

次に、3点目、格付は福島県が公表している有資格業者名簿に記載してある格付と同じかとのおただしであります。本町と福島県では格付基準点数が異なっております。町では、南会津町工事等請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等に基づき、格付を行っているところであります。

次に、木の町コミュニティ館（仮称）の工事入札に関する1点目であります。なぜ土地造成工事と建築主体工事で別に発注しなければならなかったのかとのおただしであります。土地造成工事は土木工事、また建築主体工事は建築工事であり、工種が全く異なっております。本町で発注してきたこれまでの工事につきましても、同様の取扱いを行ってまいりました。今回の木の町コミュニティ館（仮称）整備事業に関しましても、異なる工事種別として別々に発注したものであります。

次に、2点目、入札の指名業者の中に福島県のBまたはCランクの業者が入っているのはなぜか。またAランクの業者が指名されていないのはなぜかとのおただしであります。町の有資格者名簿へ登録された業者は、町が定めている要綱の等級別格付基準に沿って格付しております。県の格付基準とは異なっておりますので、県が公表している名簿のBまたはCランクの業者が入り、またAランクの業者が指名されていないこともあります。

なお、県や町の入札の指名を受けるためには、それぞれに入札参加資格審査申請が必要で、申請時期が異なるほか、希望する工事種別もそれぞれ選択できるため、町と県の有資格者名簿に登録されている業者及び内容が同じであるとは限りません。

次に、3点目、専任技術者がいない会社も指名されているのはなぜかとのおただしであります。町では指名競争入札に参加する者に、必要な資格審査の際、入札参加資格審査申請書で確認しておりますので、専任技術者が登録されていない会社を指名することはありません。

次に、4点目、建築工事の場合、設計金額5,000万円以上の工事の場合、Aランク700点以上の業者しか入札参加できないように本町の規定に明記されているが、県のB、Cランクの業者を指名する理由はとのおただしであります。今回の建築工事の指名業者は県の格付基準では、B、Cランクですが、町の格付基準ではAランクとなっておりますので、指名委員会の審議を経て指名しております。

次に、5点目、前回の星の郷ホテルの建築主体工事や今回の工事も設計金額5,000万円以上の工事であるにもかかわらず、県のBランクの業者が受注できる理由はとのおただしであります。当該事業者は町ではAランクのため受注が可能となっておりますので、ご理解願います。

次に、木の町コミュニティ館（仮称）の工事設計についてに関する1点目、工事に使う木材

は県の単価で設計しているのか、それとも地域の相場を考慮した単価かとのおたがしであります、木材の単価につきましては、県産材及び町産材とも公表されている製品単価がないこと、木材は樹種や部材寸法により大きく単価が変わることから、工事ごとの設計、積算時に地元業者より見積を徴集することにより、地域の相場を考慮した上で、工事設計書に反映しているところであります。

次に、2点目、工事に使用する木材はどのような規格のものかとのおたがしであります、使用する木材につきましては、南会津町公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針に基づき、木材は原則町産材としています。

また、国の事業を活用することから、補助要件に対応するため、構造材については、日本農林規格でのJAS規格材としたところあります。

さらに、林業成長産業化地域創出モデル事業では、環境に配慮した持続可能な森林管理の制度を推進してきたことから、それらの指針に基づき生産された製品の利用のため、森林認証制度によるSGEC認証材の使用を要件としております。

次に、3点目、縦ログ工法という特殊な工法で使用する木材も特別注文になると思うが、これから発注、加工が間に合うのかとのおたがしであります、縦ログ工法は、国土交通大臣の認定を得ている工法で、広く公開されており、在来工法と言われている木造軸組工法の実績がある工務店であれば、どこでも施工できる工法と考えております。木材については、町産材、JAS規格材、SGEC認証材を使用する方針であることは、昨年から公表しているとともに、地域の製材所で生産できる木材製品を使用して建築するものであり、建築に必要な時期まで調達できる予定であります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 それでは、ただいまの説明について、再質問をさせていただきます。

まず、町の格付なんですけれども、これは幾ら町のホームページを見ても、見当たらないんですよね。ですので、一般の町民の方、業者もそうなんですけれども、よく分からないという意見をよく聞きます。私もどういふふうな、県が定めている評価と、町の評価ってどこが違うんだろうと、こういう疑問を聞かれます。その違いをぜひお聞かせください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答え申し上げます。

県の基準と町の基準がどう違うのかということなのですが、それは県の基準は正確に私は把握しておりません。町の基準につきましては、要綱に規定がされておりますので、広く住民にも公開できるものというふうに思っております。

具体的に申しますと、先ほど町長が答弁申し上げましたように、南会津町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱、こちらに記載となっております。

なお、個別に具体的に申し上げますと、その中の第4条の2項(2)で、入札参加者の認定を行う場合の認定は町告示第5及び第6及び別に定める等級別格付基準により審査し、等級別格付を要する工事事業者については、等級別格付を付して行うものとする。参考といたしまして、前項の格付をした等級に対応する発注の標準となる工事等の金額は別に定めると記載となっております。

ここで申し上げます町告示第5及び第6及び別に定める等級別格付基準というものは、これも告示が長いのですが、平成21年12月4日の告示第50号、こちらに記載になっているほか、また同じく平成18年3月20日告示第14号、こちらに全て掲載となっておりますので、町基準については、広く公開されているものというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ちょっと早口で第何条の何項、そういうふうに言われてもなかなか分かりづらい、もしできるならば、ちょっと簡単に端的に説明お願いできませんか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答え申し上げます。

要綱自体が大変長いものでございまして、一個一個説明していると時間がかかると思いたので、要点だけ述べさせていただきましたが、さらに具体的な要点について説明をさせていただきます。

まず、南会津町指名競争入札の方法による云々という大変長い要綱があるのですが、その中の第5では、簡単に言いますと、指名競争入札に付そうとする工事の金額に応じ、A B及びCの3区分に業者を区分するというふうに規定されております。さらに、その区分に係る資格の格付は次に掲げる事項を別に定める方法により審査して行うというふうになっております。その次に掲げる事項というのは、その事業者の経営規模、経営状況、技術力、その他の審査項目等、客観的事項について、経営事項審査、いわゆる経審、経審の評価項目を点数にした総合評価点を基準値としております。いわゆるどこでも、誰が見ても分かる数字、これが総合評定と

してありますが、その総合評定値を基に、A、B、Cの格付を行うと、その基にというのは、また別の要綱がありまして、それぞれ点数、先ほどありました700点以上ならば、Aランク、それ以外のところについてはBランク、Cランクとなりますよということで、要綱の中に明確に記載されておりまして、さらにAランクの方については、どういう工事に入札参加できるかということについても、同様にそれぞれ別表第1、別表第2の中で、町のほうでは掲載となっておりますので、それが全て告示されておりますので、全て皆さんに分かるようになっているということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、すごく丁寧な説明で理解もできたんですけども、その中でちょっとはなマークがつくんです。県の格付も、経営審査、国が定めた許可書の中に登録している経営審査の中で、総合評価でされているんですよ。そうすると、今、課長が言ったその評価で基にやっているといったら、県と町ってそんなに違わないんじゃないかなと思うんですね。多少の違いはあると思うんですよ。

例えば、県は県工事の受注高、どれだけ県の工事をやったか、それも評価になると思います。多分、町でも、町の工事の受注高はその評価のほうになると思うのですよね。そうしたならば、例えば、Cランクのものが、Aランクになる要素というものは、どういう要素が含んでくるんですかね。ご説明をお願いします。

○室井嘉吉議長 総務課長、分かるようにひとつ説明してください。

○小寺俊和総務課長 分かるようにお答えしたいと思います。

県でCランクのものが、なぜAランクになるのかという端的なご質問なんですけれども、先ほど申し上げましたように、町では経審の客観的事項、これに掲載されていません総合評定値を基にAランク、Bランク、Cランクを決めております。県は、客観的事項の点数ではなくて、さらにそこに別な要素を取り入れた総合評価的な数値を使っております。

従いまして、町の数字とは、評価値とは全く違うものになります。多分同じものはないと思います。県の評価の仕方がその経審から持ってくるんですけども、持ってくるものは同じですが、そこから使う数字というのは、県は違ってきますので、同じ町の業者でも町では何点、県に行くと何点、全く点数が変わってくるということだと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 何かちょっと、あんまりすきつとしないんですけども。多分、複雑な評価の点数の在り方があると思うんですよ。私の一般的な常識の考えとして、町の評価と県

の評価というふうに比べた場合に、県の評価のほうが厳しいのではないかという、一般的な思い込みがやっぱり出てくるんですね。町の場合は、多分、町自体の評価の点数も、貢献度、そういうもの、町に対する貢献度も追加点があるのではないかなと、私は思うんですよ。そうした場合に、県が、この会社はAランクですよとされている会社が、今回の木の町コミュニティ館の入札の指名の中に入っていないというのは、どういうことなんでしょうかね。お願いします。

○室井嘉吉議長 総務課長、明確にひとつそのところも答えてください。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、町の評点数と県の評点数は考え方が違いますので、どちらが厳しいとか、どちらが厳しくないとかいうことではなくて、まず、点数が違うということがあります。その上で、その点数による、どこから以上がAランクになるのか、これも県と町で違います。ですから、町で700点のところはAランクになったとしても、県では800点取っていたけれどもAランクにならないとか、そういう事態が起きますので、全くその考え方が違うということでもあります。

なぜ、町と県でその評点の見方が違うかと言いますと、町については、先ほど申し上げましたように、要綱の中で、客観点数、経審の客観点数を使っているということでございます。

ただ、県におきましては、総合点ということで、客観点はそのほか、種々いろんなものを加味した中で、また点数をさらに加点しているというところがありますので、そういう違いがあるということでもあります。よろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、私も勉強不足なもので、総合評価というのは分かるんですけども、この客観点数って、どういう評価の点数なんですかね。教えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、町の要綱、平成21年12月4日の要綱の中に、客観的事項とは何かとありまして、それは経営規模、経営状況、それから技術力、その他の審査項目（社会性）とこれを4つの評価項目として点数にしたものが、客観的事項の評価点数ということで、町の告示の中に記載されております。それは、何かというと、経審の中に全て数字が出てきます。その合計数値を使っているということでございます。

なので、先ほど申し上げましたように、県のBランクの事業所が町のAランクの仕事ができ

るということは、当然あり得るという話でございます。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 馬場議員から、質問をいただいて、改めて県のほうの格付の在り方を見ているというのが正直です。ですから、今までは全く県の評価について、我々が検証した上で町の格付を行っているということは一切ありません。町独自の、今総務課長が説明した評価の中で行っているということで、県のほうの要綱をちょっと見てみますと、やっぱり働く女性応援企業の取組をしているかとか、例えば、除雪関係の実績があるか、それから新卒の採用をしているのか、健康ふくしまの健康づくりの取組をしているのかというような、我々が用いていない評価点を加味しているので、違うのではないかなというふうに思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 副町長、説明すごく理解できました。申し訳ありません。

今の副町長の説明を聞いていると、すごくハードルが高いんですね、県のほうが、と私は今感じました。いろんな女性の起用や新卒者の採用、そういうことを加味した評価点だと思うんです。となると、ますますちょっと疑問符が上がってくるんですね。県のAランクが、なぜ町で確かに客観点が違うから、見方が違うからというのは分かるんですけども、ちょっとそこから辺が疑問に思います。ただ、これをずっとやっていると時間がなくなりますので、先いかせていただきます。

ただ、やはり申し訳ありませんが、我々議員も住民に聞かれたときに、説明しなければなりません。そのときに、第何項のここの要綱にあるから、こうだからと言っても町民が納得しませんよ。我々も説明できません。できるならば、もうちょっと簡単な、誰にでも分かるような説明にしていただければいいかなと思います。

その上で、お聞きします。その町の格付がどこを探しても見当たらない。公表されていないのではないかなと思うのですけれども、なぜ公表されていないかお聞かせください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

町の格付がどこを探しても見当たらないということは、どこの業者が何ランクで、どこの何社がBランク、Aランクかという一覧表がないということかと思えます。おただしの件については、町は公表しておりません。県は公表しているかもしれませんが、町としては公表していないというのが現状でございますので、そこは誰も今のところは明確な形では出ているものではないということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 では、なぜ公表していないか。単なるこれまでの流れの中で、特別公表していなかったから、公表しないんだということなのか、それとも、これから公表する考えがあるのか。そこをお聞きします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 まず、県が公表されている大きな理由は、指名競争入札ではなくて、一般競争入札ということで、このランクの方はもうこの工事規模で、公告しますので、受注されたい方は入札してくださいというやり方です。ということは、ランクづけの公表がされていなければ、なかなか応募できないという必然性があると思います。

町は、一般競争入札ではなくて、全て指名競争入札です。地元の業者さんの方に仕事の機会をつくっていただく、もしくは技術力を上げていただくというような地元受注の考え方に立って、今ほど総務課長が説明申し上げました基準に基づいて、工事入札の指名入札をしておりますので、その一般に公表しなければ、入札に参加できないということではないというのが、まず大きく違うところがあります。

それから、もう一つ、これまでなぜ公表されてこなかったのかということですが、合併以降、この取扱いは変わってきておりません。我々もその必要性というのは認識しておりませんでした。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 必要性を認識していなかったという、今の副町長の答弁でしたが、これが例えば、町の業者間の間ではてながつくんですよ。何であそこがって。というのは、片方では公表して、一般入札とか、指名入札という基準は別ですよ、町民目線でいくと、その公表されていないから、町のあれってどうなっているのっていうふうになっちゃうんですね。できれば、指名入札でも私は公開が必要なんじゃないかなと考えます。

その上でお聞きします。指名入札というのは、この会社は、業者は、指名すればやっていただけではないかということで、指名審査をして、入札の指名をするわけですよね。ところが、結構、応札しない業者がいる。この現実は、どうお考えですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 まず、一点。公表しない理由がちょっとあったんですけども、副町長が申し上げたとおりだと思うのですが、まず、町は一般競争入札ではないと、指名競争入札だ

と、そうしますと、指名される方は限りが出ますので、そこに誰が来るかということは、公表すればどこの業者というのは広く分かります。そこで、想像力を働かせていただきますと、そうならないほうが、入札の適正にかなうのではないかなと、こういうことであります。

それから、もう一点、やっていただける業者だと思って指名するのに、辞退が多いということなんですが、これは建設業者、かなり減っているのかな、さらに技術者、これも減っているということの状況が主な原因かと思っております。

この明日議決案件となっております、木の町コミュニティ館、こちらも辞退の方が大変多いということで既にお配りしているとおりでありますが、この原因も技術者がいないと、複数の現場に配置になりますと、技術者がいないために、申し訳ないですが、今回の入札に参加できる技術者がいないので、見つからないので入札できないということで、入札の辞退の理由を確認しましたところ、全ての業者が、辞退した業者そういうふうに答えております。それが大きな原因なのかなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、今の課長の答弁を聞くと、ちょっとすごく矛盾を感じるんですけれども、技術者がいないから辞退しますと今おっしゃいましたよね。指名するときに、さっきの最初の質問でもそうですが、専任技術者というのは、各会社に1人必要だと、そして現場にも主任技術者、監理技術者という専任の、同じ専任という言葉がありますが、意味合いの違う技術者が必要だということですよ。だけれども、確認していますって、町長答弁されましたよ。だけれども、今の課長の話だと、技術者がいないから応札しませんっていうのは、ちょっと違うんじゃないですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 それは言葉の取り方なんです。専任技術者が絶対的にいないのではなくて、複数の箇所になると、またがると不足する場合があるという意味なんです。ですから、これまでもこれは建築ですけれども、災害とか何かのときに、あちこちで何十か所もなったときに、県も町も応札がなかったですよ。そのときには、エリアを決めて、その中で、ここのエリアはじゃ専任技術者はこういうことで、ここのエリアは対応してもらいましょうと、そういうような暫定的なことをやるしかなかったです。今でも、ケースによってはそういうことも多々あります。前よりは少なくなりました。

ですから、言葉の受け止め方なんで、なかなかいろんな複雑な要素があるので、説明難しくなるかと思いますが、そういう極端に取るのではなくて、やはりそういうこと、状況があるっ

てこと。

ですから、私が先ほど答弁したのは、専任技術者はちゃんといるっていうことは、それは分かっているんです。ところが、もう1か所応札がなかったのは、想像ですよ、これは、どこか別の現場があつて、本当はやれる技術があるんだけど、状況もそろっているんだけど、こっちをやっているから、応札しても仕事を取っても仕事ができないから、応札はできなかったという、そういうような流れです。結構、今までそういうことはあります。ですから、そういう意味なので、そこはそうようにご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の町長の説明、すごく理解できました。

なかなか言葉の表現って難しいですよ。その上で聞きます。その審査のときに、例えば、その会社がどういう今工事状況か、そういうものっていうのは審査の中には入らないんですかね。どうでしょうか。例えば、今町長が言われたとおり、複数の工事を抱えている、そうすればできないというのは、ちょっと調べれば分かることですよ。そこまでのやはり指名審査をする場合の調査というのは、行われていたかどうかちょっとお聞きします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁申し上げます。

まず、業者選定について、一般的に技術者がいる、いないは、入札資格審査申請書の中の附属書類に名簿が出てきますから、いるか、いないかはそこで確認をしております。ただ、現時点でいるかどうかを入札前に一回一回、業者さんに問合せすることはしておりません。死亡される、転籍される、そういうこともあるでしょう。新たに雇うというケースもあるでしょう、ですからそこは一切見ておりません。

あと、指名委員会の中では、さっき言いましたように、そのランクづけ、それから工事内容、その中で、適当と思われる業者を選定しておりますので、この業者が今時点で業務受注がいっぱいだから除きましょうなんていう判断を町だけではできません。つまり、県工事もあります。町工事もあります。ですから、登録された業者さんをひとしく選定をして、入札に付すというのが今のやり方です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 副町長の説明だとすごく理解ができるんですよ、これ。申し訳ありませんが、ということで、確かにそうですよね。その入札の審査というのは、どのような期間で行われているか、例えば、今年そういう審査を行ったかどうかというのをお聞きします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答え申し上げます。

入札資格審査申請というのは2年に1回ありまして、今年がその切替えの年でございます。ですから、3月下旬だったと思いますけれども、出されました資格審査申請から事務方で評価点をつけて、基準点をして、ランクづけをして、それをこの2年間の取扱いでいいかどうかというのを我々指名委員会の中でしっかり精査をして、決定をしているということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 時間もちょっとありませんので、次の木の町コミュニティ館のほうに質問を移らせていただきます。

この木材に関する単価、これについて、もうちょっと具体的に説明できませんか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

若干、まだ見積合わせの前ですので、ちょっと回答できない部分もございますが、ご了承お願いしたいと思います。

見積りにつきましては、町内の製材業者さんから見積りを徴集をして、その中で、各部材ごとの単価を決定をしているというところがございます。製品につきましても、大きさがそれぞればらばらな大きさがございますから、それごとに見積りを徴集しているというところがございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 町内の各業者さんから、製材業の業者さんから、見積りを依頼しているということでしたが、一点だけ確認させてください。その業者というのは、森ネットワークに加入していない業者も含まれているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

森ネットワークに加入している業者でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、NPO法人の団体に加入している業者ですね、皆さん、その中を見積りを取っているということなんですね。それに加入していない業者からは、なぜ取らないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の木の町コミュニティ館（仮称）でございますが、そちらの建設工事に当たりましては、先ほど町長答弁にもございましたように、SGEC認証材ということで、今回、モデル事業の地域構想にございますSGEC認証材を活用して、木の町コミュニティ館を建設するというような目的がございます。そういった観点から、SGEC認証材を取り扱っているCOCの業者であります製材所さんのほうから、見積りを徴集しているところでございます。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁申し上げたいと思います。

馬場議員は、森ネットワークに参加のあるところだけというようなニュアンスで捉えていますが、我々そうではなくて、今、SGECの資格を持っている製材所なり、そういうところから見積りを取っていると、たまたまその方々が森ネットワークの参加者だったということで、そこから、その下にとということではなくて、結果がそうだったというふうにご認識いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 その言葉の表現ってすごく微妙ですよ、本当に。すみませんが、農林課長のあれだとちょっと誤解、私一瞬しましたよ。そうすると、前の議会で私が質問したときに、町産材は県産材よりも高いと言って、あれでしたんですけども、今回、木の町コミュニティ館、設計というのは、やはり従来どおり、県の単価を基準として、製品以外、施工単価です。これはそれで行っているんでしょうかね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今回の工事の関係なんですけど、ちょっとお聞きしたいのですが、これは木材に関することなんですか、それとも一般建築主体工事の施工、いろんな施工がございますが、施工に関すること、どちらでしょうか。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、私は施工に関する単価というのは、県の単価なのかと聞きましたので、施工に関する単価です。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

工事に関する施工の単価、積算につきましては、県の単価で、県の方針といたしますか、R I

BCというシステムを使っているんですけども、そちらのほうで設計をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そこで一つ疑問に思うのは、広く広まっている工法だという、縦ログ溝法、県のほうでもこの縦ログ溝法の施工に当たる単価というか、基準というものは定めているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

縦ログの部分につきましては、材料と労務を分けて、見積りでその部分を設計のほうに入れておりますので、ご理解いただきたいと思います。

県の設計の基準というものではなくて、材料と労務、それをその縦ログを作るための材料と労務を見積りで入れておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 縦ログの材料代と労務費を見積りでやって設計にしているということです。そういう回答です。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 よく、なかなか私が頭が固いんだか何だか分かりませんが、ちょっと理解しにくいのは、材料に関してはいろんな規格があって、それに合った、適合した業者が見積りを取ったということなんですけれども、労務に関してのその見積りというのは、どのような方を相手に見積りを取ったのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長、分かるように説明してください。

○月田 啓建設課長 縦ログの部分につきましては、確かに一般的ではないということでの特殊だというふうに思います。ですので、その部材を作るための材料と、それを作るための労務費、これを経験のあるところに見積りをいただいているというところがございます。ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 経験のあるところと言われましたが、私の見識がちょっと浅いもので、よく分かりませんが、1社しかないのではないですか、実際、どうなるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

すみません、今、どちらから見積りというところを、この場で公表していいものか、あとは、今手持ちにどこからというのは資料を持ち合わせておりません。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 このことについて長くやっていると、一番大事な木材の材の供給に関しての質問ができませんので、そちらに移させていただきます。

これから、工事を発注してやった場合、工事を請け負った業者はこれから資材を発注すると思うんですよ。そうした場合に、今も町内の製材会社の状況を見ますと、とてもだが、特別な木材を前もって買ってくれるかどうか分からない木材を製材して置いておくというようなその体力のある状況ではないと思うんですね。まして、今、ウッドショックです。関東のほうから相当町内にも買い付けに来て忙しいと聞いています。その中で、これから工事を請け負った会社が木材を発注して、それを本当に間に合うのかなというのが一番実は心配なんですよ。

今、コロナ禍でウッドショックというのは分かりますよね。外材が入ってこないもので、国内の木材が急激に需要が増えています。その中で、これが本当に大丈夫なのかというのが心配なんですけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まず、ウッドショックの影響で木材が入らないかということだと思いますが、ウッドショックにつきましては、米国におけますコロナ禍の影響というのもございまして、超低金利とか、そちらにおいて、住宅着工件数がかなり多いということで、今現在、木材価格の市況が高騰しているというところがございます。

特に、構造体によく使われます米松、米ツガ、こういったものがかなり高騰しておって、首都圏辺りのほうから問合せが頻繁に来ていているということもお伺いしております。

ただ、木の町コミュニティ館の材料調達につきましては、やはり今回の設計数量が約291立方ということで、約300立方に近い数字でございます。そちらにつきましては、昨年度から、今回、関係製材会社、関係会社さん、そういったところに事前にある程度、公表いたしまして、製材、山も、当然SGEC認証でございますので、FM認証ということで、町有林の材を活用するというので、事前をお願いをしておりますので、木の町コミュニティ館の建設には間に合うものと考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、事前をお願いをしているということでしたよね、町が。申し訳ありませんが、事前それをお願いしているということは、工事を請け負った会社がそ

れを買わなくてはならないというふうにならないんですか、その方程式はなっちゃうんではないですか、大丈夫ですか、それ。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の材料につきましては、やはり先ほど申し上げたように、300立方ということで、丸太にいたしますと約1,000立方、歩留りがありますので、1,000立方ぐらい必要かなというふうに見込んでございました。

そんな観点から、町有林、既に平成30年度から売っている場所もございまして、FM認証の関係で、そちらの山から材出をすると、さらには、COCの業界で起こることもございますので、製材加工会社さんのほうに、事前にそういった情報を公表しまして、町のほうで年間大体おおむね300立方ぐらい製材として必要ですので、そちらのほうの供給確保をよろしくお願いたいなということで公表をしているというところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 以前、議会で私が言いましたが、資材を、材料を町が支給という形でやるんだったら、それは課長の言うとおりでいいと思うんですよ。ところが買ってくれるかどうか分からない。あるいは、これあるからと言って、申し訳ありませんが、それ見込みで作らせたということに感じられるんですけども、どうなんですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

見込みということでございますが、ある程度、皆さん、今回関係している業者さん、全ての業者さんのほうにある程度公表しておりますので、そちらは見込みではございますが、ある程度の数字ということで考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 その説明の受けた取り方によっては、資材を買う選択肢がなくなるというふうにも感じられるんですけども、請け負った業者さんが、請け負った業者さんが自ら製材会社かもしれませんが、私としては、選択というものがあると思うんですよ。ところが、町がもう見込みで作らせていて、そこから買ってくださいというふうなことになっちゃったら、ちょっとおかしくなりませんか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回、製品として製材をしている会社につきましては、1社だけではないというふうに聞いておりますので、そちらは特に問題はないかというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 確かに、いろんな部材があると思います。はりもあると思います。角材もあると思います。だから、その私の想像するには、その団体に加入している業者さんが、多分、今のお話を聞く限り、分割してそれを請け負って、前もって作っておいたというふうに感じられるんですよ。

例えば、町の工事ですからね、町外から材料を買うというのもどうかと思うんですけども、そういう選択肢ができなくなっているということですよ、もう。完全にもうその業者さんが作ってあるから、そこから買って下さいというふうに何か捉えるんですけども、どうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 これを施工する木材の材料に当たっては、先ほども説明申し上げました町産材、JAS規格材、SGEC認証材と、これはかなり厳しい基準になっていると思います。ですから、おのずとある程度、限定されてくると思います。そうした中で、製材所ある中で見積りを取って、これらが適合する材を供給していただくというようなことで、こういうものを来年のコミュニティセンターには使わせてもらいますよということなので、それはご理解願いたいと思います。

ですから、そういう意味では、急にこれが市販の中にあふれているものではないわけでありますから、そういう意味では、町としては町産材、この3つの大きな規格の中でその材料を使うと、その方針をかためておりますので、そういうふうなことでご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 ちょっと説明不足があるのかなと思いますので、補足いたします。

今回、木材については、既に、今回、議決いただくとする工事に含まれているものではなくて、町が契約をして、部材を供給するという工事の仕方でございます。その辺の前段の説明がなかったのも、何か行き違いになっているかと思っておりますけれども、町が製材事業者、先ほど言いましたよね、森ネットワーク云々という話がありましたけれども、そこの業者さんからの見積りを徴取して、業者を決めて、町が調達して、建築に当たる事業者さんに部材を提供するという、そういう流れでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 もう時間切れだったもので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

14時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君の登壇を許します。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、登壇順序に従いまして、一般質問させていただきます。

2日間の一般質問の最後を飾るほど、いい時間に、有効な時間にしたいと思います。眠気も大分皆さんおそろいだと、そろっているというか、眠気もありますが、吹き飛ばすように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

1、コロナ感染症救済事業の検証を、3月上旬総務委員会は、コロナ感染症の影響に関する各スキー場との情報交換において、宿泊を受け入れる民宿、ペンションの多くがコロナ禍によって、受付を見合わせて、お客様からの宿泊先を見つけるのに苦労しているとの報告を受けました。万が一、新型コロナに感染したお客様を受け入れ、家族が感染する不安や心配がある中で、宿泊所が受付を見合わせていることは予想できた。

昨年夏、2021年シーズン開始までには、コロナ禍も沈静化し、通年どおりに営業できるとの期待から、いつでも営業できる体制として、スキー場のパンフレットや南会津に泊まって応援キャンペーンのパンフレットにも宿を掲載し準備してきた。

当然、夏頃からシーズンの受付も開始しています。しかし、シーズン開始の年末が近づいてもコロナ感染症は悪化の状況で、お客様を受け入れ、感染拡大の可能性を秘めた中での営業は、困難と判断、新たな受付を止めると同時に、既に受け付けした方には丁寧にお断りを連絡した民宿、ペンションもあります。

そこで、伺います。

1、町のコロナ感染症支援政策の中の南会津町新型コロナウイルス感染症影響緩和対策給付金の個人及び法人それぞれの当初見込み件数及びその予算総額は。

2、結果として、個人及び法人それぞれの申請件数及び実際に支払われた件数及びその総額、不交付だったその内容は。

3、その給付金要綱第2条には、対象月において営業の実態があることとある。上記のように受付をしたり、このシーズンに向けコロナ感染症が沈静化すれば、いつでも営業できる体制でいた民宿、ペンションが営業の実態がないと判断する理由は。

2、住民に寄り添う除雪支援で人口減少に歯止めを。この町の大自然を愛し、この町が好きになり、この町で暮らしたいと思ひ、この地に移住した方が多くいます。つまり、町が進める人口増政策のメインであるIターンの方々です。雪深いこの町の冬も認識した上での移住です。これまで、除雪機などを操作し、自ら除雪作業をしてきました。年を重ね、30代を超えた頃から、あるいは30代に近づいた頃から、その除雪作業も徐々に困難となり、結果としてこの町を離れ、都会や雪のない町に帰っていく方がいることも事実です。当然、Iターンの方々ではなく、地元住民の中でも、年を重ね除雪弱者となってこの町を離れる人も見受けられ、本町の人口減少の要因にもなっております。

そこで、伺います。

1、人口減少の一つの原因に上記のような高齢化し、除雪弱者となり、この町を離れる方々の存在の認識は。

2、町民のための除雪支援をさらに充実するための新たな計画は。

3、針生地区には40年近く前にだいくらスキー場ができ、しばらくして、何軒ものペンションができました。町道すぐ横のペンションは幸いにも町道までの僅かな距離の除雪で済んでいますが、町道から少し離れた私道沿いに建てた何軒かのペンションは、これまで30年近く自分たちで除雪をしたり、業者に依頼するなど、自分たちが除雪費を負担してきました。宿泊者も減少し、収入も減少する中、自分たちも年を重ね、除雪作業の負担も大きくなっています。

このように私道沿いに複数の住宅がある場合、私道でありながら、町道に準ずる形で町道同

様の除雪、住民に寄り添った除雪支援を強く望んでいます。田島地区のりんどう団地は、私道を町に寄附し、町道として地区内除雪に成功している例です。この団地の例と比べ、件数も少ないですが、私道の町道化も含め、町道に準ずる除雪支援の考えは。

4、上記の例に限らず、私道であり、対象者が1人であっても何らかの手段で住民に寄り添った除雪支援で、人口減少に歯止めをする考えは。

大きな3番です。桧沢川沿いにできた道路の有効活用を。平成27年9月の関東東北豪雨災害の被害を受けた桧沢川の災害復旧工事が完了しました。当初、工事が終われば撤去される予定の道路が、地元の要望により舗装された道路として完成しました。昨年秋にはその道路沿いに数百本のヤマザクラが植樹されました。最近では、その道路をウォーキングする住民の姿が多く見受けられます。

そこで、伺います。

1、2017年12月議会にて、桧沢川沿いの堤防を使ったウォーキングコースについて、私は質問しました。町長は、そのとき、町民等の健康づくりを含めウォーキングコースとして設定するためには、どのような課題があるのか調査、検討してまいりますと答弁しています。道路が完成した今、町の考えは。

2、町長はコースの途中で帯沢川や西ノ沢川により、堤防が分断される箇所があり、連続した形の利用が困難であると述べています。その帯沢川については、道路と河川の底との高低差の少ない箇所が一部にあることから、川底道路として通過できるようにする考えは。

3、この春、金井沢地区の上記道路の近くの未舗装の農道が改良工事によって、幅員5.0メートルの立派な舗装道路が完成しました。ここで農業をする農業者にとって、以前の未舗装の道とは比較にならないほど、便利で利用しやすくなりました。

金井沢地区のこの道路建設の看板には、中山間地域一般0201工事、発注者福島県南会津農林事務所農村整備課と記載されていました。建設主体は県でしたが、町内にはほかにも未舗装の農道が多くあります。特に、田島地域には目立ちます。この事業を使い、ほかの多くの未舗装の農道の舗装化を進めるべきだと考えますが、その事業をする中での実施条件などを含めた考えは。

○室井嘉吉議長 ちょっと待ってください、町長。

今、質問されました湯田哲議員に確認をしたいと思います。70代というところ、30代、30代と言っていましたので。

○10番 湯田 哲議員 30代じゃ現役ですよ。70代が近づいて、70代を超えて、訂正いた

します申し訳ありません。

○室井嘉吉議長　そういうことのようにございますので、よろしく。

町長。

○大宅宗吉町長　10番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めにコロナ感染症救済事業の検証をに関する1点目であります。新型コロナウイルス感染症影響緩和対策給付金の個人及び法人それぞれの当初見込み件数及びその予算総額はとのおただしであります。昨年6月22日から、9月30日までを申請受付期間として実施いたしました緊急経済対策応援給付金の給付実績等を勘案して見込んだ申請件数は、個人が90件、法人が30件、合計の120件であります。予算総額は、個人が1,600万円、法人が1,400万円の合計3,000万円としたところであります。

次に、2点目、結果として、個人及び法人それぞれの申請件数及び実際に支払われた件数及びその総額、不交付だった内容はとのおただしであります。初めに申請件数につきましては、個人が72件、法人が36件の合計108件、この申請がありました。

次に、交付件数と支払い総額につきましては、個人は68件に対して1,006万7,000円、法人は、36件に対しまして1,417万1,000円、合計104件に対して総額2,423万8,000円を交付したところであります。

なお、個人から申請のあった4件を不交付とした理由等につきましては、令和3年1月または2月の対象月に営業の実態が確認できなかったものが2件、給与所得等が大きく、収入の過半が事業収入となっていなかったものが1件、当初、不交付とされていた県の時短営業協力が交付されることになったことにより、交付後に返還があったものが1件となっています。

次に、3点目、感染拡大の可能性を秘めた中の営業は困難と判断し、新たな予約受付を止めたり、予約のあったお客様にお断わりの連絡をするなど、コロナ感染症が沈静化すれば、いつでも営業できる体制でいた民宿、ペンションを営業の実態がないと判断する理由はとのおただしであります。旅館業法第5条において、宿泊業者は、宿泊しようとする者が伝染病の疾病にかかっていると明らかに認められるときや、賭博等の違法行為、または風紀を乱すおそれがあると認められるとき、宿泊施設に余裕がないときを除いては、宿泊を拒んではならないと規定されています。

また、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に滞在していたことのみを理由として、宿泊を拒むことはできないとの見解が示されています。

なお、2点目で答弁いたしました営業の実態が確認できないことを理由に不交付とした2件

につきましては、南会津保健所に確認いたしましたところ、いずれも旅館業法に基づく営業許可を得ている宿泊業者でありました。したがって、自らの判断により予約の受付を停止したり、既に予約が入っているお客様にお断わりの連絡をしたことによって、売上げがゼロになった経緯等を踏まえ、交付対象期間は自主的に営業を休止していたとの判断をさせていただきます、不交付としたところであります。

次に、住民に寄り添う除雪支援の人口減少に歯止めをに関する1点目、1、人口減少の一つの要因にIターン者、地元住民が高齢化により、除雪弱者となることで、町を離れる存在となる認識はあるのかというおたかしであります。一般的に高齢者が町を離れるような場合は、高齢で介護が必要になったため、町外の親族の下に行く場合や、施設への入所で転出することが考えられます。

また、冬期間における自宅での厳しい生活を回避するために、館岩地域の高夕に短期入所される方や、通年を通して受け入れている伊南地域の尾白荘に入所する方、さらには町外の親族の下に一時的に冬を越される方もいらっしゃる、そのようにも聞いております。

高齢化が進む中で、除雪に対する高齢者の負担は非常に大きいものと、それは私も推察しておりますが、除雪だけの理由で、果たして高齢者がこの町を離れるというような方がいるのかということは、私はその話はあまり直接聞いていません。先ほど、申し上げましたいろいろな複雑な要素の中で離れる方はいらっしゃると思いますけれども、端的に雪が降って嫌だという理由だけで、ここの町から離れたという方は私は存じておりませんので、そのような認識であります。

次に、2点目であります。町民のための除雪支援をさらに充実するための新たな計画はどのおたかしであります。町では、町道の除雪とは別に、自力では除雪が困難な高齢者世帯などに対して除雪経費の一部を支援する高齢者世帯等除雪支援事業に取り組んでいます。

シーズン中に降雪が続くことで、除雪の要請回数が増えると対象者への支援が上限に達して要請できないといった課題もあることから、この事業をさらに充実させるために、課題等を調査し、要請する側と受託する側の体制等を整理、改善しながら、限られた予算の中で効率のよい事業実施に努めてまいりたいと思います。

なお、豪雪対策本部を立ち上げれば、また主要範囲が広がりますので、その点もご理解願いたいと思います。

次に、3点目であります。私道の町道化を含め、町道に準ずる除雪支援の考えはどのおたかしであります。宅地分譲などによる土地開発地内に道路が必要になる場合は、事前に業者等

から町に協議がありまして、町道の認定基準に合う整備等を実施していただいた上で、完成後に町が寄附を受けて、町道として認定したことはあります。

しかし、町内には、そのような事前協議がないまま開発などがされた道路、いわゆる私道があることも承知しております。現時点で確認できる私道のいずれも町道としての認定基準を満たすものではありません。

町といたしましては、民地である私道を町道に準じて公費で除雪することは適切ではないと、そのように判断しております。以前もこの相談をされたことがあります。これは、開発業者が利用者といいますか、購入者と、事前の中で除雪も自分たちがするというで、その別荘なり、何なりを建てて、責任を持ってやるからということで、入町されたというか、そういうような状況の中でやられてきたということなので、なかなか私道までやると、どこまでやるのかと、それぞれ今現在、敷地の広い人とか、また道路から玄関までの道路を持っている人、道路といいますか、庭を持っている人、そういうまた別な意味での大きな影響がございますので、今現在のところはそのようなことは、全てお話し合いの中で解決していただければと思います。

特殊な事情がおありの場合は、また、相談には乗ることも、それは不可ではないですけども、基本的にはそのような考えを持っておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、4点目であります。3点目の例に限らず、私道であり、対象者が1人であって何らかの手段で住民に寄り添った除雪支援で、人口減少に歯止めをする考えはとのおただしであります。今ほども申し上げました。議員がご指摘の私道や対象者であっても、他の私道と同様に扱うべき、そのように思います。3点目でお答えしましたとおり、民地である私道を町道に準じて、公費で除雪することは適切ではないと、そのように判断しております。また、それらの私道の除雪については、住宅の建て主と、宅地の開発業者、あっせん業者、私道の所有者がしっかり対応し、協議をして、解決すべきものと思っています。

なお、人口減少対策については、第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を基本に推進してまいります。

次に、桧沢川沿いにできた道路の有効活用に関する1点目、道路が完成した今、ウォーキングコースの設定について、町の考えはとのおただしであります。桧沢川沿いに完成した農道は、農林水産省の補助を受け、令和元年、2年の2か年間において桧沢地区の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善を機動的に実施し整備したところあります。

議員おただしの件については、本町の基幹産業である農業と地域資源とを活用した、極めて有効な手段だと考えております。現在の活用状況を見ますと、既に多くの方が朝夕散歩されて

いる、ジョギングされているような姿も見受けられます。引き続き、安全に留意し、利用状況を注視していきたいと考えております。

なお、この利活用につきましては、まだ、桜を植えたばかりで、まだまだ見栄えするまでもいきませんし、皆さん方から注目されるようになれば、おのずとそのような方向性になるかと思いますが、たしかにあれだけの長い沿川の桜を眺めながら散歩できるコースはそうないと思いますので、そうなった時点といたしますか、ある程度想定された時点では、そのようなことも町として計画されたり、あるいは地区の皆さんと相談させていただいて、そのようなことをされるのもいいのかなと、そのようには考えております。

次に、2点目であります。帯沢川について、道路と河川の底との高低差の少ない箇所が一部にあることから、川底道路として通過できるようにする考えはとのおたただしであります。私はこれはどうですかね。河床路みたいな道路、やっぱり1級河川の中でできると思いますか。ちょっと厳しいと思うのですけれども、私としては、これは最初は、農免道路でつなげたいと思いました。そうしているうちに災害が起きました。災害が起こる前ですけれども、道路の堤防を管理道路としてあそこに橋を架けてつないでいただくような方法も、県のほうにもいろいろ話を提案しました。

ですけれども、災害の管理道路というのは、重量制限がそんなに重くない、そういうことでそこに仮に橋を架けても、それ以上の強度の橋は架けられないから、例えば、いざというときの迂回路には使用ちょっと無理ですと、そのようなことを言われましたものですから、私としては、ここは一回、立ち止まって、それで農免道路とか、そういう形の中で造っていくのがいいのかなと思いました。

今、田島地区全体にその区画整理の話もだんだん湧き上がってきましたものですから、そのような折に、この帯沢川もあのエリアも区画整理と一緒にできれば、一番地域にも負担がかからない方法でできるのかなと、私はそのように考えております。

そういう意味で、なかなか提案をいただきましたけれども、県のほうには要望はしてみます。帯沢川については、福島県管理の1級河川でありますから、町の考えのみで河川内に道路を整備することはできないと思っています。要望はしてみたいと思います。

次に、3点目であります。町内の農道の舗装化を進めるため、実施条件などを含め考えはとのおたただしであります。平成26年度から、令和5年度にかけて、県営中山間地域総合整備事業により、農道整備を計画的に実施しているところであります。この県営中山間地域総合整備事業は、中山間地域の農業の振興と農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境基

盤の一体的な整備を行う事業であり、町内全体において、農業生産基盤の整備として、圃場整備や用排水路、農道などの整備、農村生活環境基盤の整備として、防火水槽や防災行政無線などの整備を行っているところであります。

農道整備については、15路線が計画されており、現在まで8路線が完成しており、今年度を含め令和5年度まで、残り7路線の完成を目指しているところであります。町内の農道整備に当たっては、地区から要望を精査し、幹線的な機能を有する道路や、輸送時の荷傷みの影響により、出荷用作物の品質低下が懸念される道路を舗装整備しているところであります。

以上のように、農道整備については、補助事業等を活用して、計画的に実施しているところでありますが、地区の要望や利用状況、今後展開される圃場整備も併せて検討し、実態に合わせた対応をしてまいりたいと、そのように思っています。

議員が、西部地区は道路の舗装が多いところ申されましたけれども、西部地区はほぼほぼ区画整理が終わっています。鶯巣地区今度始まりますけれども、そういう中で併せてこの農道の舗装もされてきたと。そういう経緯がありますので、田島地区が遅れているのは、これから区画整理、圃場整備事業が進めば、そのような整備も進んでいくものと、私はそう思っていますし、そうしていきたいと思えます。

以上、質問にお答えいたしました。具体的事項等につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 まずは1番の説明の中の数字、今メモをしていたんですが、実は、総務委員会で提出された商工観光課のほうで、日付のほうは6月21日から9月とあって、その数字のデータで町長が読み上げたのですが、僕もこの部分では、春、この冬季の中での実はコロナ、多分、全議員にも配られたと思うんですが、新型コロナウイルス感染症影響緩和についての実績、給付金のこの数字ではなかったんでしょうか、まるっきり違うような数字が読み上げられたものだから、ちょっとこの確認なんですけれども、ここには、業種別飲食店が10件、職業が42件、羅列して、合計104件という数字なんですけど、この表ではないんでしょうか、読み上げた数字がちょっと違っていたと思うんですけども、確認です。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

実績の数字だと思うのですが、先ほど、町長のほうからは、個人は68件に対して1,006万7,000円、法人は、36件に対して1,417万1,000円、合計104件に対して、総額2,423万8,000円を

交付したという答弁を差し上げたかと思えます。

総務委員会でお配りさせていただきました資料の下から2行目の合計のところ、104件で2,423万8,000円と、この数字と一致すると思えます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 そうですね。1番でちゃんと聞いていた数字を述べたんだね、ちょっともう2番の数字を引き継いだものだから、言っていることが何か違うなと思ったから、分かりました。目標は3,000万だったのが、2,400ということですね。申し訳ない。ちょっと勘違いしました。

じゃ、一つ確認なんですけど、数字、後半で言った実績の分の2,430、これはいろいろクリーニング業から、いろんな数字含めての数字なんです。まず、再問として、この宿泊業者42件、全域であったんですけども、この42件、方部別、確認分かりますか、受付が商工観光課なので分かると思うのですが、例えば、4地域の分の違いはどうでしょう。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

宿泊業で、42件ということで、給付額838万1,000円というような形でお示しさせていただいておりますが、田島地域につきましては8件、金額で言いますと175万4,000円、館岩地域につきましては28件、金額にいたしますと543万8,000円、伊南地域につきましては4件で92万6,000円、南郷地域につきましては2件で26万3,000円、合わせまして42件で838万1,000円という内訳になっております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 分かりました。

まず、この質問の中に長々と私が文書書いています。実際、報告の中では宿が見つからないということだったから、半分くらいは、これは推測で物を言って申し訳ないなんですけど、半分くらい、そこに登録では六十何件か、宿泊業に限ってちょっと質問していますので、ある中で、半分で30、予想はしていたんですが、42件なので、かなりの、ほとんど宿泊業がやっていたということには、ちょっと意外だった、よかったことだと思います。これはいい情報だったなと思って、今、報告のほう聞きました。館岩地区、かなり大きな件数ありますので、当然、それに比例して営業中の方がいらっやったということで、それも理解しました。

ただ、その後半で、営業の実態のない部分が、宿泊業者の法律でいうと、断つてはいけないと、その部分は意外な部分ではあったんですけど、決まりが決まりで、その分で言うと、例えば、

体調不良であるとか、結婚式が入っているからその日できませんよというイメージで、一切受付しなくても、受付できませんよというの、理由づけの分ではいけばこのコロナというのは、断つてはいけないというところの、その部分の法律的なことを引用しましたが、それをちょっともう一度確認お願いしたいのですが、要はコロナ禍、それで相手が、もし例えばこちらが都合悪いとかっていう文面も含めて、言ってないだろうと思うのだけれども、その辺のところもう一度説明お願いしたいんですけれども、断つてはならないがすごくショックであったので、ちょっとどうぞ、お願いします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

旅館業法で、第5条になりますけれども、第5条の第1項で、宿泊しようとする者が、伝染病の疾病にかかっていると明らかに認められるとき、第2項といたしまして、宿泊しようとする者が、賭博、その他法律行為、または風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき、第3項といたしまして、宿泊施設に余裕がないとき、その他、都道府県が条例で定める事由があるとき、こちらに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならないというふうな条文になってございまして、いろいろ私もインターネットとかで、調べさせていただいたんですが、今回の新型コロナウイルスの関係につきましては、宿泊者が新型コロナウイルス感染症の感染者が多く発生している地域に滞在したり、そのような地域に現に居住しているという理由のみでは、法的に宿泊を拒否することはできないというような見解だったものですから、町といたしましては、そういう見解で処理させていただきました。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 この作文の中には、やはり心配があつて、家族がなれば、家族もなるけれども、知らずに歩けばこの町にクラスターなる可能性、これは十分あります。これまでいろんな施設でもありましたけれども、その可能性が全くゼロなんてことはなかったはずだと思います。でも、今、課長が言われたとおりで受け入れれば、それは旅館法で決まっているというふうに、例えば、確実であることなんてことは、我々は読めない、この本質をもう少し言わせていただければ、この緩和策というのは、明らかに収入減になったので、町としては、町がありがたい、町が支援するために法人は50で、個人が20ということだったので、これは優しく何度もこうやっけていろいろ支援していただけるのはありがたいなっていう方もいたと思いますよ。

だけれども、その分ではいけば、売上げが減ったという状況を見れば、今言ったところで、断

ってはいけないと言ったら、先ほどの僕の言った作文自体は、全くこの人たちは旅館法にも従ってなくて、単に、心配があるだけくらいで、断ってはいけないなんていう部分が、却下理由の第5条、僕はそんなことよりも現実的に売上げが減ったことに対してフォローをやって、旅館法で営業ではないとか、あるとかの話ではなくて、例えば、この人は5年間ずっと過去からやってきて、常連さん、8割ぐらい、早めに予約する方々というのは、夏頃からやる人ってというのは、もう10年、20年の付き合いのお客さんですので、大体相手方も分かっている、そんな中で断るんですよ、これは何かっていったら、関東圏から来るのが8割以上、9割なものだから、その人たちの確実な顔ぶれも、云々も分かっているのだから、それに対する不安がよぎるのは当たり前ですし、もう一つ言わせていただければ、旅館業というのは、レストランとかと違って、1つの宿で12時間以上、同じ空気を吸うんですね。ホテルみたいなコンクリートなのか分かりませんが、そういう意味では不安はさらに、お風呂が一つだったり、男女別かもしれないが、そういう意味では、そういう観点から言うならば、今の第5条を引用して、これで断ってはいけない、あんたは商売の分ではこれには当てはまらない理由に引っ張ってきたこと自体が、僕は驚きでした。

この人たちは、営業が、例えば、たまたま1組受けても大丈夫なんですね、1月で1組、これは常連さんで、20年で、いつも顔も知っているし、いつもあの人はジョギングしたりして健康だから、間違いなくあの人は受け入れようということもあります。それだったら、商売になっているからこれに該当するんですけども、明らかにその人たちは、外れたのは数件らしいですね。それは本当によかったことです。除外された、却下された何件かというのは、そういう理由で言えば、不安やいろんな心配事で断ったこと自体は違法だという、5条を引用するってそういう意味だろうけれども、この分を救済しようという方向の、せっかくの町の支援の中で、少数派かもしれないけれども、それについて、番外したら、ちょっと違うなと思うのです。5条を引っ張ってきたのは、ちょっと僕には、5条を覚えてしまいましたね、僕。旅館法、断ってはいけないなんてことは考えられないんですけども、要は支援ではないか、寄り添うものではないのか、寄り添っているんでしょうか、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員も質問の中で、お客様を受け入れ、感染拡大の可能性を秘めた中で営業は困難と判断し、これ、ここは旅館業としての法に触れてくる部分だと私は思いますよ。そして、新たな受付を止めると同時に、既に受付した方も丁寧にと書いてあるけれども、いずれお断りしたことには

変わらない。やっぱりそういう中でも、自分は感染する可能性があるかもしれないけれども、自分はペンションなり、民宿なり、旅館をやって、それを受け入れるしかない、そういうふうに営業努力をした人と、自分の判断でそうしたっていう人と、やはりこれはその旅館を経営する側と、それからそのほかの側から見た両側から見た判断が必要だと私は思いました。

そういう意味で、今回は不交付というようなことで、私も判断しました。ですから、やる気のある人は、それで営業が減収したのであれば、それは支援の条件にはまりますけれども、自ら営業をやらなかったというのは、自らの意思で減収になったわけですから、これは今の事業には該当しない。そのように町としては判断しましたので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 説明不足でした。この文書には、それしかないですよ。ただ、年末にしていたらば、例えば、自分の隣席でお客様のほうから、今回、親族がなって断る場合の電話、これは実情は分からないけれども、その場合だったら通る、だけれどもその分に関しては証明もできないですよ。何を言いたいかという、自ら旅館業をやっている人たちがノーと言う場合もあれば、年末になってキャンセルなんてありふれたことです。2月と3月までの受付も入っていますよ、夏、秋頃のは、それ今町長言われたのは分かりますよ。要は自ら商売を投げ捨てているのではなくて、あちらから来るケース、年末いっぱいありましたよ、G o T o キャンペーンで県以外だった部分、僕はただこの部分だけ取り上げて言っているけれども、例えば、その人がノーだ、今回、都合でコロナでうちの遠縁とか、あるいは接触者になったので断る、これはあり得ますよね、あり得る話ですよ。だったら、その部分に対してどうなんだという話です。この部分だけ取り上げてそう言っているだけの話、その場合はどうですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

あくまで、ここに困難と判断し、受入れを止めたと書いてあるんですよ。ここなんです、ですからキャンセルされたのは別です。本当にキャンセルされて減収になったのであれば、それは私だってそれは認めますよ、自らの意思でやめたって言っているんですから、これは、我々、そこの部分では、やっぱり一生懸命努力して、それでもなおかつ減収したのであれば、それは町の支援します。自ら営業しないのに、減収したから町の支援をくださいっていうのは、ちょっとこの基準からは外れますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 この証明はどうだか分からないけれども、今の部分はここを強調し

たものだから、今言ったとおりで、こちらから電話して、年末に電話来るか、いいですか、ここだけ言わせてくださいよ。年末になってキャンセルってこれはあるんですよ、ありますよね。これはたまたまこのことを引っ張って、ここを突出して書いてあるけれども、向こうからキャンセルなんて、これもあり得ることですよ。その分の証明ができないから、何も言えないんだけれども、いや、もちろん受付帳見れば分かるんだけれども、これはやめましょう。大丈夫です。その分と言えば、寄り添っていないと思います。自らの分、あるいはお客さんからのあるケースもあるわけだから、それをしっかり確認すべきであるものだと、僕は思っていますよ。

じゃ、課長から。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

先ほど、旅館業法第5条を引用させていただきましたのは、営業の実態がないと判断する理由はと聞かれたので、それを用いさせていただきました。経緯等をご説明させていただきますと、実際に、売上金がゼロでも交付した件数は5件ございます。売上金がゼロの宿泊業者の方に、全て電話等で問合せをいたしまして、営業を休止してゼロだったのか、それとも例えば、予約は入っていたんですけれども、キャンセル等があつてゼロになったのかとか、あとは前後の月も売上金がゼロなのか、売上げがあつたのかとか、そういうやり取りをさせていただいて、もう前後もずっとゼロ円で、感染が怖くて自分のほうから予約受付断ったりしていたんだよというところについては、そういう判断をさせていただいたということなので、キャンセルあつて、営業していたのにキャンセルになってゼロになったところまで救わなかったという、そういうことではございません。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 言っていること分かります。

例えば、こんなことですね。例えばですよ、例えばじゃないかな、春に夏の子供たちの合宿の予約が入りました。これは入っていました。これは自分のことなんだな。それは、どういうことかという、4月になっても落ち着かないので、これは10年来の子供たちですよ。それこそ「むし・ほし・いし」毎回来るので、すごい子供たちが騒いでいろいろやっていく方の実際の例を引用するならば、それは4月上旬に入って、今年もどうなるか分かりませんが予約します、7月、8月に3泊で大人数でいろいろ楽しんでいきます、この大自然を。

だけれども、この方、6月上旬、要はこの状況だとこれは受けられないから、僕ももちろん納得していますけれども、当然、そうですね、こんな世の中だから、こんな状況だから分かり

ませんし、子供たちを離す両親にしては、心配だから、今回はないことにしましょうねって、また機会があったら来年落ち着いたらやりましょうねというやり取りをしていますよ。

なぜ、これを引用したかというのと、この状況というのは、この中にあったか、先にやったか、親切なのか、向こうから来るかなんていうのは、Go Toキャンペーンで年末に移動しなかったら、受付していれば、ずっとそのまま残りますよ、予約帳に、だから言っていることは分かりますよ、先に言ったあんたが悪いの話、自らなんだけれども、その心配の分では、時間の前後はあるかもしれない、実際、それを僕は証明できないかもしれないし、それはいいんだけど、それだけ言わせてください。そういうケースもあったはずだって話。その違いが自ら親切に電話したのか、向こうから来たのか、向こうから来た件が1件あれば、それは課長が言われたとおり受付しましたっていうことになります。

だけれども、この受付ってというのは本当に常連さんで、20年以上付き合っているのに、本当に苦渋の断りでもあるし、その意味では、向こうは納得しますよ、その次に会ったら、この状況ですから大丈夫ですって言いました。ただ、それだけは言わせてくださいよ。自らの違いと、売上の減少と、向こうから来る分のそのずれ、その分の差は旅館業的には断った、それは不届き者かもしれません。だけれども、僕はそんなことは思っていない、我々がうつるか、うつらないかなんていうのは、もちろん可能性は十分あり得た話だから、その意味では、ただ、一つ、最後にこの質問で言わせていただきたいのは、さほど影響がなく、交付されたのが多かったことは幸いでした。この質問は終わります。くれぐれも断ってどうではなく、向こうから来たのはオッケーだったこと、実際にはそれはもちろん旅館法ではありましたので、その件も了解しましたので大丈夫です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 この件、かなりその件にこだわって、そういうことでこだわっていらっしゃるようですけれども、やはり物事を進めるためには、約束事とか規則があるわけですよ。ですから、もともとの原則のところを曲げてしまうと、よほどの事故とか、そういうことでない限り、やはりただ皆さん申請してください、交付しますだけの話になっちゃうんですよ。

今回も、それは微妙な絡みかもしれません。中には疑うわけではありませんけれども、実際、自分から断ったけれども、営業をやっているけれどもみんなキャンセルされたと言われた人もいるかもしれません。いるかもしれません。ですけれども、やっぱりこういう文言の中で、正直にこういうふうに言われた方、そういうふうになったらそう判断せざるを得ないということは現実です。

ですから、私としては、町としては、できるだけ皆さん方の厳しい状況をどうやって救う、手助けできるかと、それが基本です。ですから、交付しないことを条件に、難しい条件をくっつけているわけではなくて、最低の条件を皆さん方に履行していただいて、そして、町の支援をさせていただくというようなことなので、その本旨の部分は曲げないように理解してほしいと思いますので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 大丈夫です。幸いにも本当に結構、8割はいかないけれども、7割ぐらいはそうやって給付されたことでありますので、それは成果、支援を高く評価したいと思います。

次に、2番目なんですけど、移ります。

この除雪の部分、先ほどは、都市計画の中というか、自ら業者が、例えば、建て売りなんかする場合に、それを正確に町道に準じた形で整備しながら、町道に寄附するというような経緯、あるいは事前にそういう計画を立ててあった場合には、町道としてももちろん受けて、町道としてやるということだったんですが、この質問について再問、もう一つなんですけど、先ほど町長は、これを理由に、除雪が大変だからって言って、介護が必要だったケースがあって、除雪が独り暮らしでいる部分に関して認識がないというのはちょっと意外でした。

要は、独りで老いたお母さん、よくお母さんのケースで、お母さんのあれなんで、僕なんか同じ地区にいと、母親がもうこれ以上一人で、ご主人が亡くなられたので、一人では置けないと、元気ですよ、夏は畑なんかやっているんですけども、このままこの地区に置いても、除雪も大変で、土日に帰ってきて除雪するのも限界だから、うちに、自分はほかにうちを建てているんですけども、それで移るんです。

ですから、町長が認識ない部分については、ちょっともちろんそういう人に出会わなかったんだと思うのだけれども、これは結構、別に介護になってから、もう動けなくなったから、この町を去るとかではなくて、この雪というのは、本当に子供にとっては、この町に一人で置くことなんて、それはすごく大変ですよ。除雪支援もありますよ、町のいろんな政策があるけれども、一人で置くのはやっぱり心配だ、冬のことが心配だという、この認識について、ないというのは意外だったと、これは執行部のどうなんですかね、これは聞いたことないですか、この例については。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私としては、それだけの単独の理由で、引っ越されたという話は聞いたことがないと。だから、先ほど申し上げましたように、介護とか必要になって、まだここで暮らせることは暮らせるけれども、やはり身内が、要するにいますから、親戚がいるからって引っ越していかれた方の話は聞いたことがあります。

実は、除雪支援事業もそうなんです、これも私、いろいろ除雪の応援の仕方、本当に細かく言うと疑問を持っている部分があるんですよ、同じ町内にいて、親を独り暮らしにさせておいて、親ができないからといって、町のお金で支援するわけですよ。その身内の人、元気でいる人、同じ町内にいてできませんっていうのは、私は逆に無責任だと思うんです。ただ、そこまでやってしまうと、本当に限られた人になるから、そのところは、同じ町内の人ということで、町としては認めているわけですよ。

これは、住宅の開発をするにしても、何にしても、じゃ、どんな山奥に行っても、私道を造って行って、どんどんやって、ここに俺が住んだから、除雪してくれと言われても、町はできませんよ、水道を引いてくれと言われてもなかなかできません。

ですから、それぞれのやっぱり常識のある中で、やってもらうしかないし、私は今言われている人たちも、ここは販売した業者が除雪を責任を持ってやるからと、そういうことで契約の中でやって、そして今までやってきたから、こうして生活できている。できなくなったら、町にお願いするのではなくて、やっぱりできなくなったらどうしたらいい、とにかくいいかということ、その当事者同士でまずは相談すべきことだと私は思うんです。

それはかなり距離のある話かもしれませんが、今相談されている方はね。だけれども、現実的に30メートル、40メートル道路から離れているうちはいっぱいあります、町内にも。じゃ、その人たちはどうするのの話になるんですよ。

ですから、そういうようないろいろな場面を考えて町は判断しなければならないので、なかなか簡単に分かりましたと、やりますと言えない部分でもありますので、ただ、その苦勞は分かかります。苦勞は分かかりますから、そういう意味でよくお互いに話し合っ、どのように解決したらいいのかということ、まずは相談してほしいなと私はそう思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 この部分に関しては、確かに例えば、建て主というか、業者が、そのためにぜひ面倒見ますよというやり取りもあったんだと思うんですよ。負担も年間どのくらいの金額か分かりませんが、やるよという形で来て、地代を払って、除雪費払ってですから、多分、当時は若かったし、お客さんもいたから、負担でもなかった時代もあったんだと

思いますよ。

今の状況だと、僕はこれは、彼らの立場になってみれば、こんなことなんです。例えば、町長言わせていただければ、これは結構の高齢の方いるんです、中には。だから、除雪支援の高齢者支援のほうにも対象になる方います、中には。だけれども、こういうことなんですよね、僕がドーザー町道来て来ますね、そうするとそのときに別の業者がそこを子供とか何かも、お孫さんなんかも生まれたりして、多分今、どのくらい大きくなったかな、そこぐらい家庭もできたりして、増えたところも1件ありますね、人数、家族がね。そんな意味では、この町で保育所に通ったりしている、保育所に行っていると思うんだけどそういうのを考えると、応援したくなるじゃないですか。応援たって、好きで住んだからおたくたちがやるべきだとかじゃなくても、家族が増えて、3世帯なんですけれども、そんな意味では、こういうことなんです、町道ではないけれども、除雪支援である個人にお願いすることができるんです。できて、例えば、除雪業者が来てやるんだけれども、町道のドーザーが来ているから、その今言った、結構距離もまああります。頼めば、時間差で、8時か9時か分からない、6時頃来るのか、逆か分からないけれども無理ですよ。個人業者が多分飛んでくるのは無理なんです。針生の場合だと遠いから、まして高齢者の方だから、そんなに給与もないけれども、そういう人たちにとっては、何かで協力しながら早めにやるのかどうかあれなんだけれども、そういう意味では、それを使った中で、ドーザーですから、先ほど公の公金を使ってって言いましたけれども、この受益者負担の中では、この施設の予算は分かりませんが、ドーザーを使った形、町道の機械が来ているので、昔だとGPSもなかったから、買えたかどうか分からないけれども、何かやり取りはあったのかなとそんなふうに昔、田島時代に聞いたような気がしますけれども、その分でいえば、その脱線もできない部分でいえば、今言った、町長が言われた公金を使って町道をやっているやつはできないではなくて、町道がそこから行く何十メートルは、受益者の中で個人にあって、9時、10時ではなくて、公のドーザーを使うんだけれども、その分の時間帯がどんな計算式かは僕は分からないけれども、その分の1割とか、支援の中の予算の比率が分かりません。そういう考えはできないものかという考えもこの質問のときに考えたんですよ、要するに受益者ですね、公平性がないから、私道が多い場合もあるので、そういう考えはできないものか、それは町道の除雪に支障を来すような、永遠やっていることではなくて、この状態に、縦なら、横ならの話なんです。で負担はもちろん個人の分でいえばという話なんです。この辺の相談は、先ほど事情があったら相談を受けるということで、町長が言われたので、そういう考えはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 ちょっと、すみません、今、議員の言葉がちょっと聞き取れなくて、言っている意味がよく分からなかったのですが、例えば、町道の除雪をやっているドーザーで私道をやったときに、料金をもらって、その私道の除雪をできないかっていうことですか。

○10番 湯田 哲議員 そうです。そういう考えです。

○大宅宗吉町長 それはちょっとどうでしょうね。時間的なこともあるし、公道はやっぱり優先しなきゃならないし。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 町道の除雪で、もちろん通勤の人もしゃるけれども、その分で行ったときの今言ったとおりです。さっき僕言いましたよね、それによって5分、6分ではなくて、ドーザーを大きいですから、そこまでの道を押すのか、それはいいんです。その分の話です。

○室井嘉吉議長 10番議員に申し上げます。

端的に、短く言ってください、長く言うから訳分からなくなりますので。

○10番 湯田 哲議員 そうですね、脱線はしてないつもりなんですけれども。

○室井嘉吉議長 趣旨が明確になれば、それで結構だつていうふうに思いましたので、明確に。

○10番 湯田 哲議員 今のを繰り返せば、高齢者支援の中で、別業者、除雪、実際来ます、屋根の雪だったり、玄関の雪を掃きに来ます。実際、これに除雪を頼めば、時間の負担もあれば、通学には間に合わない部分もある、だけれども、ドーザーが来ているので、6時代、5時代、早いですけれども、その中で、そこを一かきという表現も本当に失礼ですよ、いいかげんだなと思われるかもしれない。だけれども、これは不可能ではないし、そこで30分、40分、走行するわけではないんです。その分の話、それができないかっていう話です。

○室井嘉吉議長 10番議員、あなたの質問は、要は町の除雪機で、個人の部分もついで仕事でやって、その分を町に金を払うから、そういうことできないのかということでしょ。町長、そういうことのようなので。

町長。

○大宅宗吉町長 じゃ、明快に言います、無理です。

そうですよ、だって一軒一軒みんな手を挙げられたらできないですよ。うちの玄関までやってくれと言われたらできないでしょ。ですから、やってあげたい、個人的にはやってあげたいですよ、重々雪のつらさは分かりますから、ですけれども、やはりちょっと私はどう考えても

やりますとはこの場で言えません。それはご理解願いたいです。

ですから、先ほど関係者同士がそういう条件で来られたんならば、それが厳しくなったらな
ったようにまたお互い話し合っていたいただければ一番いいですよ。そうして、まずはそうして
ほしいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 寄り添った部分で、大丈夫ですよ。要するに公平公正の中では不公
平が生じる事件でしょうから。気になるころだなと思います。

それでは、この部分については無理だということで、3番に移りたいと思います。ラスト5
分なんですけど、早口で回りますし、聞きづらいところあるんですが、もう少しお付き合いくだ
さい。

これは、2017年、4年前にちょうど質問したんですけれども、本当、よくなって、先ほど、
町長答弁の中にもありましたけれども、本当に4日前の日曜日かな、日曜日になると増えるん
だね、ご夫婦で歩いている人、間違いなくご夫婦だと、恋人ではないな、ご夫婦で歩いている
同士の方が、僕ちょうどあそこに田んぼを作っているの、毎朝行っているの、必ず歩いて
いる方、必ず2人で歩いている方、先日は、高齢者の方がシルバーカーを押しながら、田んぼ
を見に来たなんていう方がいらっしゃいました。

これはすごく、先ほどいろんな計画に基づいてやっているということだったんですが、もう
革命というぐらい、すばらしい幅員5メートルの、まず堤防沿いの話からいきますか、これも
すばらしくて、あまり幅が広くないから、みんな本当に河川沿いのカーブに沿っているの、
そんなに暴走車はもちろん無理だから、ジョギングとかサイクリングにも適している分で、本
当に走って、最高の道ができています。

まず、先ほど、町長言われました、県に要望を一応するというので、そこの話をちょっと
質問させていただきます。

現場は、担当課はこれを見に行きましたか。帯沢川のその僕の川底道路、川底道路について、
現地ちょっと確認したでしょうか、確認です。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

現地のほうは確認させていただいております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ここちょっと集中して言わせていただければ、あそこは本当に目の

前です。先ほど町長が言われた堤防沿いのあちらは、二、三十メートルかな、とんでもない距離ですね。高低差がめちゃめちゃあります。ところが、今、農免道路という言葉はおかしいけれども、今、先ほど言った幅員5メートルが終わった地点のすぐそこが河川ね、帯沢川なんです。そこは、取水口です。堤防取水口で、水門が対岸、田島側にあるんですけれども、その川底との差は1メートルちょっとしかなかったです。そして、そこからどんと多分五、六メートルぐらい落差で落ちていっちゃっているんです。

僕が確認しているのは、その川底道路があまりにも低い、高低差がないので、こんなに下がるのではなくて、ほとんど水平で下がって、荒海方面にもありますよね、川底道、あれなみに低いということなんです。この部分につける実現性はどうでしょう、その県のほうに要望すると言いましたけれども、この川底道路、高低差のない、1メートルくらいしかない、その先に下りれば、8メートルぐらいになる、五、六メートルになりますけれども、どうでしょう、要望した場合に。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

河川の中の構造物という形になろうかと思いますが、具体的な、設計案ですとか、案がないと、県も許可できるかどうか、その判断は具体的なものがないとできないという回答でございました。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今、建設課長の話だと、もう既に県にも打診は一度したという確認なんですか、その辺、ちょっともう一度。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

この場所に、占用物を設置することは可能かどうかというような話での部分で確認はしておりますが、内容によっては大丈夫というような話で回答いただいております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 可能性の話ですけれども、ぜひ行ってみると、対岸の距離も10メートル以内、帯沢川って今水量少ないので、もちろん洪水のときは無理ですけれども、今だと本当水どこを流れているのぐらいの感じで、田んぼに使っていることなので、あれですけれども、本当にあつという間に対岸に行けるような形で向こうにちょうど今言った桜並木のまたあれが

ありますので、帯沢川あっちに出るよりははるかに、目の前にその道路がありますから、先ほど言った堤防に架けるのは、ちょっと予算も億単位になるぐらい高低差もあるので、距離もあるので、じゃ、ここの部分に関しては、僕はちょっと教育長にもこのところを使って、マラソン大会的なものとか、そういう意味では、ちょっと質問したかったんですけども、かなりいい景観だし、ちょうど桧沢小学校の対岸だったりしますので、そういう部分に関して、言おうかと思いましたが、24秒までオーバーするとあれなので、ぜひ、今後とも、町民に寄り添った政策をこれまでどおり、そしてそれ以上に進めてほしいなと思います。

終わります。ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、10番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了をしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会といたします。

明18日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございます。

散会 午後 3時46分

令和3年第2回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

令和3年6月18日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 委員会提出議案第3号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第44号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第45号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第46号 南会津町あらかい健康キャンプ村条例を廃止する条例
- 日程第 5 議案第47号 工事請負契約について(木の町コミュニティ館(仮称)建設事業建築主体工事)
- 日程第 6 議案第48号 工事請負契約について(木の町コミュニティ館(仮称)建設事業電気設備工事)
- 日程第 7 議案第49号 物品購入契約について(鳥獣被害防止施設資材購入)
- 日程第 8 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について(会津高原南郷スキー場)
- 日程第 9 議案第51号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第52号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第53号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第54号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第55号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第56号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第57号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第58号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第59号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第60号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第61号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 報告第 3号 令和2年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第21 報告第 4号 令和2年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第22 議案第62号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第23 議案第63号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 令和3年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について（総務委員会）
- 日程第25 令和3年陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書（文教厚生委員会）
- 日程第26 議員提出議案第1号 議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する決議
- 追加日程第1 委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 委員会提出議案第5号 被災児童生徒就学支援等の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 議員派遣の件について
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
6番	渡 部 訓 正	議員	7番	丸 山 陽 子	議員
8番	湯 田 良 一	議員	9番	大 桃 英 樹	議員
10番	湯 田 哲	議員	11番	高 野 精 一	議員
12番	山 内 政	議員	13番	菅 家 幸 弘	議員
14番	星 光 久	議員	15番	楠 正 次	議員
16番	室 井 嘉 吉	議員			

欠席議員（1名）

5番 室 井 英 雄 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育課長	小寺俊和	総務課長
星良栄	総合政策課長	鈴木秀和	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	馬場誠	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により、欠席届のあった議員は、5番、室井英雄君であります。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしくお願いいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、また、その範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎委員会提出議案第3号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第1、委員会提出議案第3号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、議案第44号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第45号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第46号 南会津町あらかい健康キャンプ村条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 条例の改正の説明書、ちょっと確認しておきたいのが2点ほどございますので、ご答弁をいただければありがたいと思います。

一つは、度重なる豪雨災害や有害鳥獣による被害、こういうふうに記載しておりますが、その度重なる豪雨災害の状況、いわゆるどのような状況なのか要点だけでも教えていただければありがたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

4番議員から、ただいま質問ありました豪雨災害につきましては、先日の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、裏山の土砂崩れ、また土砂崩れによる立ち木の倒木、さらには取水、水道といいますか給水の取水口となっております取水口が大雨により流されまして、目詰まり等起こして水が使えないようになってしまったというような状況をこちらではさしております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただいまの説明は、この前の説明と全く同じなのですが、この災害がいわゆる下流に、あるいはその周辺地域に及ぼす影響はどの程度考えていられるか。それは、復旧する必要がないと判断してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

まず、取水の給水の関係につきましては、その給水施設を使用しているところがあらかい健康キャンプ村だけとなっておりますので、周りに与える影響はないものというふうに考えております。

裏山の土砂崩れ及び立ち木の倒木等につきましては、その土地が荒海財産区の所有の土地というふうになってございますので、町の判断だけでそれを直すということもできませんし、あとはその倒木と土砂崩れの落ちてくる場所については町有地の敷地の中というふうになっておりますので、それ以外の関係する方々に与える影響というのはないものというふうに考えて

おります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、災害という言葉を使った場合に、分類がありますよね。いわゆる自然災害なのか激甚災害なのか一般災害なのか。これは、どこの土地の所有であろうと一般災害の場合には、災害復旧というのがあって、その程度によって復旧工事が入る。それは、下流のいわゆる住民、あるいは耕作地等があれば耕作地等の影響に支障がないと、こう言い切れる程度の災害だと、こういうふうに認識してよろしいですね。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

私も専門的なことはちょっと分からない部分あるんですが、影響がないといえますか……。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

あらかいキャンプ村の土地の形状を見ますと、そこで独立しているというか、下流域に影響を及ぼす土砂の流出とか倒木による影響はなかったというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 この災害に対する認識の問題だと思うんですが、ここで言うその度重なる災害と、こういう表現を一般的に私たちが捉えると、度重なるということは災害が繰り返されているというふうに受け取らざるを得ない。災害というのは、最初に起きた状況が度重なる、繰り返されることによって大きくなっていく。通常の場合。こう考えられる。

そこで、お尋ねをしたいんですが、これはいわゆる担当する災害、それは森林なのでしょう。ですから農林課なのかもしれませんが、その部署が確認を取っていますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

災害が起きた場合においては、農林課の職員の中で公共施設、特に林道や堰等、そのほか森林ということで確認のほうはしているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただいま話題になっているこの場所を確認しているかということです。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

そちらの場所につきましては、我々農林課の職員の荒海財産区担当のほうで確認をしてござ

います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、確認した担当課としては、ここはいわゆる災害復旧する必要のない程度のものであると、こういうふうに認識しているというふうに理解してよろしいですね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

山林の災害につきましては、人家等がある場合もございますが、基本的には災害ができないといえますか、保全対象とならないというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしましたら、その災害で災害復旧するという基準をお示しく下さい。例えば、人家から何百メートル離れている場合、あるいは公道から何メートル離れている場合、どういう場合に災害復旧の対象になるかお知らせください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 今現在、手元に資料ございませんので、お答えはできません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 可能であれば、後で教えてください。

私が一般的に災害という言葉を知ると、その自分が当面した、いわゆる見た、現場を確認した、それをイメージするんです。大体の人がそうだと思います。自分の経験則に基づいてイメージというのはつくり上げる。ですから、これが下流域に住んでいる方々に影響しない。つまり大雨が降っても倒木が河川に入って、それが障害となってあふれるということもない、こういうふうに今の説明では取らざるを得ないんですが、そういうことも含めて大丈夫なんですと、現在のところ大丈夫なんですと、こう言い切れますね。それでよろしいですね。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 議員おただしのように、下流域に対する影響はないものというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 状況については認識を変えさせていただきました。その上で今後、地元の住民の人たちがその現場をどう捉えているか、私なりに聞き取りをさせていただきたいというふうに思います。

次に、この大規模改修が、給水設備等の大規模改修が必要であるなど、こう書いてありますが、この大規模改修というのは金額で決まるのでしょうか。それとも工事の期間で決まるのでしょうか。あるいはまた、技術の在り方で決まるのでしょうか。教えてください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

取水口からその水を使う台所とか、そういったところまでの延長がかなりございまして、その水、どこまで、取水口だけが詰まっているわけではなくて、土砂崩れ等で一部そのパイプ部分も流されたりとか、そういった部分もありますので、正直、全て調査、見積り等を取って幾ら金額がかかるとかという調査までは具体的にしておりません。

ただ、簡単に直せるような工事ではありませんよというようなことで、現状を確認した際にそういった話だったものですから、この改正等の説明書に記載についてはそれを元どおりに使えるような状態にするためには、かなりの工事がかかるというような意味合いでそういう表現を取らせていただきました。

○室井嘉吉議長 湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これも先ほど申し上げたように、言葉とか文章というのはその人が今、お話があったように、感じているものが言葉になっている。しかし、受け取る側のほうからすれば、またその人とは違うんです。そういうときに、やはりそんなにその細かい基準とか定義は設ける必要はないんですが、ある程度の指標というものをつくっておかないと、その状況によって解釈やあるいは言葉の意味合いが変わってくる。

例えば、大規模というのがあれば中規模というのもあります。小規模というのもあります。じゃ私の見た場合の大規模というのは、例えば金額で言えば1億以上のお金がかかるのか。これは本当に今、例を取って言っているだけです。だから、参考にはしないでください。

あるいは工期で言えば、1年以上かかるものを大規模と言うのか。そういう指標をできるだけ定めながら、それぞれ行政機関が言葉として、あるいは文章として用いる場合には、できるだけ相手に誤解のないような、あるいは相手に勘違いを与えないような表現にすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今、議員からご指摘いただきましたが、今回のケースにおいてどの程度のものが大規模、中規模、小規模というような区分けをしているものではございません。確かに漠然的に大規模な、規模が大きいというだけで大規模という表現をしたものと思います。今後、

そういった場面があれば注視していきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる行政機関が通常当たり前に使って、当たり前に情報を共有することが町民にはそうでないという、そのギャップがあるということをぜひ押さえておいて、それで町民の方々からできるだけ不満やあるいは不愉快感が発生しないように整理をしていただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第47号 工事請負契約について（木の町コミュニティ館（仮称）建設事業建築主体工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 昨日、2番議員、馬場浩氏から一般質問されたのを真摯に聞いておりまして、私は大きな気づきを得ました。それは、ともすると自らが知識のない、知識が不足している、そういう実態にもあるにもかかわらず、その状況にしっかりと向き合わない、やり過ぎてしまう、こういうことがあるということを感じさせていただきました。その反省を込めまして、今回少し質問をさせていただきます。

まず、第1点は、その一般質問のやり取りの中で、木材は町がいわゆる別途支給すると、こういうお話があったんですが、もし町が別途発注する、いわゆるこの入札の中には木材、いわゆる材料としての金額が入っていませんということになると、それは町が別に発注するとすると、それはいつどうやって発注したんでしょうか。議決事項ではないんでしょうか。お聞かせください。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

今回については、SGEC認証というような特殊な材料を用いて建築をするということございまして、限られた地域から出る、つまり町有林だけが認証を受けていますので、町有林から出る木材を使って建てるというような特殊性がございます。

そういう意味で、建物工事の建築、主体工事とはまた別に材料の木材の建築構造材と調達、製材に関する業務を別建てで進めているところでございます。

本体工事の議決との関連もございまして、これらの発注行為はこれからでございます。おおよその金額については、4,700万円程度ということで議会の議決案件ではございません。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今、SGECという言葉が出てきたんですが、昨日から何度かその言葉が出てくるんですが、時間の関係もあるので要約していただければ、そのSGEC認証というのはどういうものかちょっと教えていただければありがたい。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

持続可能な森林管理がなされた山から生産された木材を使用することによりまして、一般材との差別化を図る。さらには、素材生産業者、原木市場、製材工場、流通業者へと順次証明体制をするものでありまして、需要者に対しまして、消費者でございまして、そちらに対しまして安心、適正な産地証明がなされた産材を届けるというようなシステムでございまして。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただいまの説明ですと、いわゆる町有林しかないというお話。なぜ町有林しか認証が受けられないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

認証につきましては、町有林と三井物産の山がございますが、三井物産についてはなかなか難しいところがございます。町有につきましては、今現在9,288ヘクタールの認証を受けているところでございます。なかなか個人の山の認証が受けられないということは、やはり認証につきましては、それ相応の金額がかかってきます。そちらのほうの負担するということがなかなか大変で認証が受けられないというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただいま説明があったのが一つの理由ではあるんでしょうけれども、私は今、お話聞いた中で、持続可能など言いましたよね。持続可能な森林を形成するというのは、これある意味で間伐を繰り返しながら植林をしていく。つまり森林の法正林づくり、繰り返し繰り返し伐期まで手をかけてあげるという、これが、多分民有林ではなかなかできないんだと。だから持続可能な森林を育成するという。そういうことは、やはり町のいわゆる公のお金をかけていかないと、なかなか無理であると。まして今、おっしゃったように認証を受ける場合にはいわゆる負担金が必要だということだと思えます。

皆さん、ご存じだと思いますが、農業ではGAP認証というのがありますね。このGAP認証も同じように、いわゆるトレーサビリティのようにしっかりと生産工程管理をしていく。そして、消費者にきちっとした商品をお届けすると。そのために検査を受けなきゃ、そのときに負担金が伴います。

ですから、このSGEC認証を受けるということは、町有林として悪いことではありませんが、この方法で本当にこれがいいのか。あるいはこういう製品を使って、木の町コミュニティ館を造ることが本当に望ましいことなのか。地域にとってですよ、地域にとって。建物じゃなくて。そういう検証はなされたでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

やはりSGEC認証林ということで、一般材と差別化を図って、できれば高額で買い取っていただくということもございますので、そちらにつきましては、関係団体といろいろな協議を

しているところでございます。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからも、重ねて答弁をさせていただきたいと思います。

S G E C 認証という特殊な認証をいただいた木材の利用というものを、南会津町としても推奨していく。その木の町の情報発信の中の施設として活用することで、一般に広めながらこの地域から生産される材料がその付加価値がついて高く売れるような仕組みの動機づけになるものというようなところの検証でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 昨日の説明によりますと、約300立方の木材が必要だということなんです、それはやはり町有林でS G E Cの認証森林でということで、これから委託契約か何かするんでしょうけれども、実際に町有林から伐採をして製材所に持ち込んで、こういう行為は既に行われていたと思うんですが、これはいつ頃から始められたのか教えていただきたい。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁をさせていただきます。

町有林には、認証を受けている町有林含めてでございますが、伐期適齢期の山がございます。町有財産の有効活用というところを含めて対応してきているわけですが、今回の木の町コミュニティ館の活用も含めて、視野に入れながら、全てじゃないですよ。視野に入れながら準備してきたのが平成30年と令和元年度でございます。

これは、自然乾燥によって木材を使えるだけの乾燥する期間が必要でございますので、その中で早めに伐採をして、業者さんに買い取っていただいて、それを製材事業者のほうに流通で流れていると。町では、木の町コミュニティ館という結構木材の量を大きく使う公共事業ありましたので、そういった情報を町内の製材事業者の皆さんに情報としてお知らせをして、確保していただくというような事前の情報発信をしております。

それらを踏まえて今後、今、議案になっていきます建設工事の、主体工事の議決がいただければ正式に調達の契約に入っていきたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 以前に私、川上と川下の定義づけの話をさせていただきましたが、一つの町村の中で川上と川下が完結するのではなくて、町村を越えて、地域を越えて川下というお話をさせていただきました。これが正しいことかどうかは別として、これを今、副町長が答弁されたS G E Cの、いわゆる町有林の生産を今、300立方というのは当面目安があったと。

建築の目安があったということなので、これからこのSGECの認証を受けた森林のいわゆる出材をし、製材をし、商品化して販売にまでつなげるという計画はどのようなふうにお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

SGEC認証林の今後の販売とかでございますが、そちらにつきましては、今後これから建設いたしますコミュニティ館の中で今、様々な町内業者を含め、さらには町外業者も含め、そちらのほうに流通加工の準備をするというところでございます。

もう一つは、町内産業につきましては、やはりなかなか限界がございますので、町外産業のほうにいかにか売っていくかということを今後検討していくというところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今の段階では、それほど具体的に計画を持っておらない、あるいは進めていこうという仕組みもできていないようですので、この件についてはこれで終わりますが、次に、昨日初めて聞いた言葉が出てきまして、経営事項審査というのがありました。その経営事項審査には、いわゆるこういう大きな工事をする場合だけじゃなくて、入札の登録業者として登録した者は必須項目なんではないでしょうか。お聞かせください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答え申し上げます。

経営事項審査というものは、建設業、これを認可を受けるためには、受けた業者については、その審査を通してその事業所の状況、こちらを認めていただくといいますか、どの程度の工事ができるものになっているかということを通すものでありますので、当然町の入札参加資格に申請をする場合には、それが必須となっております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 分かりました。

経営事項審査の内容、ちょっとお聞きしたいんですが、例えばその話にありました専任技術者が何人いるとか、あるいはこれまでの公共事業の完成工事の出来高とか、そういったこととか項目が何項目くらいあって、それがどのようなふうに影響してくるのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 経営事項審査の細かな項目の明細については今、手元に資料ございません。

しかしながら、この審査については県が行って、県で評価したものをそのコピーというか写しを町のほうに出していただくというようなことになってございます。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

手元に評価の基準といいますか、持っておりましたので説明させていただきます。

まず、客観点ということで、客観的事項というのがございます。これは、経営規模ということで、それ2点ございまして、工事種別の年間平均完成工事高、これとあと自己資本額及び利払前税引前償却前利益、あとは大きな2点としましては経営状況、これ経営の資産比率ですとかキャッシュフロー、そういったもの。

大きな3つ目が技術力ということで、工事種別ごとの技術職員ですとか元請の完成高。

大きな4つ目がその他の審査事項ということで、会社内の労働福祉の状況ですとか建設業の営業年数、あとは若年技術者とか技能労働者の育成ですとか確保状況、そういったその他の項目が9点ほどございます。これが客観点ということになっております。

そのほかに、昨日少し話題になりましたが、主観点ということで、障害者の法定雇用率の義務であったり、新卒者の雇用であったり、あとは除雪ですとか維持委託業務に係る実績、そういったものが主観点として評価されるということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 よく分かりました。

それで、ちょっと私がこれが素人だからこういう考えになるのかどうかちょっと分かりませんが、今、経営状況のお話をされたんですが、いわゆる会社の収益性というものをより客観的なその事項に入ると、こういうふうに解釈してよろしいんでしょうかね。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

客観点の中に、先ほどのとおり大きな2点目で経営状況、その中にキャッシュフローですとか利益剰余金というのが入ってございますので、これは会社の利益そのものを見る状況だと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 昨日、総務課長の答弁でしたか、やはり辞退者の理由が、言葉が合っているかどうか分かりませんが、おおむねその専任技術者が掛け持ち、工事が掛け持ちになると専任技術者がなかなかいないので辞退するんだというお話がありましたが、私はそれも当然

あるんだろうと思いますけれども、どうも設計額にその収益性を見いだせない方々もいるのではないかというようなことを、これはそういう的確な情報がありませんので、これから議会が終わった後、相手が答えてくれるかどうか分かりませんが、それぞれ町内の事業者を訪れて、一体どこに経営の課題が残っているのか調べていきたいとは思いますが、どうも私、この収益性ということを今お話しいただきましたが、やはりその設計額というのは業者にとって大変大きな何というんでしょう、決め手になるんだと思うんです。つまり、何回も言っているように収益があるから、今、言ったように剰余金があつて、その剰余金の中からいわゆる設備投資をして、設備投資をしてさらに技術者を要請して、そして、また働く作業員の方々に給与として回していく。あるいは事業がうまくいけばそれが賞与に跳ね返ってくる。これが事業体の最もオーソドックスなやり方だと思う。

どうもこう見ていると、どこに問題があるのか私分かりませんが、その辞退の理由の一つにはその設計上の収益性、これがちょっと弱いんじゃないだろうかと、こういう思いをしております。そしてまた、この収益性が低いと。言ってみれば、客観的事項の点数が下がっていくということになっていくんです。この仕組みですと。

こういうことを考えれば、町発注の工事については、競争性ですから競争の中で安い価格のほうに落札していくんですが、もともとの設計価格というものはできるだけ業者が余裕を持ってできるような設計にすべきだと思います。

これは、答弁は要りません。ただ、そういうことを昨日の馬場浩議員の質問を聞いて感じましたので、本入札の案件の中で少し確認をさせていただいたということでもあります。

以上で終わります。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 答えいたします。

私も設計額が本当に適切かどうか非常に不安な部分がございます、今年の1月から2月にかけて、少し業者さんのほうに意見アンケート求めました。

業種はいろいろあるんですけれども、業種ごとに46社の方にアンケートを取りました。33社からご意見をいただきまして、その内容につきまして、「適切である」というのが23社、「おおむね適切である」というのが6社、「適切でない」というのが2社、そして未回答が2社でございました。

その「適切でない」という2社の中身ですが、1社は一般土木工事、これは時期的に警備費、警備員の方、これは時期的に重なる時期があつて、高くなって割に合わないという部分と、あ

と建築1社は見積り時と発注時の金額の違いが出て、そこで少し利益が出にくいというような話でご意見をいただいております。

町として設計に問題があれば、私も国・県に何らかの機会に申し上げたいということでのバックデータとしてアンケートを取ってみましたが、結果してこのような状況でございました。しかし、南会津町、福島県、被災3県につきましては、今現在復興歩掛、復興係数、少し高い労賃になっておりますので、その係数を今後も引き続き上げていただきたいということで、会総協要望ですとか、そういったところに要望しているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今、答弁があったので再度質問させていただきますが、アンケート調査をされたというのは分かりますけれども、アンケート調査って設問の仕方が大事なんですよ。だから、私はその設問がどういう設問になっているか見ておりませんので、その回答の内容がそういう数字で出てきているかもしれませんが、公共土木については、設計上の不平や不満やそういう言葉を聞いたことないんです、私。建築については、かなりの数量、数字きています、私のところに。あれ、誰だか分かりません。誰だか分かりませんが、匿名でよこします。これを匿名ですから相手に返すことはできません。でも、やはり私は公のいわゆる町民からある一定の支持をいただいてここに立っているんで、私の責任において、これは調査をさせていただくということですので、ご了解をいただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかに質疑はございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 昨日の一般質問で時間切れになってしまって、聞きたい部分が残っていますので、再度質問をさせていただきます。

この工事価格ですが、これは資材を抜いた価格なんですか。施工だけの価格なんでしょうか。まずこれをお聞かせください。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、建築主体ということで、材料は支給されて、その後の加工ですとか組立てといいますか、それがこの建築主体の工事でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そういう説明が今になって出てくるんです。そして、もう一つお聞き

します。

経験者から見積りを取ったと聞きました。財務規則では、最低3者以上の見積りというふうになっています。これは何者から見積り取りましたか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

すみません。昨日、実績という話をさせていただきましたが、少し誤っておりまして、構造を仕様にまとめて、この内容でどのぐらいの労務費がかかるかということでの見積りを取ったということで確認させていただきましたので、すみません、昨日の話は訂正させていただきたいと思います。

見積りにつきましては、今ほどございましたとおり、最低3者ということになっておりまして、3者見積りの最低価格を設計の中で見ておるということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 具体的な名前は言われなと思います。ただ、お聞きします。それは、町内の方でしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

町内と町外含めて3者ということでございます。具体的な業者名につきましては、非公表となっておりますのでご理解いただきたいと思います。町外もあります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 単価に関しては理解できました。

それでは、その最後のほうになって、材料支給という副町長からの言葉が出たことについてお聞きします。

S G E C 認証とかいろいろあって、それを支給することになったというふうに言っていたんですが、今まで3月の時点で一般質問で町の公共事業やるときに支給したらどうか、分離発注して材料支給したらいいんじゃないですかと言ったときに、こういう話が全然出なかったです。今まで木の町コミュニティ館の説明、何回か受けました。そういう話が全然出なかったんです。そして、私の昨日の一般質問で初めてこれ材料支給ですって、時系列が全然合わないんです。

それで、幾ら議会の議決を受けなくても予算措置って予算があるでしょう。そのときの説明も全然ないんですよ。これってどういうことなんですかね。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答え申し上げます。

建築工事含んでのお話というか、予算ということで計上しておりまして、説明不足があったということでご指摘受けるのであれば、そこについてはおわびを申し上げたいと思います。

結果として建築本体の工事と、それから材料の部材の部分については別発注で動いていたと、議員からそのようなご指摘もあったというのも少し内容を変えた部分の一つであるというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 昨日の課長の答弁で、私がこれ見込みでつくらせているんじゃないかと言ったら、はいそうですと答えましたよね。ということは、もう加工しているんじゃないですか、これ。製材会社が。どうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 先ほど、材料の調達の話を上上げて、町産材から伐採事業者に売渡しをして、そのやつが製材事業者に入っているというふうなお話を申し上げました。

それから、その時点で町としては今後の公共工事として活用するおおよその数量、そういったものもお知らせしながら町の木の町コミュニティのときにそこから調達していただきたいというような流れで今、材料の確保をしているところでございます。

材料の中には、一般建築に使われる材料もございますので、丸太を刻んで柱材にしたり、板材を取ったり、それは通常の行為で行われているということも含めて、着手しているというような発言をしましたが、町が発注するために事前でもお願いしているということではございません。その誤解を解いていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 誤解を解いていただきたいと言われても、すごく誤解しやすいですよ。町がこのコミュニティ館を建設するために、これをやってくださいと事前に言ったんでしょう。町がお願いしたんでしょう。製材会社に。それって契約結んでいますか、ちゃんと。金額から何から。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 繰り返し答弁させていただきます。

町で今後の公共事業として必要となる材料の数量、見込み、それを事前に関係する、納入できる事業者さんは等しく情報提供しているということでございますので、この時点で町が意図的にどこかの業者さんに発注しているということではございません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 副町長の答弁では、特定の業者に頼んでいるわけじゃないというふう
に言ったんですけども、じゃ今の原材料、木材、それはこれからもし加工するとなれば、そ
れって今、どこにあるんですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 それらについては、町内の製材事業者の方が保管されているというふう
に思っております。保管されている中には、一部流通させることができるように柱材にしたり、
板材にしたり、準備行為に入っているところもあると思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ようやく何か理解できました。ほかにも流通できるという可能性を含
んだ中での製材会社に置いたということですね。そういう説明を受ければ、すぐこちらも理解
しやすいです。その上で確認します。

私は昨日、日本工業規格、J I S規格ということで質問しましたら、課長がJ A S企画とい
うことで農林規格ということになりましたよね。J I S規格認定工場という看板は、よく製材
会社のところに看板に建っているもので、それは分かるんですよ。何社かあるなど分かるん
です。ところが今度、農林規格、J A S規格の工場って、見たことないんです、私。実際には何
社ありますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 J A S規格の認定を持っている会社につきましては、2社でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、必然的にその会社に絞られてきますよね。J A S規格を
持っている会社じゃないと駄目ですよ、今回の工事仕様。

では、その会社は今回のこの工事入札の会社、この会社の中には製材業とこの建築業をやっ
ている会社があると思います。この中にありますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

製材を持っている中の、今回その含まれている会社というのは建築主体の発注された会社の
ことでしょうか。それとも今回の製材所の認証の規格を持っている会社のことでしょうか。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今回のこの入札した会社には、製材業も営んでいる会社もあると思

ます。そして、建築業もやっている会社もあると思います。この入札の会社の中に、同系列の会社でその認証を受けている会社はありますかということです。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 1社ございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

一般的に考えて多分、このJAS規格を取った会社というのは、多分、私の推測ですので思い込みかもしれません。多分、森林ネットワークのこの中に入っている団体じゃないかなというふうを受けているんですよ。そして、その中でこの入札で、この中にもその会社が必然的に絞られてくる。そこからしか調達できないような仕組みに、一般的に考えるとこういうふうな仕組みに想像、誤解しやすいんですけども、実際どうなんでしょうかね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

実際、町の中で製材といいますか、加工といいますか、そちらを持っている業者さんが6社ございますので、そちらにつきましては、例えばそのJASを持っている工場から買い取るなりということで対応が可能かというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 なるほど。そうすると、町内の業者、JAS認証を持っていない会社が例えば賃びきという形で、ある程度素材というか加工して、それをそのJAS認証の工場に持って行って仕上げをするというような、キャッシュフローというか工程なんだろうかね。どうですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

JASにつきましては、乾燥JASということで、乾燥する場合において工場といいますかそちらの乾燥機に入れて乾燥させると。それから、また最終的な製材に入るということでございますので、そちらにつきましては、各業者間の中で調整をするのではないかとというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 いろいろ議員、懸念といいますか、そんなようなこと質問されておりますけれども、確かに今、言われるようなことの中で、そのようなことを考えられる可能性としては

私もあると思います。

しかし、これは一つの木材の今の現状です。町が車をいろいろ買ったりします。ある程度指定します。そうすると、メーカーもそれから一般の販売会社も同じ入札します。指名します。全然本当ならば、そのメーカーが納品、一番安く納品しても不思議がないケースがあるんですが、私もそういうことをやった場合に全然別な会社がやはり入札で取るケースが過去にもありましたし、今もあるんですよ、現実には。

ですから、その流通の複雑さというのは、そういう面があるのかもしれませんが、決してそれでこれが、その疑いを払拭できるものとは思いませんが、でもその入札というかその業者を指定するというか、そういう中身の中ではそのようなこともあるので、その業界のいろいろな中でのその判断というもの、そしてまた、個人の事業者といいますか、その判断の中でやる判断されるものと考えられます。

ですから、確かに今の状況ですと、この2社なら2社にもう限定してそこでやるんだろうと、そういうふうに思われがちですけれども、決してそういうことじゃなくて、やはりできるだけ広い範囲の中で町としては皆さん方に関与していただいて、町の工事を進めたいというのが基本的にはその町の考え方がございますので、たまたまそういうことになったということは、確かに招きやすいので、その辺もこれは町だけで解決できる話じゃないんで、条件つければそうなるかもしれませんが、でもやはり町としては、一定のまず町産材と、これを使用するということ。これはSGECとか、そういうほかの条件を変えた中で、できるだけしっかりした材料を使いたいというようなことが根本にはありますので、誤解を解くような、誤解されないような、今後改善とかそういうことは必要だと思いますので、いろいろご指摘は分かりますが、そういうことをご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 おっしゃるとおりだと思います。それと、町長は公平・公正をうたっています。ですから、誤解をされやすいというのは、やはり甚だあれだと思います。自分のあれとは意思とは違うことだと思います。

であるならば、私は今、国土交通省が進めています地方公共団体における入札監視委員会、これ各自治体に回っているはずですよ。ところが、なかなか実施している自治体は少ないそうです。やはり入札のその透明性、そういうものを推進するためにこれ国土交通省がやってはどうですかというふうに言っているやつです。

ですから、やはり町長が公平・公正をいうならば、こういう第三者的な全部の入札をやれと

は言いません。高額な入札に関しては、やはりこういうチェック機関を入れたらどうでしょうかというふうに最後に提言して終わりたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑は以上で終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第48号 工事請負契約について（木の町コミュニティ館（仮称）建設事業電気設備工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今回のこの電気施設を落札された方、まだ星の郷ホテルの工事もやっていると思います。それで、確認のためお聞きします。主任技術者の重複は確認されましたか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、今議会の議決を得た後に正式な契約になってからそういったものが

出てきますので、今の時点では管理してございません。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 今、議員から星の郷ホテルの電気工事業者と同じではないかという質問でしたが、星の郷ホテルの電気の請負業者はこの業者とは全く別でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

それで、この工事の中で、設備工事が入ったら確かに5,000万円以下のやつは議会の議決をやることないというふうに私も分かりますが、参考のためにお聞きします。

この設備工事、上下水道、いろいろあると思います。空調設備。それに対しての工事の発注はどうなっていますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今回の木の町コミュニティ館の建設事業につきましては、建築主体工事、電気設備工事、今回議案出ておりませんが、機械設備工事ということで、もう一つの工事ございます。

機械設備工事につきましては、7社指名させていただきまして、設計額3,776万3,000円、契約額が3,696万円ということで、株式会社光和设备工業所南会津支店さんで今、仮契約をしているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 もう一度。光和産業。ちょっと早いもので。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 失礼しました。株式会社光和设备工業所南会津支店でございます。

○室井嘉吉議長 いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第49号 物品購入契約について（鳥獣被害防止施設資材購入）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第8、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（会津高原南郷スキー場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第51号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第51号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第51号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第52号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第52号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑は終わりました。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第52号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第53号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第53号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第53号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第54号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第54号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第54号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第55号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、議案第55号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第55号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第56号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、議案第56号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第56号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第57号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第15 議案第57号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第57号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第58号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第16、議案第58号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第58号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第59号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第59号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第59号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第60号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第18、議案第60号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第60号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎議案第61号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第19、議案第61号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第61号 農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。



◎報告第3号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第20、報告第3号 令和2年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号 令和2年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。



◎報告第4号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第21、報告第4号 令和2年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号 令和2年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終

ります。



◎議案第62号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第22、議案第62号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第23、議案第63号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今回の増額補正についてお尋ねするわけですが、制度上若干その所管の部分に入ってしまう可能性もありますので、その辺ご容赦いただきたいというふうにはまず申し上げて質疑させていただきます。

まず、今回の予算の中で、2,046万1,000円はこの納付金、これは県のほうから当初予算でも県のほうにも納付金の予算上がっていたわけですが、そこに県のほうから2年度分が確定して、今年度このくらい必要ですよということで納付要請があって、納付するということなのか、その点をまず伺いたいと思います。そして、介護、まずそこから伺います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

今ほどの国保の事業費納付金の関係でありますけれども、当初予算の段階では、県のほうから一応金額のほうは示されますが、それはまだあくまでの仮算定での結果と、暫定の納付金ということで県のほうから提示がございます。

最終的には、年度末の3月頃に確定した納付金の金額が示されるということで、当初予算の段階では確定した金額ではなくて、あくまで暫定的に示されました仮算定の額ということで計上させていただいております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 当初でその2億9,085万2,000円という数字が上がっていましたが、今回2,046万1,000円追加となるということで、これは前の話にもありましたけれども、コロナ禍で恐らく2年度実績からすると3億1,557万円という臨時議会で示された数字がありますけれども、それよりも低くなるだろうと、人数であったり所得であったり、そういうものが落ちるといふ推計の下にこの当初予算としては2億9,085万2,000円を計上したけれども、実際に臨時議会で5月14日に示された数字とかでは減額補正になりながらも3億1,557万円という国保税収が見込まれたと。そうすると、その所得とかそういうものが確定した段階ではこの数字と同程度になるというふうに見込まれて、税率とかそういうものはいくらなくてもこの県から通知されたというか要望されたというか、その納付金の増額分は賄えるというふうな見方でよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

今議員がおっしゃられたように、当初予算、国保税の当初予算というのは、その段階で翌年度の所得額も県への事業費納付金もまだ確定していないので、あくまで前年度の当初予算ベースの見込額ということで計上させていただいております。

年度が明けて、県の事業費納付金の額も確定して、確定申告も終了して所得額も確定したと。その上で、国保税の本算定をした結果、税率を上げなくても現段階の国保財政の中で賄えるということで判断したところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 最後にその介護給付金分現年課税分が減額となる理由を伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

国保税の中の介護分の減額の理由というご質問だと思います。

当初予算編成時のときに、県のほうから来年度の事業費納付金の見込みというような形で情報提供がありまして、最近の近年、高齢者の方のその医療費の占める割合が非常に上がっているということで、介護納付金につきましては、非常に増額される見込みであるというようなことの情報提供がございました。

ただ、今回の6月補正予算の計上に当たりまして、実際そこまでの影響はないと。税率は介護分を上げなくても賄えるだろうということで判断したので、今回このような減額の補正予算を計上させていただいたところでございます。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎令和3年陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第24、令和3年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務委員長、9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 総務委員長の大桃英樹です。

ただいま議題となりました令和3年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出の陳情の総務委員会の審議結果について、報告いたします。

この陳情につきましては、日本労働組合総連合会福島連合会南会津地区連合会議長、渡部盛男氏より提出されたものでございまして、その趣旨は多様化する行政需要に加え、新型コロナウイルスの出現によりワクチン接種や経済対策、感染防止対策など、さらに地方自治体の自主性や独自性が求められており、地方自治体の負担は一層大きくなっています。

また、近年多発している自然災害、大規模災害やデジタルガバメント化への対応も迫られておりますが、高まる需要に対し、現場レベルでは行政サービスを担う人材は不足しており、新型コロナウイルス対策により多額の財政支出が行われ、国レベルで今後の地方財源を十分に確保できるか、大きな不安があることから地方財政の充実をここで改めて求めるものでございます。

総務委員会では、この陳情について6月15日に審議を行いました。現在の新型コロナウイルス感染症を巡る地方の財政状況は大変厳しく、経済的な打撃が大きいことに加え、ワクチン接種や感染拡大防止策への対応を迫られております。

また、デジタルガバメント化への大きな急速な期待が高まっており、地方自治体に課せられた責務はこれまで以上に大きくなっているということは明らかでございます。

さらに、防災や子育て環境、地域医療の充実など社会保障に関しても都市と地方の格差は依然として大きく、地方財政充実を国や政府の責任において進めることが求められていると考え

ます。

以上のことから、この陳情に対する総務委員会の判断は、全会一致で採択すべきものとした
しましたので、ご報告申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります

これから令和3年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について採
決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、令和3年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情については、
採択することに決定しました。



◎令和3年陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第25、令和3年陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の
継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題としま
す。

本件について、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長、7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 文教厚生委員会委員長の丸山陽子です。

文教厚生委員会に付託された陳情、令和3年陳情第3号の「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この陳情は、令和3年5月25日、福島県福島市上浜町10番38号、福島県教職員組合中央執行委員長、國分俊樹氏並びに福島県南会津郡南会津町田島字南下原14番4号、福島県教職員組合南会津支部支部長、渡部秀和氏より提出されたものです。

この陳情の趣旨は、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子供たちを対象に被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担として行われておりましたが、この支援を引き続き震災復興・創生期間後も国の責任において被災者に寄り添った被災児童生徒就学支援等事業の継続と予算の確保をしていくことを求めるものです。

平成23年度から26年度までは、被災児童生徒就学支援等事業特別交付金を基金事業として実施されていましたが、平成27年度からは単年度の交付金事業として実施されてまいりました。令和2年には、第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針が定められ、東日本大震災復興特別会計の継続が示され、就学支援についても支援の必要な子供の状況と事業の進捗に応じた支援を継続するとしています。

このことを受け、文教厚生委員会では、去る6月15日に審査を行いました。審査は陳情の趣旨、内容の確認を行いました。東日本大震災から10年がたち、福島の再生に向けた動きは少しずつではありますが動き出しています。しかし、今なおふるさとを離れ、避難生活を送っている子供たちが多くいます。被災した子供たちが安心して学ぶためには長期的・経済的支援が必要と考えます。福島県に生まれ育った子供たちがひとしく教育が受けられるよう、被災した児童・生徒、そしてそのご家族を支援していくことは国の責務であると私たち文教厚生委員会は考えました。

このことから、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

以上、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります

これから令和3年陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、令和3年陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書は、採択することに決定しました。



◎議員提出議案第1号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第26、議員提出議案第1号 議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する決議を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎特別委員会委員の選任について

○室井嘉吉議長 ここで、ただいま設置しました議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員の選任については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員には、副議長、楠正次君、総務委員会より大桃英樹君、湯田良一君、産業建設委員会より渡部訓正君、室井英雄君、文教厚生委員会より丸山陽子君、川島進君、以上7名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました7名を議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、この7名を議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員は、休憩中に正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成をお願いします。

会議室は、議長室をお願いします。なお、委員長、副委員長が決定次第、議長宛て報告願います。

暫時休憩します。昼食休憩にします。

再開は13時とします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎特別委員会正副委員長の互選結果

○室井嘉吉議長 議員定数と議員報酬に関する特別委員会の正副委員長の互選結果は、委員長に楠正次君、同じく副委員長に大桃英樹君が互選されましたので、報告します。

議会運営委員会を中会議室2で開催します。

暫時休憩とします。

再開の放送は5分前に流します。

議会運営委員の方にお知らせします。

これから議会運営委員会を開催しますので、委員の方は中会議室2にお集まりをお願いします。

す。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時17分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開催します。



◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど、委員会提出議案2件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎委員会提出議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、ただいま議題となりました委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求め

る意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの出現により、地方自治体は新たに多くの行政需要が発生しております。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化が余儀なくされた町民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められております。

それと同時に、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など、少子高齢化の進展とともに従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタルガバメント化への対応も迫られております。

こうした地方の財源対応について、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、地方財政が十分に確保できるのか大きな不安が残されております。このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、地方財政の充実・強化を強く求める意見書を提出するものでございます。

提出先は、以下のとおりでございます。また、意見書につきましては、別紙のとおりであります。

議員各位におかれましては、趣旨に賛同いただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります

これより採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第2、委員会提出議案第5号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から趣旨説明を求めます。

文教厚生委員会委員長、7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 それでは、委員会提出議案第5号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、読み上げて提案理由の説明とさせていただきますと思います。

提案理由。

東日本大震災から10年が経過し、被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島県では、令和2年4月時点で、約6,500人以上の子供たちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。

よって、令和4年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施することを求める意見書を提出するものです。

提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

意見書につきましては、裏面にあるとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

上衣の着衣を願います。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 馬 場 浩

署 名 議 員 高 野 精 一